

平成19年第1回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
平成19年度施政方針並びに予算編成方針 (市長 石川道政君)	4
休憩	20
再開	20
議案の上程	20
議案の説明	
議第1号 (助役 太田松雄君)	20
議第2号・議第3号・議第4号・議第8号 (民生部長 渡辺兼雄君)	26
休憩	30
再開	30
議第12号・議第13号・議第14号・議第18号・議第26号・議第28号・議第29号 議第30号・議第31号 (民生部長 渡辺兼雄君)	30
議第5号・議第6号・議第7号・議第10号・議第15号・議第16号・議第17号 議第20号・議第32号 (経済建設部長 福井昭次君)	34
議第9号・議第19号 (美濃病院参事兼事務局長 岩原 泰君)	40
休憩	42
再開	42
議第11号・議第21号・議第23号 (総務部長 加納和喜君)	43
議第22号・議第24号・議第25号・議第33号・議第34号 (秘書課長 梅村 健君)	46
議第27号 (教育委員会次長兼教育総務課長 小椋茂樹君)	48
議第35号 (経済建設部参事兼産業課長 村井純生君)	49
議案の上程	49
議案の説明	

議第36号・議第37号（経済建設部長 福井昭次君）	49
議第38号・議第39号（市長 石川道政君）	50
休憩	51
再開	51
質疑	51
委員会付託省略（議第36号から議第39号まで）	51
討論	51
議案の採決	51
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	52
休会期間の決定	52
散会の宣告	53
会議録署名議員	53

第 2 号 (3月14日)

議事日程	54
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55
欠席議員	55
欠員	55
説明のため出席した者	55
職務のため出席した事務局職員	56
開議の宣告	57
会議録署名議員の指名	57
議第1号から議第35号までと市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	57
1. 新年度の施政方針と重点事業について	
① 「サイクルシティ美濃」の基盤整備について	
② 「ツアー・オブ・ジャパン」実施上の問題点と市民の関心度について	
2. 市の財政状況について	
① 市民に分かりやすく財政実態を公表できないか	
② 道の駅にかかる将来の市の財政負担について	
3. 下牧小学校と上牧小学校の再編成について	
4. 美濃病院職員の退職勧奨と看護師募集について	
石川市長答弁	60
後藤教育長答弁	63
岩原美濃病院参事兼事務局長答弁	63
再 野倉和郎議員	64
2 武井牧男議員	65
1. 妊婦無料健診の拡大について	
2. ゴミの減量化による経費節減の取組みについて	
3. 子育て支援策としての「ブックスタート事業」の導入は出来ないか	
4. 国民健康保険について	
① 現状の厳しい国保運営において、美濃市の人口形態から予測される医療費高騰 に対する見通し及び対応策について	
② 疾病予防施策について	
渡辺民生部長答弁	67
休憩	70
再開	70
再 武井牧男議員	70

3 森 福子議員	71
1. 本市の少子化対策について	
① 子どもをもつ女性が働くことを続けるために、本市の企業を対象にした市独自の支援制度ができないか	
② 県はゼロ予算のひとつとして、妊婦・乳幼児連れ駐車場の設置を推進しているが、本市においてもこうした駐車場を設置することができないか	
石川市長答弁	72
再 森 福子議員	73
4 西部和子議員	74
1. 伝建物「武藤家」の取得問題について	
市が取得を検討する理由として「第三者の手で壊されたり、それを理由に市に買い取りを求められることをさけるため」と説明されている。このような事態が生じる懸念が大きいと判断する根拠は何か。全国にそのような事例がどの程度あるのか	
2. 公債費の軽減策について	
19年度地方財政計画では、公債費負担対策として、政府資金の繰上償還ができるということであるが、当市は対象になるのか。また、その対応はどのような	
3. 多重債務者問題について	
衆院財務金融委員会で多重債務者を減らす対策として「自治体の相談窓口の充実」が付帯決議された。早急な対応が必要と考えるがどうか	
石川市長答弁	77
加納総務部長答弁	78
村井経済建設部参事兼産業課長答弁	78
休憩	79
再開	79
再 西部和子議員	80
石川市長答弁	81
再々西部和子議員	82
石川市長答弁	83
5 塚田歳春議員	84
1. 人口対策の一環として、民間アパートに入居されている若者を対象に家賃補助ができないか	
2. 図書館図書のパネルの増額はなぜ見送られたのか	
石川市長答弁	85
再 塚田歳春議員	86
石川市長答弁	87

再々塚田歳春議員	88
6 日比野 豊議員	88
1. インター前区画整理地へのバロー出店計画にお尋ねします。	
① バローより初めて出店の意向があったが、その後どうなっているのか	
② バローの出店計画に伴う区画整理事業計画の変更には、予定地内地権者全員の同意が必要であると思うが、どの様にお考えか	
③ 美濃商工会議所は、バローの出店に対し、商店・商店街の死活問題として出店反対を強く要望しているが、どの様にお考えか	
石川市長答弁	90
休憩	92
再開	92
再 日比野 豊議員	92
7 古田信雄議員	93
19年度施政方針と重要事業について	
1. 人口対策について	
① 人口対策としての、優良宅地供給の成果と今後について	
② 「にぎわいづくり」は人口増加に結び付くか	
2. 子育て支援としての安心して産み育てられる環境づくりの具体策は	
3. 都市環境（道路・都市景観）整備の市内全域の均衡について	
石川市長答弁	95
再 古田信雄議員	98
委員会付託（議第1号から議第35号まで）	99
議案の上程	99
議案の説明	
請第1号（10番 平田雄三君）	99
休憩	100
再開	100
委員会付託（請第1号）	100
日程追加（市議第1号）	100
議案の上程	101
議案の説明	
市議第1号（7番 古田勇夫君）	101
休憩	101
再開	102
質疑	102
委員会付託省略（市議第1号）	102

討論	102
議案の採決	102
休会期間の決定	102
散会の宣告	102
会議録署名議員	103

第 3 号 (3月22日)

議事日程	104
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
欠員	105
説明のため出席した者	105
職務のため出席した事務局職員	106
開議の宣告	107
会議録署名議員の指名	107
議案の上程	107
委員長報告	
総務常任委員会委員長 武井牧男君	107
民生教育常任委員会委員長 山口育男君	108
休憩	110
再開	110
経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君	110
委員長報告に対する質疑	111
討論	112
塚田歳春議員	112
平田雄三議員	114
市原鶴枝議員	114
古田信雄議員	116
議案の採決	117
日程追加(市議第2号)	122
議案の上程	122
議案の説明	
市議第2号(5番 武井牧男君)	122
休憩	123
再開	123
質疑	123
委員会付託省略(市議第2号)	123
討論	123
議案の採決	123
閉会の宣告	124
市長あいさつ	124

会議録署名議員	126
総務常任委員会審査報告書	127
民生教育常任委員会審査報告書	128
経済建設常任委員会審査報告書	129

議 事 日 程 (第 1 号)

平成19年3月2日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成19年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 議第 1 号 平成19年度美濃市一般会計予算
- 第 5 議第 2 号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 6 議第 3 号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第 4 号 平成19年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 8 議第 5 号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 9 議第 6 号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議第 7 号 平成19年度美濃市下水道特別会計予算
- 第11 議第 8 号 平成19年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第12 議第 9 号 平成19年度美濃市病院事業会計予算
- 第13 議第10号 平成19年度美濃市上水道事業会計予算
- 第14 議第11号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第15 議第12号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第13号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第14号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第15号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第16号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第20 議第17号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第21 議第18号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第22 議第19号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第23 議第20号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第24 議第21号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第22号 美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第23号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第24号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第26号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第27号 美濃市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第28号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第32 議第29号 美濃市留守家庭児童教室施設の設置及び管理に関する条例について
- 第33 議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 第34 議第31号 住みたいまち美濃市の環境を守る条例の一部を改正する条例について
第35 議第32号 美濃市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
第36 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
第37 議第34号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
第38 議第35号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について
第39 議第36号 市道路線の廃止について
第40 議第37号 市道路線の認定について
第41 議第38号 美濃市公平委員会委員の選任同意について
第42 議第39号 美濃市教育委員会委員の任命について
第43 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した事件

第1から第43までの各事件

出席議員（16名）

1 番	太田照彦君	2 番	森福子君
3 番	山口育男君	4 番	佐藤好夫君
5 番	武井牧男君	6 番	市原鶴枝君
7 番	古田勇夫君	8 番	古田信雄君
9 番	岩原輝夫君	10 番	平田雄三君
12 番	日比野豊君	13 番	児山廣茂君
14 番	加納喜代彦君	16 番	野倉和郎君
17 番	塚田歳春君	18 番	西部和子君

欠席議員（1名）

15 番 市原良英君

欠員（1名）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	助役	太田松雄君
教育長	後藤正之君	総務部長	加納和喜君
総務部参事兼 総合政策課長	平林泉君	民生部長	渡辺兼雄君
経済建設部長	福井昭次君	経済建設部参 事兼産業課長	村井純生君

教育委員会次 長兼教育総務 課 長	小 椋 茂 樹 君	美濃病院参事 兼事務局長	岩 原 泰 君
選挙管理委員 会・監査委員 事務局 長	古 田 伸 二 君	総務課 長	川 野 純 君
秘書課 長	梅 村 健 君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 田 金 義	議会事務局 次 長	古 田 則 行
議会事務局 書 記	太 田 博 康		

○議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成19年第1回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、平成19年度予算を初め、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（児山廣茂君） ただいまから平成19年第1回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（児山廣茂君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知を願います。

○議長（児山廣茂君） 本日の日程は、配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番 平田雄三君、12番 日比野豊君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（児山廣茂君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

第3 平成19年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（児山廣茂君） 日程第3、平成19年度の施政方針並びに予算編成方針について、市長石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第1回美濃市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会では、平成19年度予算10件を初め、補正予算10件、条例制定1件、条例改正11件、人事案件2件、その他5件の合計39件の提案をしておりますが、いつもながらの慎重な御審議を賜りますようお願いいたします。

最初に、平成19年度の市政運営を行うに当たって、施策の大要について基本方針を申し述べ、議員各位と広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成19年度は、単独の道を選択して3年目を迎える年であり、厳しい財政環境の中、限られた財源を生かし、第4次総合計画の後期計画の目標を着実に前進させる年でございます。市としての存続を図るだけでなく、美濃市の将来に向かって、「スローライフシティ」と「産業の振興とにぎわいづくり」を進めて、持続可能な発展を期し、健全財政を堅持しつつ、市民と協働した「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の本格的なステップアップを目指してまいりたいと思います。

第166回国会におきまして、安倍総理は「美しい国、日本」の実現には魅力ある地方の創出が不可欠としています。このたび美濃市は、「美しい日本の歴史的風土100選」にうだつの上がる歴史的町並みが選定されました。美濃市がこれまで進めてきた「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり」こそ魅力ある地方の創出であり、自信を持ってさらに推進することが必要と考えます。美濃市のアイデンティティーを一層高め、地方における「美しい国、日本」づくりの先導役を目指してまいりたいと思います。

平成18年度は、2大事業であるケーブルテレビ整備事業及び道の駅建設事業の大型プロジェクトを実施してまいりました。それぞれの事業が順調に進展しておりますことに、厚くお礼を申し上げます。道の駅につきましては、まるごと川の駅構想の拠点施設として、情報の発信、新たな産業振興、雇用の確保、防災活動など、持てる機能を発揮してまいります。ケーブルテレビにつきましては、本年1月末、約63%の加入率となりました。4月から本格的な放送となりますので、地域情報や防災情報の充実に努めながら、さらなる加入を推進してまいります。市内全域で高速インターネットが利用可能となりますので、市のホームページの充実や行政手続のIT化など、市民サービスの向上にこれまで以上に活用してまいりたいと思います。

次に、平成19年度国・県の予算についてであります。

国の平成19年度の予算は、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を図るため、従来 of 歳出改革路線を堅持・強化し、新規の国債発行額も前年度比15.2%減額の約25兆4,000億円としております。こうしたことから、一般会計の予算規模は、前年度対比4%増の82兆9,088億円で、政策的経費である一般歳出は1.3%増の46兆9,784億円となっております。一方、県の19年度一般会計予算の規模は、前年度比0.6%減の7,660億2,000万円で、6年連続の縮小予算となっております。「活力」と「安心・安全」づくりをテーマに、観光・産業振興や子育て支援などを重点に編成されております。

次に、平成19年度地方財政計画についてであります。

平成19年度の地方財政計画の規模は、83兆1,261億円と、前年度からわずかに減額となっ

たものの、ほぼ同程度の規模となっております。緩やかな景気回復及び税源移譲に伴う税制改革を受けて、地方税が15.7%と大幅に増加し、地方交付税が4.4%の減少となっております。歳出では、一般行政経費のうち単独分が3.5%の増加、投資的経費の単独分が14.9%のマイナスとなっております。地方交付税の現行法定率を堅持しつつ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保したとされていますが、総人件費の抑制や決算乖離の是正によりまして、歳出規模を抑制した上での必要総額の確保となります。また、地方税が増加するものの、税源移譲に伴う税制改革による影響分が大きく、自然増が多くは望めないことなどの理由によりまして、大半の地方都市がより厳しい財政運営を余儀なくされているところであります。

平成19年度の美濃市の予算についてであります。

こうした状況の中で編成をいたしました美濃市の平成19年度予算規模は、一般会計88億500万円、特別会計85億8,646万9,000円、企業会計35億4,843万4,000円で、総額209億3,990万3,000円となり、対前年比が一般会計の9.4%の減、特別会計で5.0%の増、企業会計1.0%の増となり、全体で2.2%の減となりました。一般会計は、平成18年度当初予算が道の駅整備事業、ケーブルテレビ整備事業といった大型プロジェクトを計上いたしておりましたので、本年度は9.4%の減額としております。本年度予算は、平成17年度当初予算88億4,300万円と比較しても、平成19年度は3,800万円の減額となっているところであります。また、特別会計では、国保会計が23.9%の大きな伸びとなっておりますが、これは医療費の増と、保険財政共同安定化事業の開始により、交付金及び拠出金が歳入歳出ともに計上されたことによるものでございます。

一般会計の予算規模88億500万円は、いわゆる「8805」、「発展、繁栄、輪になってゴー」という予算といたしました。

平成19年度予算の編成に当たりましては、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指すため、キーワードを「スローライフシティ」「産業振興とにぎわいづくり」といたしました。21世紀型まちづくりを推進し、真に市民福祉の向上を目指すために、環境、健康、福祉、教育、防災、新たに産業を重点施策といたしました。特にツアー・オブ・ジャパンとサイクルシティ美濃の推進、市民総参加の健康づくり、人口対策と子育て支援の三つを最重要事業と位置づけました。

予算編成の留意事項として、1点目に、厳しい財政改革に対応した平成まちづくり改革の推進と健全財政の堅持、2点目に、政策的意義、有効性、必要性に配慮した第4次総合計画後期基本計画の重点施策の推進、3点目に、徹底した行財政のスリム化と限られた財源の効果的展開の三つを基本といたしました。

それでは、三つの最重要事業につきまして御説明を申し上げます。

一つ、ツアー・オブ・ジャパンとサイクルシティ美濃の推進についてであります。

本年度三つの最重要事業のうち、ツアー・オブ・ジャパンとサイクルシティ美濃の推進について申し上げます。

国内最高峰の自転車レースと言われ、第11回となる本大会は、5月20日の大阪ステージを皮切りに、5月27日の東京ステージまでの8日間にわたり、国内外から16チームが参加して競技が行われる予定であります。5月22日に開催する美濃ステージは、うだつの上がる町並みをパレード走行した後、横越をスタート、和紙の里会館をゴールとする1周21.3キロメートルのコースを7周半するという長時間の競技となります。競技関係者はもちろん、大勢の観客に来市していただけますので、美濃市民挙げて歓迎し、レースを楽しみたいと思います。また、関係地域の皆様には御不自由をおかけする点もありますが、御理解と御協力を賜るようお願い申し上げます。

このツアー・オブ・ジャパンの開催は、スローライフ時代にふさわしい自転車を活用したまちづくり、サイクルシティ美濃の実現に向けての象徴的な事業としてまいりたいと思います。道の駅、番屋、和紙の里わくわくファームの3カ所にサイクルステーションの開設、道の駅とうだつの上がる町並みを結ぶ美濃1号線の歩車道の整備、自転車を活用した健康づくりなど、トータルな事業とし、美濃市まるごと川の駅構想の具現化に努めてまいりたいと思います。

二つ目に、市民総参加の健康づくりについてであります。

市民の質の高い生活の基本は、健康であります。このため、平成18年度に開始したわくわく元気推進事業をさらに拡大し、糖尿病など生活習慣病予防のため、できるだけ市民一人ひとりの健康の数値目標を定めて、民生部や教育委員会、美濃病院など、関係部署が横の連携を密にした健康指導を実施し、市民総参加の健康づくりを実施していきます。

健診体制の充実では、平成18年度基本健診の受診者数 2,046人の4%アップを目指すほか、基本健診受診者を対象に、いわゆるメタボリックシンドロームの改善を図る事後教室「おなかぺったんこ作戦」を充実します。平成18年度に開始した小学校5年生の親子健診は、教育委員会と連携して60%の受診率を目指してまいりたいと思います。この親子健診の受診者のうち、要指導者に対しては、チャレンジ目標を設定し、翌年度に再検査を実施したいと思います。

国保では、国保ヘルスアップ事業を充実させ、平成20年度から保険者に義務づけられる特定健診や指導の実施計画を策定します。美濃病院では、専門医療スタッフと大学病院が連携して、この地域の糖尿病の予防・治療・ケアの拠点となる糖尿病センターを平成19年度中に開設し、万病のもとである糖尿病の抑止に取り組んでまいります。そのほか、生活習慣病予防や、自転車を使った健康づくりなどの講演会やイベントを開催するなど、市民総参加による健康増進、生活の質の向上、健康寿命の延伸に努めてまいります。

三つ目に、人口対策と子育て支援についてであります。

まず、人口対策についての「産業振興とにぎわいづくり」について申し上げます。

平成17年3月の東海環状自動車道東回りの開通は、沿線に大きな経済効果をもたらしました。美濃テクノパークは、平成17年度をもって全区画に企業が進出し、現在は11社が操業しております。平成20年度の東海北陸自動車道全線開通に加え、東海環状自動車道の西回りも

進捗してまいりますので、高速道路の結節点である美濃市の交通利便性は確実に高まってきます。企業用地や住宅用地の需要増が予測されますので、商工業や観光などの産業振興と働き場の確保を図るため、人口対策を含めたにぎわいづくりに努めたいと思います。

産業面では、笠神・池尻工業団地可能性調査を実施し、工業団地の建設促進の足がかりとします。この地域は、平成12年度までに地域振興整備公団による岐阜県中濃地域における中核工業団地開発可能性予備調査が行われていますが、改めて調査を実施し、岐阜県に対して強く要望してまいります。景気の波は変動しますが、税収や雇用の確保、人口対策など、美濃市の将来に必要な事業となります。

観光面では、うだつの上がる町並みの整備が進み、交流人口増や空き店舗活用が顕著になってまいりました。引き続き、伝統的建造物群保存地区の保存事業や商店街の活性化対策事業などを進めてまいります。このたび「美しい日本の歴史的風土 100選」に選定されたことをさらなる追い風として、懸案であった旧美濃病院を解体撤去する観光ふれあい広場整備事業に着手し、当面の跡地利用として、一部を観光駐車場として利用を予定しております。旧病院取り壊し後の全体的な土地利用計画については、新年度にワークショップを開催し、市民の皆様に御意見を聞いて検討してまいります。

にぎわいづくりには、将来の安定した発展のためにも人口対策を欠かすことができません。優良宅地供給のため、西部、曾代、インター前、3地区の区画整理事業を引き続き推進するとともに、上生櫛地区の事業認可、組合設立などを進めて、本格的な事業着手といたします。また、旧美濃病院跡地周辺の東市場、吉川地内での区画整理事業を推進するため、推進会の設立、A調査を実施します。また、従来宅地開発支援に加え、市内の遊休地などに市道を整備することにより、宅地開発が早い時期に期待できる新道開発を進めます。

次に、子育て支援についてであります。

少子化問題は、日本全体の最重要課題の一つとなっております。国は、児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満第1子・第2子に対する手当を倍増し、一律1万円としましたので、所要の予算を計上しております。

美濃市では、子育て支援として、学童や乳幼児の福祉医療について、新年度は小学校6年生までの医療費を通院を含め無料化といたします。留守家庭児童教室については、藍見小校区で空き教室の整備を行うとともに、中有知小校区の遊童館が新年度からオープンいたしますので、市内全6教室で小学校4年生までを対象として完全実施をいたします。保育料は、引き続き保護者の負担軽減を図ってまいります。高額医療となる不妊治療に対しては、費用の一部を助成いたします。また、保健推進員と連携して、すべての第1子訪問を行うとともに、3歳までの乳幼児家庭へ定期的に母子訪問を実施し、安心して子育てができる指導や相談に努めてまいります。

次代を担う子供を安心して産み育てられる環境づくりには、仕事と子育てが両立できる体制が必要です。企業や地域の理解と協力により、子育て環境の充実に努め、子供の生き生きとした声が聞こえる地域を目指してまいります。

それでは、平成19年度美濃市の予算について、今申し上げました主要3事業のほかについて申し上げていきたいと思えます。

一つ、都市環境の整備についてであります。

施策の第1は、「風情のあるまち、くらしと交流の環境づくり」を目指す都市環境の整備についてであります。

既に前段で本年三つの重要施策において述べましたように、21世紀のまちづくりを推進することとし、「スローライフシティ」「産業の振興とにぎわいづくり」のための施策を実施してまいりますが、前段で触れた以外の施策について述べます。

町並み整備についてであります。

このたび「美しい日本の歴史的風土100選」に美濃市の町並みが選定されましたことは、市民や市の評価のあらわれでございまして、まことに喜ばしいこととさせていただきます。おかげさまで、美しい町並みが形成され、新店舗の出店や市民参加のイベントなどにより、町中には活力が生まれてまいりました。平成18年度は、日本まんなか共和国文化首都や金森長近公遷都400年記念祭など多くの交流事業を実施してまいりましたが、新年度は、観光協会や商工会議所と連携しながら施策を実施し、さらに活力と魅力を兼ね備えた「うだつの上がるまち美濃市」の形成に努めてまいりたいと思えます。

道路についてであります。

東海環状自動車道の全線開通と4車線化、東海環状自動車道の西回りルート建設促進を図ってまいりたいと思えます。県道につきましては、富加・美濃線が平成19年3月28日に供用となり、同じ日に供用開始となる市道広岡町・松森線とあわせまして、美濃インターなどと市街地を結ぶ道路網が格段に整備されるところであります。平成19年度は、上野・関線の（仮称）大矢田トンネルの早期整備を重点に、岐阜・美濃線、美濃・川辺線などの県道の建設促進に努めます。

市道整備につきましては、幹線市道、生活道路の道路改良、維持修繕、舗装、側溝整備、交通安全対策等につきましては予算の重点配分に努め、できる限り自治会要望にこたえていきます。また、平成17年度に市民協働で策定しました「あんしん歩行エリア整備事業推進計画」に基づきまして、古市場・松森線交通安全施設整備事業を実施し、安心して歩くことのできる道路整備を進めてまいります。

平成16年度から市民参加型による美濃市版の道普請方式を立ち上げましたが、道普請方式の普及を図って、さらに新年度におきましても引き続き啓発・推進に努め、市民と行政の協働体制を確かなものにしていきたいと思えます。

次に、下水道事業でございます。

公共下水道につきましては、平成18年度末の普及率が長良川右岸処理区でほぼ100%、左岸処理区も96.5%となる見込みであります。農業集落排水を含めた美濃市全体の下水道普及率を平成19年度末には85.6%の目標といたします。左岸処理区は、保木脇地区などの汚水管渠3.9メートルの整備を進め、長瀬処理区は、平成20年通水開始を目標に、浄化センター建

設と 1.5キロの汚水管渠整備を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、平成20年度の供用開始を目標に、乙狩地区の処理施設及び延長 980メートルの管路施設整備を進めまして、下水道事業とともに小型合併浄化槽の普及にも努めてまいりたいと思います。

また、平成17年度末の水洗化率は、公共下水道56.3%、農業集落排水64%で、公共用水域の水質保全及び下水道会計の経営安定化のためには、さらなる接続促進に努めてまいりたいと思います。

水道事業についてであります。

水道事業につきましては、富加・美濃線の供用開始やインター前の区画整理の進展に伴いまして、上水道第5次拡張事業計画に基づく整備を進めまして、生櫛の管理棟の電気設備及び松森送水管等を新設してまいります。また、安全な水の安定供給とともに、水道事業の経営の健全化を図ってまいります。半道簡易水道につきましては、平成18年度に実施した水源調査に基づきまして、試験井調査を始めたいと思います。

住宅対策についてであります。

住宅対策につきましては、区画整理による優良宅地の供給に加え、人口対策として優良宅地供給促進奨励制度をさらに奨励いたしまして、美濃市らしい住まいづくり事業も新たに進め、本年2月に設立されたNPO団体「美濃のすまいづくり」と協働しまして、市街地の空き家に子育て世帯が住めるよう、空き家のあっせんや改修費の助成を進めたいと思います。

市営住宅につきましては、消防法改正に伴い、火災報知機を順次設置していくとともに、松森住宅の公共下水道接続工事等を実施してまいります。

都市景観についてであります。

都市景観については、美濃市は平成17年6月に、東海3県で5番目、県下で4番目の景観行政団体として指定を受け、同年に美濃市景観形成基本計画を策定いたしました。この基本計画で抽出された景観資源をもとに、景観計画区域の設定や景観重要建造物並びに景観重要樹木等の指定、並びに屋外広告物の規制などにつきまして、美しい美濃市づくりのための美濃市景観計画を策定します。

スローライフ時代にふさわしい美濃市まるごと川の駅構想を進めるため、良好な景観の創出を継続してまいります。ツアー・オブ・ジャパンのコースとなる大矢田地区にポケットパークを建設するとともに、以安寺山を引き続き整備し、新たにふくべの森の整備計画を策定します。さらに、森林ボランティアなど市民参加による森林の景観づくりや、保全活動を推進する森林総合利用推進活動を実践しながら、豊かな多自然居住地域環境づくりを推進し、魅力のある地域の形成を目指し、美濃市まるごと川の駅構想の具現化を図っていききたいと思います。

交通環境についてであります。

交通環境につきましては、あんしん歩行エリア整備事業を初め、生活安全協議会活動を促進し、暴走族の追放や、高齢者や子供の安全を守ることを重点に、交通安全の指導や啓発に

努めます。また、安毛、富野の通学問題のほか、散歩道、通学道を初めとする、人に優しい交通環境の整備に努めてまいりたいと思います。

コミュニティバスについてであります。

コミュニティバス「わっちも乗るCar」につきましては、道路運送法の改正によりまして、公共交通のあり方を地域全体で協議するために、地域公共交通会議を設置したいと思います。バス路線を含めた路線の見直しや運行方法などについて検討してまいります。

次に、防災についてであります。

平成16年の台風23号災害の経験や、東海地震、東南海地震問題など、「安心・安全」に重点的に取り組んでまいります。市内全域の自主防災組織は94%の組織率となりましたが、100%の達成を目指します。市の総合防災訓練に加え、自主防災組織を中心に、AED（自動体外式除細動器）を中心にした救急救命講習や図上訓練などを導入しながら、みずからの地域はみずから守るという地域防災力の向上を図ってまいりたいと思います。

防災情報についてであります。今までの同報無線に加え、平成17年度から防災メール、消防メールを導入し、きめ細かな防災情報を発信しておりますが、平成19年度からは、ケーブルテレビによる情報発信に加え、新たに1,000円程度の自己負担による防災ラジオを市民の希望者に購入していただきながら、緊急時の連絡強化に努めてまいりたいと考えております。万一の災害時には、これらの伝達方法を使い、正確な情報を迅速に伝達しながら、防災・減災に努めてまいります。

洪水対策は、小俣川などの河川改良事業を実施するとともに、平成18年度から岐阜県が着手した長良川床上浸水対策特別事業による砂利採取や護岸工事などの促進に努めます。地震対策では、災害活動の拠点となる市役所庁舎の耐震化に向けて、耐震診断及び耐震改修の設計を実施するとともに、地震ハザードマップを作成します。また、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対し、引き続き所要の助成をしてまいります。

消防団活動につきましては、大矢田分団の動力ポンプつき積載車を更新し、ふれあい消防祭などを開催しながら、自治会と連携した活動の充実に努めていきます。

二つ目に、産業の振興についてであります。

施策の第2は、「先端型と交流型産業、創造力と個性ある産業づくり」を目指します産業の振興についてであります。

既に前段の「産業の振興とにぎわいづくり」において重点施策として述べさせていただきましたが、それ以外の施策について述べます。

産業の振興と雇用の拡大は、市の財政基盤を安定化させ、地域経済を活性化させ、かつ、だれもが安心して働くことができる豊かな美濃市を目指すために重要であります。

美濃市民間活力創生基金については、若者が新たな挑戦や再挑戦によりまして、いわゆるうだつを上げることができるよう起業家の自立支援をしていくこと、すなわち民活活力を活用し、産業の新たな創出や再生を図り、元気で活力あるまちづくりを進めていきたいと存じます。そのため、企業やNPO、グループ等の民間の活力を十分に発揮できるよう、うだつ

基金を活用して支援に努めていきます。

農業については、平成19年度から道の駅及び和紙の里わくわくファームの2カ所で農産物の直売所を新たにオープンします。これらの施設を活用しながら地産地消を一層進めて、産業として発展が期せるよう、安全・安心な農産物の供給とその生産環境の整備に努めます。また、市の道普請方式のほか、国版の道普請、農地・水・環境保全向上対策事業を始めます。さらに、効率的な農業経営や地の利を生かした将来性のある産業として、付加価値の高い生産を奨励し、農業の再生に取り組んでまいります。また、電気さく補助制度により、有害鳥獣駆除対策の充実や、松森のため池改修等も実施してまいります。

林業についてであります。美濃市まるごと川の駅構想を推進し、水源を確保し、多様な森林の機能を生かしていくことは、美濃市の将来のまちづくりに大変重要であります。市内130ヘクタールの間伐事業や森林整備地域活動支援事業を実施するとともに、市民ボランティアを養成して、荒廃が進む里山林の整備・保全に取り組み、川の駅構想の具現化に努めていきます。森林文化アカデミーを卒業した若者の地元定着を促進するため、林業起業家支援施設として工房の運営補助や卒業生賃貸住宅家賃補助制度を継続するとともに、NPO「杣の杜学舎」により小倉公園の樹木管理等を進めてまいります。

商工業と観光についてであります。

産業振興の主な施策は前に述べたとおりであります。将来の安定的な発展を期すためには、商工会議所や各業界と連携し、市内の遊休地を活用したり、新たな工業団地を計画して優良企業の誘致に努めて、高速道路等の地の利を生かした産業の集積を構築していきたいと思っております。中小企業については、時代に合った元気な企業へ転換できるよう、中小零細企業の振興対策や小口融資のあっせん、利子補給などに当たりたいと思っております。

商業・観光の振興については、美濃市の観光イメージPR事業として、ツアー・オブ・ジャパンのPRや美濃市の観光イメージを番組間にスポット放送する岐阜テレビのフィラー放送を開始します。ラッピングバスのほか、国交省や岐阜県と連携して、地域観光マーケティング事業や、ぎふデスティネーションキャンペーンに参加し、町並みや美濃和紙、大矢田神社などへの観光客の増を図ってまいります。

プレミアム商品券の発行を継続するとともに、空き店舗対策の商店街の活性化事業、観光客ニーズに対応する新店舗改装事業、景観に合った店舗づくりアドバイス事業、民間活力創生基金の活用など、魅力ある商店の出店や改装を促進します。あかりアート展やあかりの町並みなどのイベントの充実や、指定管理者制度を活用した既存観光施設の運営充実を図り、観光客の満足度を高めていきます。町中のにぎわいを醸し出すだけでなく、市街地からさらに面を広げて、道の駅や川の駅構想を実践し、商業・観光の活性化に努めてまいりたいと思っております。

美濃和紙の振興についてであります。

平成18年度には新たに2人の後継者を迎え、美濃市は全国で最も活力ある和紙産地の一つとなってまいりました。紙すき職人を目指す若者の支援や後継者の育成に取り組むとともに、

将来にわたって生活を維持し、活動できる市場の確保や、経営基盤の強化が必要です。中小企業ものづくり総合支援事業によりまして、美濃和紙を地域ブランドとして地域商標への登録を平成19年度中に目指すなど、県紙業連合会、美濃手すき和紙協同組合と連携しながら、新商品の開発や商品発表会等の支援をするとともに、和紙の国際化や企画宣伝を徹底して和紙産業の活性化を図ってまいりたいと思います。

和紙の里会館では、企画展を充実するとともに、ぎふデスティネーションキャンペーンに積極的に参画し、入館者の確保に努めます。また、和紙スクールに新たに5日間のコースを開設し、後継者の発掘や短期滞在型の観光コースとして、美濃和紙の魅力を発信してまいりたいと思います。

次に三つ目、市民生活の向上についてであります。

施策の第3は、「生涯現役、健やかでこころふれあうくらしづくり」を目指した市民生活の向上であります。

既に、重点施策におきまして人口対策や子育て支援について述べました。健康、安全・安心については一部を省略しまして、そのほかについて説明をいたします。

子供から高齢者まで、すべての市民がスローライフの時代にふさわしい、ゆとりと安心の中で、心豊かに心身ともに健康で、自分らしく生き生きと充実した生活を送ることが大切です。お互いの人権を尊重し、保健・福祉・医療の連携を図りながら、優しく心温まる安全で安心な市民の暮らしを重視した一体的な施策を展開してまいります。

福祉についてであります。スローライフの時代こそ、不安なく高齢者や障害者、女性、児童、外国人等、すべての人が自立し、支え合い、自分らしく、自己実現を目指して、尊厳を持って、個々の市民が生き生きと生活して、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現していくことが大切です。

地域福祉につきましては、高齢者や障害者、あるいは各年代間に存在する不安やストレス、虐待、引きこもり等の問題に地域が自主的に取り組んでいかなければなりません。そのため、地域ぐるみで支え合う体制を整えて、市民が進んで参加する市民協働型福祉のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。こうしたことから、社会福祉協議会の在宅福祉サービス事業を支援するとともに、市民、社会福祉協議会、ボランティア団体などと協働して、出張所も活用しながら、地域福祉推進体制の構築を図ります。

次に、児童福祉についてであります。

子育て支援として、保育の充実につきましては、延長保育や一時保育、乳児保育、障害児保育などの保育サービスを美濃市らしく充実していきたいと思います。加えて、保育料については前年度並みに軽減率を30%程度として、保護者負担の軽減を図ります。病後児保育についても、引き続き保育園と検討を重ねてまいりたいと思います。

また、地域子育てセンター事業や地域保育センター活動事業、コミュニティママ子育てサポートモデル事業を実施するなど、児童の健全育成や子育て支援施策を積極的に展開してまいります。児童虐待等に対しましては、きめ細かく各種機関が連携して、未然に防ぐ体制づ

くりや救済のための相談体制の充実を図ってまいります。母子自立支援員によりまして、母子家庭の就労等の支援もしていきたいと思っております。ひばり園につきましては、自立支援法に基づく児童デイサービスに努めるとともに、保育園、幼稚園との交流保育の実践を図り、その指導・相談内容の充実にも努めてまいります。特に当市では、発達障害児の早期発見・早期治療のため、美濃市独自の療育システムを構築し、専門スタッフによる療育相談や家庭教育プログラムを作成していきたいと思っております。

特に障害者福祉につきましては、障害者自立支援法に基づき、身体、知的、精神の3障害を包括したサービスを実施してまいります。障害者がみずから主体的に身近な地域社会の一員として普通に生活できるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、社会参加の促進事業、在宅福祉事業、相談事業に取り組んでまいります。自立支援施設に通所する障害者への支援として負担軽減を講ずるとともに、本年10月から障害者自立支援システムが運用開始となりますので、その体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

高齢者福祉につきましては、さまざまな問題を自分の問題と感じ、問題を共有して、ともに行動するという考え方を基本理念として、健康づくり、生きがいづくり、地域づくりを基本目標に施策を展開してまいります。

老人保健法が改正となり、平成20年4月からは後期高齢者医療制度に移行します。広域連合による新体制での業務遂行となりますので、新電算システムの運用試験など、円滑な移行を図ってまいります。念願の特別養護老人ホーム「輝きの杜」が新年度からサービス開始となりますので、償還金の補助をしてまいりたいと思っております。

在宅福祉サービスにつきましては、高齢者の健康相談やシニアクラブ活動の推進、シルバー人材センターの支援などとともに、東海地震等に備えた家具の転倒防止居宅安心事業、コミュニティサポート事業などを実施して、高齢者の自立支援や社会参加の促進に努めます。高齢者いきいき住宅改善助成、緊急通報サービス、介護者慰労金等々の在宅福祉サービスの展開や、老人保健制度、老人保護措置制度の円滑な推進を図りながら、高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めてまいります。

次に、介護保険につきましては、平成18年度から制度全体が予防重視型のシステムに転換されました。高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるように支援を行う地域介護の拠点として、市町村ごとに地域包括支援センターが設置されましたが、開設2年目を迎える高齢者支援センターについては、介護予防システムを構築して、介護予防事業を主に展開してまいります。

地域改善対策についてであります。市民や団体等との参画と協働を推進しまして、あらゆる場と機会をとらえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、あらゆる偏見や差別のない、国民一人ひとりの人権が尊重される、明るく安心して暮らせる社会づくりに努めてまいりたいと思っております。また、美濃会館を拠点とした地域住民との交流事業の取り組みも展開してまいります。

医療についてであります。

新病院開設5年目を迎える美濃病院は、地域の中核病院として、また市民総参加の健康づくりの拠点の一つとして、市民に安心・信頼される病院であることを目指します。スタッフを充実させ、経営基盤を確立し、高度な専門医療の提供を初め、患者サービスの充実を図ってまいります。本年度に糖尿病センターを開設するとともに、経営基盤の安定化を図るため、DPC（診断群分類別包括評価）システムの導入を目指し、医事コンピューターを更新いたします。また、院外処方へ移行し、中長期にわたる経営安定化に努めてまいります。地域の救急医療体制を拡充するため、在宅当番医制度、病院群輪番制度、歯科の休日在宅当番医制の実施に努めてまいります。

国民健康保険についてでございますが、国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしております。しかし、加入者の高齢化、保険税収入の減少、医療費の増加等により、厳しい財政運営を余儀なくされているところであります。こうしたことから、収納率の向上に向けてより一層の増収に努めてまいります。将来に向けた安定経営のためには、本年度は保険税の検討をいたします。なお、引き続き医療費の適正化、人間ドック負担軽減及び保健センターと連携した保健事業の推進を図ることにより、安定的な国保運営に努めてまいります。平成20年度から特定健診、また指導が保険者に義務づけられるため、その実施方法について計画を策定してまいります。

次に、生活環境についてであります。

一般廃棄物については、中濃広域行政事務組合へ搬入する一般廃棄物の量は、ここ数年、ほぼ横ばいの状況となっております。地球温暖化防止や処理負担金の軽減、ごみ収集を無償で継続するためには、一層のごみの減量化とリサイクルの徹底が最も重要であります。分別や、生ごみ処理機の普及や、資源集団回収の奨励を行うとともに、法定家電4品目を初めとした廃棄物の不法投棄のパトロール等々、徹底したごみの減量作戦を実施しまして「ゴミゼロ社会」づくりを目指してまいりたいと思います。また、引き続きハッピーマンデーにごみの特別収集等を実施しまして、市民のニーズ等にこたえ、きめ細かいサービスに努めてまいります。

産業廃棄物については、環境保全に関する条例や産業廃棄物保管の規制に関する条例に基づき、県とも連携し、徹底した管理・監視体制の強化を図って、快適で美しい美濃市を守るため、環境保全対策に努めてまいります。自然との共生を考え、川の駅構想を推進するため、身近な自然環境の保全事業など、生態系を重視した保全に取り組んでまいります。

次に、安心・安全についてであります。

子供たちの悲惨な事件を防止するため、緊急子ども見守り隊の活動を継続して、地域ぐるみで事件の抑止と防止啓発に努めます。また、水難事故防止のため、警察、消防署と連携し、パトロールや事故防止の啓発に努めてまいりたいと思います。

四つ目に、教育・文化の向上についてであります。

「体験とふれあい、人と文化と交流づくり」を目指す教育・文化の向上について申し上げます。

時代や社会の変化の中で、さまざまな課題を乗り越えて強く豊かに生きるためには、心豊かでたくましい人材を育てていくことが極めて重要であります。そのため、人間力の向上、文化力の向上を目指した教育・文化の向上を重点施策として進めていきます。

学校教育についてであります。

学校教育につきましては、安心して学ぶことや、子供たち一人ひとりに基礎・基本を学ぶ意欲や、みずから考え主体的に判断する力など、確かな学力を身につけさせなければなりません。また、公共心や他人を思いやる心など、豊かな人間性や社会性を身につけた、豊かな心を持ったたくましい子を育成しなければなりません。したがって、美濃市の教育プランを実践し、すぐれた面を伸ばす個性化教育と、体験を重視する心の教育を進めてまいります。

学校再編成については、今後も市の計画どおり進めていくべく、地域の理解を得てまいりたいと存じます。現在まで、学校再編成を契機にして、市独自の少人数指導を導入し、児童・生徒一人ひとりの興味や関心による課題や、習熟度、学習進度別に応じて、伸び伸びと個に応じた学習を実現させたところがございます。今後も、個性を伸ばし、基礎的・基本的な学習内容を確実に習得させるため、複数指導者による少人数学習指導や基礎学力の定着指導を推進し、市単独の講師を配置してまいります。

また、国際化に対応して、小学校では各クラス年間22時間、中学校においてはJ E Tに加えて35時間の英語指導をする英語指導助手（A E T）を配置します。さらに、小学校においては英語学習推進校を2校指定しまして、3年生以上の年間の指導時間も32時間として英語教育を推進していきます。また、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育を推進するための心の相談事業や、ほほえみ教室等の教育相談事業、発達障害等の子供に対する適正な支援と個別指導を行う特別支援教育事業を推進します。

学校の施設整備として、中有知小学校プールを改築してまいりますとともに、各校の維持修繕を行ってまいります。

次に、情報化社会が進展していく中で、子供たちがコンピューターやインターネットを活用して情報社会に対応できる情報化能力を高めるため、校内L A Nともあわせた情報教育の推進に努めてまいります。児童の体験活動につきましては、雄大な風土の中で営まれる大規模農業の体験や大自然、そして土幌町の人たちとの交流を通じて、豊かな人間性や社会性を身につけさせるために、小学校6年生希望者全員を土幌町フレンドシップ交流事業に派遣いたします。また、市内の企業の協力をいただきながら、中学校2年生の職場体験学習を進めてまいります。

次に、生涯学習についてであります。

今日、市民のだれもが、ゆとり、心の豊かさ、自然との触れ合い、本物志向などを求めるライフスタイル「スローライフ（ゆったりと人生を楽しむ生き方）」を望むようになってきております。市の力は市民の力にありますので、わけても美濃市民の人間力、文化力を高めるためには、市民一人ひとりが自由に学び、そして高め合い、その成果を地域社会の中で生かして、生きがいを持ち、生涯にわたり自己実現を図ることができる、一人ひとりの後押し

ができるように、さまざまな生涯学習の推進が大変重要であります。

生涯学習は、市民参加の協働によるまちづくりを促していくものでありますから、生涯学習を施策の重点目標として、生涯学習マスタープランにのっとり、「1市民－1芸・1スポーツ・1ボランティア」を実践目標に、その推進体制づくりに努めてまいります。本年5月にはツアー・オブ・ジャパン美濃ステージを開催し、生涯学習や川の駅構想、あるいはサイクルツアー構想も視野に入れて、健康に留意した自転車に親しむ教育や生涯スポーツ活動の推進に努めてまいります。また、平成24年度の岐阜国体の美濃市開催種目であるロードレースが内定しておりますので、その準備も進めてまいりたいと思います。

次に、平成18年度から出張所機能を見直し、地域サービス施設へ転化をしました。地区公民館活動や子ども公民館事業に加えて、地域活動支援事業補助金の創設により新たな地域活動が始まり、平成18年12月には藍見地区公民館が文部科学大臣表彰を受賞いたしました。出張所を拠点とした生涯学習活動の一層の推進に努めてまいります。また、岐阜大学や森林文化アカデミーと連携したワークショップや、わくわくチャレンジなど、体験・交流・奉仕事業や、さまざまな分野のボランティア、リーダーの育成、さらには図書館の充実に取り組んでまいりたいと思います。

美濃中学校の柔道場の畳を更新するとともに、引き続き、安心してボランティア活動や地域活動、スポーツ活動、その他の生涯学習活動ができる受け皿として、市民全員の年間を通じた保険「美濃いきいき保険」へ加入して、生涯学習のまちづくりをバックアップしたいと思います。

次に、文化振興についてであります。豊かな伝統文化を未来に引き継ぎ、新たな文化の創造を目標とする活動は、美濃市のアイデンティティー（特性・顔）を確立し、市民が文化力をつけて、スローライフを営む上で欠かすことのできないものであります。

重要伝統的建造物群保存地区につきましては、平成18年度までに72件の修理・修景が行われ、本年度も6件の修理・修景を予定しております。現在、市長の諮問機関において伝建物の取得について意見を聞いておりますが、そのほか、歴史的町並み景観の形成と市街地の活性化に努めてまいります。

国指定文化財の長蔵寺、県指定文化財の岩屋観音円空仏、市指定文化財米屋町練り物の修理に対し、それぞれ所定の助成をしていくとともに、美濃市が主管でございます全国重要無形文化財の保持団体協議会総会及び秀作展を今年度は開催いたします。そのほか、流し仁輪加、ひんここ等の伝統文化の継承・保存・育成に努めるとともに、県道富加・美濃線、あるいは美濃インター前の区画整理事業用地内の埋蔵文化財の発掘調査などもしてまいります。

文化・芸術面では、昨年、10周年記念事業として開催したアーティスト・イン・レジデンスの美濃・紙の芸術村事業も引き続き実施し、美濃和紙の情報発信や国際交流を推進してまいります。芸術文化鑑賞機会の充実にも努めて、市民ミュージカル、今年度は「天狗の漉いた手漉きの紙」の公演を開催したいと思っております。

最後になりましたが、五つ目に、市民参加の推進についてであります。

これは、「活発な市民活動、参加のシステムづくり」を目指す市民参加の推進について申し上げます。

4月からケーブルテレビが本格運用となります。地域放送である長良川チャンネルでは、毎日、美濃市の番組が放送されますので、市の情報に加え、地域情報の充実を図ります。

「市民総タレント」として市民みずからがケーブルテレビに出演し、活用できるような場もつくってまいりたいと思っております。ケーブルテレビ網を活用して公共施設を結ぶ地域イントラネットを整備し、市民サービスの向上に努めるほか、低所得者に対するケーブルテレビの視聴料の助成を開始いたします。また、大容量のブロードバンドとして高速インターネットの利用が市内全域で可能となり、「だれでも、どこでも ユビキタス社会」の到来に備え、ITを活用した市民サービスの向上や企業誘致などに努めてまいりたいと思っております。

市の重要課題につきましても、市民本位の市政を志向して、今も常に市民の皆様の意見を聞き、パブリックコメントやワークショップ等を通じて、市民の皆さんに参加をいただいているところでございます。今後も、市政の重要課題に市民の皆さんの参加を得て、提案や評価をいただき、市民みずからの力が発揮できるように、さらに協働のまちづくりに参加できる仕組みづくりに努めてまいりたいと思っております。この中では、さらなる情報公開やアカウントビリティ（説明責任の遂行）やパブリックコメント（市政に対する市民の意見や評価の取り組み）にも取り組んでまいります。また引き続き、市長との対話事業であります市長への手紙やEメール、夢トーク、おしゃべりサロンなどにより、市民の立場に立った、市民のための、市民に開かれた市政を進めてまいりたいと存じます。

また、公共分野における自治会、各種団体、ボランティア、サポーター、NPO等との協働事業の推進手法として、平成16年度に市民の皆さんに道普請方式を提案させていただきました。引き続き、市道、農道、林業施設等の市民との協働型の維持管理を予定しておりますが、さらには、現状の市民活動に加えて、公園や生涯学習施設など、さまざまな公共施設や行政サービス、あるいは景観形成活動にも広げていきたいと思っております。

男女共同参画につきましては、行動計画「いきいきプラン美濃」を新たに策定するとともに、市民フォーラム、女と男共生講座等による啓発に努めてまいりたいと思っております。

広報と広聴につきましては、「広報みの」やホームページに加え、既に述べましたが、ケーブルテレビを通じて市政情報を提供するとともに、広聴活動の一環として、夢おこし市政懇談会を開催して、市民の夢や希望や、市政に対する率直な意見を聞いて、市政運営につなげていきたいと思っております。引き続き、情報公開制度により、市民に開かれた市政を進めてまいりたいと思っております。

平成まちづくり改革についてであります。

平成まちづくり改革でございますが、平成17年1月の平成まちづくり改革大綱及び3月の行動計画に基づきまして、改革を着実に推進してまいりました。平成16年度から18年度までの3年間で、職員14人の削減、事業の見直し、経費の節減、補助金交付の適正化、出張所機能の見直し等によりまして、金額に換算できるもので8億円以上の削減を図ってまいりました。

た。新年度においても、経常的経費5%の削減、各種団体への運営費等の補助金は平成15年度予算額の20%減、各種イベント補助金は前年度予算額の5%減とし、予算編成をしたところであります。

しかしながら、この間に、三位一体の改革、歳出・歳入一体改革など、国の行財政改革がさらに変わりまして、地方の行財政制度の態様は平成まちづくり改革大綱の策定当時に比べて大きく変革しております。2011年に国及び地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すためには、徹底的な歳出抑制が地方にも求められているところであります。新年度においても、個人住民税の税率のフラット化や、地方交付税に新型交付税や「頑張る地方応援プログラム」が導入されます。これらの改革により、市税収入の総額はふえますが、地方交付税は減額を続け、新年度も地方交付税の現行法定率については維持されるものの、歳出抑制基調によりまして交付税の総額は前年度比4.4%の減額となっているところであります。

こうした状況により、地方自治体の大半は、まことに厳しい行財政運営を余儀なくされております。本市も例外ではなく、美濃市が存続し、将来にわたって安定的な人口を確保し、にぎわいと産業振興により美濃市の活力を持続していくためには、事業の絞り込みと未来を見通した施策が求められます。健康で安心な生活が営める美濃市を築くためには、少子・高齢化対策や防災など、市民福祉向上のための施策も大変重要であります。また同時に、教育についても、未来を担う子供たちを心豊かでたくましく育てるために欠かすことはできません。すべての市民が健康で、生きがいに満ち、心豊かな日々を過ごしながら、多くの人々に美濃市を訪れていただき、この地に住む喜びと誇りを市民ぐるみで共有するためには、多種多様な施策が必要となります。

健全財政を堅持しながら、政策的意義、あるいはその必要性などに配慮した事業の選択によりまして、限られた財源で最大限の効果を引き出さなければなりません。そのためには、さらなる行財政改革に取り組み、行政のスリム化を図るとともに、新たな財源の発掘をしていきたいと存じます。

平成19年度には、新たに第2次平成まちづくり改革に取り組みまして、より厳しい行財政改革を実施して、これにより人件費の抑制、事業の総点検、施設管理の見直し、受益者負担のあり方など、市政全般にわたる再評価を行い、新たな行動計画を策定したいと存じます。

市民と行政が協働して創意工夫し、我慢するところは我慢し、未来に向かって互いに力を合わせて努力していくことが、「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまち 美濃市」への道であります。これは、今日まで美濃市が行ってきた市政運営の基本でございます。市政運営に当たっては、私を初め、職員一人ひとりが基本計画を達成するため、みずからを高め、清廉にして、新しい政治である、市民と協働してまちづくりに努力していかなければならないと思います。そのように努めてまいりたいと思います。そのためには、さらなる市民の理解と信頼を得ることに努めなければなりません。また、市民の立場に立ち、常に市民のために公務員としての責任と自覚を認識し、市民主体の個性と魅力のある「住みたいまち 訪れ

たいまち 美濃市」の実現に全力を傾注してまいります。あわせて、21世紀にふさわしい市民サービスと市民本位の行政システムの構築に取り組んでまいりたいと思います。

小さな市だからできる、お互いの顔が見えるからこそ可能な方法がまだまだあります。私は、今後も議会や市民の信頼を得て、市長として引き続きその先導役となり、その責任を果たすため、先頭に立って、新たな決意のもとに、市民の最大の幸福が得られるよう、より市民の声を大切に、市民主体の市政を進めてまいりたいと存じます。さらなる市民の皆様、あるいは議員の皆様の御指導、御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上、新年度に対する基本方針と主要施策について述べさせていただきました。御清聴ありがとうございました。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第4 議第1号から第38 議第35号まで（提案説明）

○議長（児山廣茂君） 日程第4、議第1号から日程第38、議第35号までの35案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第1号について、助役 太田松雄君。

○助役（太田松雄君） それでは、議第1号 平成19年度美濃市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成19年度の予算編成に当たりましては、景気の緩やかな回復や税源移譲に伴う税制改革等により、市税の増収が見込まれるものの、歳出・歳入一体改革による国庫補助負担金の見直しや新型交付税の導入による地方交付税の削減など、財政状況は依然厳しいものがあります。こうした状況の中、行財政改革を着実に推進し、持続可能な健全財政堅持に努め、小さくてもキラリと光る「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現のために、「スローライフシティ」「産業振興とにぎわいづくり」をキーワードに、環境、健康、福祉、教育、防災及び産業を重点施策として、ツアー・オブ・ジャパンとサイクルシティ美濃の推進、市民総参加の健康づくり、人口対策と子育て支援を重点事業と位置づけ、編成いたしました。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の平成19年度美濃市予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億500万円と定め、予算の款項の区分及び当該の区分ごとの金額を、「第1表歳入歳出予算」と定めるものとございます。

第2条は、翌年度以降にわたり債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、「第2表債務負担行為」によるものと定めるものであります。

第3条は、建設事業等に充てるため起こすことのできる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を、「第3表地方債」によると定めるものであります。

第4条は、予算の執行に当たり、資金繰りのため借り入れる一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる費目として、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合の同一款内での流用を定めるものであります。

次に2ページをお開きください。

第1表は、平成19年度歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、後ほど内容とあわせて御説明申し上げます。

次に9ページをお開きください。

第2表は、平成19年度において借り入れる各種資金に対する利子補給を初め、債務保証、損失補償、奨励金等で、その負担が後年度にわたる事業に係る債務負担行為の内容であります。

1行目の公共用地等の取得費は、土地開発公社の用地等の取得費で、2行目の金融機関の美濃市土地開発公社に対する貸付金の債務保証は、土地開発公社が用地等を取得するために要する金融機関からの借入金の債務保証をするものであります。

3行目の自主運行バス（牧谷線）の運行事業、4行目のコミュニティバス運行事業は、岐阜バス牧谷線及びコミュニティバス「わっちも乗るCar」の運行に係る補助経費であります。

5行目の特別養護老人ホーム建設費補助金は、新たに開設されます特別養護老人ホーム「みの輝きの杜」の建設費借入償還金の一部に対する補助経費であります。

6行目は、雇用拡大奨励金であります。

7行目の森林文化アカデミー卒業生支援事業は、アカデミーを卒業後、市内に居住し起業しようとする者に対する支援として、一定期間、借家等の家賃補助を行うものであります。

8行目の森林整備地域活動支援事業は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林整備を促進するため、森林施業に必要な地域活動などに対し、交付金による支援を行うものであります。

9行目の工場誘致奨励金は、美濃市工場誘致条例に基づいて交付される奨励金であります。

10行目の小規模企業設備資金利子補給、11行目の空き家対策利子補給については、資金の借り入れに対して、それぞれの期間、限度額の範囲内で利子補給を行うものであります。

12行目の新店舗改装事業補助金は、市街地において空き家などを改装し、新店舗を開店する事業者に対する補助金であります。

13行目の美濃手すき和紙後継者育成奨励金は、手すき和紙製造技術の保存・伝承、後継者の育成・確保を図るための奨励金であります。

14行目の景観計画策定委託は、良好な景観資源を生かしたまちづくりを推進するため、19年度と20年度の2ヵ年において、その具体的な方策を定める実施計画を策定するための経費であります。

次に10ページをごらんください。

第3表 地方債について御説明申し上げます。

1行目の市庁舎耐震化事業 630万円は、市庁舎の耐震診断及び実施計画に係る経費であります。

2行目の観光ふれあい広場整備事業 1,720万円は、旧美濃病院の解体撤去工事費等であります。

3行目の小俣川河川改良事業 1,650万円は、生櫛地内の小俣川の修景整備に係る経費であります。

4行目の中有知小学校プール建設事業 1億 370万円は、老朽化した中有知小学校のプール改築に係る経費であります。

5行目の臨時財政対策債 2億 3,500万円は、平成13年度から、地方の一般財源の不足に対処するために発行する地方債であります。

以上の地方債全部で5項目、総額3億 7,870万円を限度額として起債を借り入れるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、表に記載しているとおりでございます。

次に11ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入の総括でございますが、12ページでございます歳入の合計は、本年度の予算額88億 500万円で、前年度に比べて9億 1,500万円、対前年度比 9.4%の減となっております。

次に13ページの歳出の総括表であります。右側の歳出合計の財源内訳を申し上げますと、国・県支出金は8億 5,797万 5,000円で 9.8%を占めており、地方債は1億 4,370万円で 1.6%、その他の財源は8億 1,352万 7,000円、 9.2%を占めております。特定財源の合計は18億 1,520万 2,000円で20.6%となり、一般財源は69億 8,979万 8,000円で79.4%の割合となっております。なお、歳入歳出予算の内容につきましては、後ほど別の資料で御説明申し上げます。

それでは 134ページをお開きください。

これは給与費明細書でございます。特別職と一般職に分けて、それぞれの人員、給与費、共済費など、本年度と前年度を比較して記載されておりますので、後ほど参考にしてごらんいただきたいと思っております。

以上で予算書に対する説明は終わりました。次に赤スタンプ5番の平成19年度美濃市一般会計当初予算説明資料により、歳入歳出予算の内容を説明申し上げます。

1ページをお開きください。

これは歳入の一般会計当初予算の比較でございます。各款ごとに、構成比の大きいもの及び前年度と比較して増減の著しいものについて御説明申し上げます。

まず構成比の大きいものにつきましては、第1款 市税が31億 8,680万円、構成比36.2%、対前年度比10%、2億 9,100万円の増となりました。これは税源移譲などによる個人市民税の大幅な伸びのほか、法人市民税、固定資産税、都市計画税などの若干の増と、市たばこ税

の減との差し引きによりまして、見込み額を計上しております。

次に第10款 地方交付税は22億 9,000万円、構成比26%で、前年度対比 1.3%、3,000万円の減であります。新型交付税の導入や景気動向による市税収入の伸び及び地方財政計画などを勘案し、計上したところでございます。

次に18款 繰入金は7億 5,150万 8,000円、構成比 8.5%で、前年度対比30.3%、3億 2,670万円の減となりました。これは地域づくり推進基金繰入金2億 9,600万円の減を初め、財政調整基金繰入金 1,000万円の減、減債基金 1,500万円減、都市計画事業基金 2,000万円減などと、社会福祉基金繰入金 2,300万円の増などとの差し引きによる減でございます。

次に、歳入のうち、対前年増減額の著しいものについて申し上げます。

まず増額では、第1款 市税が前年度対比10%、2億 9,100万円の増となりました。これは先ほど述べましたように、税源移譲に伴う個人市民税の大幅な増などによるものでございます。

減額では、第18款 繰入金が対前年度比30.3%、3億 2,670万円の減で、一番の減となりました。これも先ほど申し上げましたとおり、地域づくり推進基金などの取り崩しによる繰入金が大幅に減となったものでございます。

次に第14款 国庫支出金4億 2,148万 4,000円、対前年度比42.7%、3億 1,443万 5,000円の減で、これは18年度に実施しましたケーブルテレビ整備や道の駅整備などの大型の補助や交付金事業が減少したことによるものでございます。

次に第21款 市債3億 7,870万円、対前年度比34.7%、2億 150万円の減で、主な内訳は、中有知小プール建設事業1億 370万円、臨時財政対策債2億 3,500万円などでございます。市債の計上につきましては、元利償還金の交付税措置等、諸条件を十分検討の上、計上いたしております。

次に第2款 地方譲与税1億 1,400万円、対前年度比61.2%、1億 8,000万円の減で、主に税源移譲に伴う所得譲与税の廃止等によるものでございます。

以上で、歳入の合計額は88億 500万円で、前年度に比べて9億 1,500万円、対前年度比9.4%の減となりました。

次に2ページをお願いします。

歳出につきましては、前年度の当初予算との比較表により説明申し上げます。

第1款 議会費は1億 3,447万 8,000円で、構成比 1.5%、対前年度 598万 1,000円、4.3%の減で、議員報酬、職員人件費が主なものでございます。

第2款 総務費は10億 7,556万 1,000円で、構成比12.2%、対前年度5億 428万 5,000円、31.9%の減となりました。主な内訳は、牧谷線やコミュニティバスの自主運行事業、民間活力創生事業、長良川鉄道設備整備補助経費、市庁舎耐震化事業、ケーブルテレビ番組作成経費、参議院議員選挙ほかの選挙費等でございます。

第3款 民生費は20億 241万 4,000円で、構成比22.7%、対前年度 994万 1,000円、0.5%の増となりました。主な内訳は、小学校6年生までの入院・外来の医療費を無料化と

します福祉医療費、障害者自立支援費、国保・老人保健・介護保険特別会計繰出金、全学校4年生まで完全実施する留守家庭児童教室運営経費、児童手当給付経費、保育所運営経費、生活保護経費等でございます。

第4款 衛生費は9億 1,350万 6,000円で、構成比10.4%、対前年度 678万 5,000円、0.7%の増となりました。主な内訳は、浄化槽設置整備事業補助経費、予防接種事業、老人保健法による保健事業、疾病予防、生活習慣の改善、子育て環境の充実など、総合的な健康づくり事業のわくわく元気推進事業、美濃病院事業会計負担金等、中濃広域行政事務組合負担経費等でございます。

第5款 労働費は 878万円で、構成比 0.1%、対前年度 482万 2,000円、35.5%の減となりました。主な内訳は、雇用対策事業補助経費、雇用拡大奨励金補助経費、岐阜県勤労者生活資金融資預託金等でございます。

第6款 農林水産業費は2億 8,696万 4,000円で、構成比 3.3%、対前年度 105万 7,000円、0.4%の増となりました。主な内訳は、農業集落排水事業特別会計繰出金、特定農山村総合支援事業、道普請方式による農地・水・環境保全向上対策事業、ため池改修事業、森林景観整備事業、間伐実施確保対策事業補助経費等でございます。

第7款 商工費は4億 3,959万 9,000円で、構成比 5%、対前年度 3億 1,343万円、41.6%の減となりました。主な内訳は、旧美濃病院の解体撤去工事等を内容とする観光ふれあい広場整備事業、笠神地内での工業団地可能性調査費、小口融資貸付経費、商店街活性化事業補助経費、市観光イメージPR経費、美濃和紙あかりアート展開催補助経費等でございます。

第8款 土木費は12億 1,985万 4,000円で、構成比13.8%、対前年度 1億 6,298万 4,000円、11.8%の減となりました。主な内訳は、美濃1号線等の交通安全施設費、住宅対策新道整備費等の道路新設改良費、小俣川河川改良事業、美濃インター前等の土地区画整理受託事業、景観計画策定経費、住宅改修経費、下水道特別会計繰出金等でございます。

第9款 消防費は3億 9,006万 1,000円で、構成比 4.4%、対前年度 2,546万 7,000円、6.1%の減となりました。主な内訳は、防災ラジオ関係経費、地震ハザードマップ作成経費、中濃消防組合負担経費、消防団等運営補助経費、小型動力ポンプつき積載車更新事業、防災無線維持管理経費等でございます。

第10款 教育費は11億 3,393万 6,000円で、構成比12.9%、対前年度 1億 993万 6,000円、10.7%の増となりました。主な内訳は、中有知小学校のプール改築事業、ツアー・オブ・ジャパン開催補助経費、スクールバスによる児童送迎経費、小・中学校の少人数指導講師、英語教育指導助手などの教育推進経費、土幌町フレンドシップ交流事業、町並み保存整備事業等でございます。

第11款 災害復旧費は2万円で、災害が発生した場合に予算措置をするための経費でございます。

第12款 公債費は11億 9,432万 7,000円で、構成比13.6%、対前年度 2,525万円、2.1%

の減となっております。

その他の款の説明は省略させていただきます。歳出の合計は88億 500万円でございます。次に3ページをお願いいたします。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。内容は、1の人件費から右横へ12の繰出金までを性質別に分類しまして、平成19年度と18年度を比較し、伸び率、構成比率等をあらわしたものでございます。

主な内容でございますが、1の人件費は、職員の給与、議員及び各種委員報酬を含むもので、19年度は18億 1,586万 3,000円で、18年度と比べますと 3,536万 2,000円、1.9%の減であります。

2の物件費は、庁舎等各施設の管理運用経費や庁費等事務経費で、19年度は11億 2,429万 2,000円で、18年度と比べますと 6,685万 2,000円、6.3%の増であります。経常的な庁費等につきましては5%削減するなど、徹底した見直しによる経費削減を図りましたが、都市計画図修正や評価替えに係る土地鑑定評価、工業団地可能性調査等の各種業務委託経費や選挙経費など、臨時的な経費の増によるものであります。

4の扶助費は、福祉医療費、障害者自立支援費、児童手当給付費、生活保護費等で、19年度は9億 9,357万 8,000円で、18年度に比べますと 3,956万 4,000円、4.1%の増であります。

5の補助費等は、中濃消防組合負担経費、中濃広域行政事務組合負担経費、病院事業会計への補助金、各種団体などへの補助金等で、19年度は12億 9,889万 9,000円で、前年度と比べますと 248万 9,000円、0.2%の増であります。

6の普通建設事業費につきましては、19年度は9億 4,910万 5,000円で、18年度に比べますと10億 2,299万 9,000円、51.9%の減となりました。これは18年度に実施しましたケーブルテレビ施設整備事業費や道の駅建設事業などの大型事業の減に伴うもので、前年度に比べ大幅に減額となったものでございます。

8の公債費では、19年度は11億 9,427万 7,000円で、前年度と比べますと 2,525万円、2.1%の減であります。

12の繰出金は、下水道特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健特別会計等の各特別会計への繰出金で、19年度は13億 3,181万 1,000円となり、18年度に比べますと 7,058万 9,000円、5.6%の増となっております。

なお、下の半分は、性質別の19年度の予算額と18年度の予算額を棒グラフであらわし、比較したものでございます。

次に4ページをお願いいたします。

この表は予算の財源を比較したもので、左の表は、一般財源と特定財源に区分して、19年度と18年度の予算額、構成比と伸び率をあらわしたものでございます。

表の中ほどにあります一般財源の計の欄は、19年度は69億 8,979万 8,000円で、構成比は79.4%、伸び率はマイナス0.3%となり、これに対して特定財源は18億 1,520万 2,000円、

構成比は20.6%で、伸び率はマイナス32.9%となっております。

なお、財源比較表をもとに、右上においては、その財源を一般財源と特定財源に区分した円グラフを、右下においては、その財源を自主財源と依存財源に区分した円グラフを示していますので、参考にごらんください。

以上で議第1号の説明は終わります。どうか十分御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児山廣茂君） 次に議第2号、議第3号、議第4号、議第8号、議第12号、議第13号、議第14号、議第18号、議第26号、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号の13案件について、民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、議第2号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算について御説明いたします。

赤スタンプ2番の予算書 149ページをお開きください。

交通災害共済につきましては、市民各位の御理解と御協力により、18年度は加入者1万5,879人、加入率は65.86%という状況になっております。今後も、より一層多くの市民の方々に御加入いただくよう啓発に努めてまいりたいと存じます。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ602万8,000円と定めるものでございます。

次に151ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書の総括によりまして説明をさせていただきます。

歳入の1款 交通災害共済事業収入508万3,000円は、加入者1万4,120人分の会費で、平成18年度の実績を勘案して算出したものでございます。

2款 繰入金83万5,000円は、就学前2年の幼児、小学生、中学生、交通指導隊員及び女性交通安全委員の方々合計2,321人分の会費を一般会計から繰り入れるものでございます。

3款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

4款 財産収入10万8,000円は、準備積立金の運用収入でございます。

5款 諸収入1,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

1款 交通災害共済事業費は602万8,000円で、主な内容といたしましては、交通災害共済審査委員の報酬、共済給付金、事務費などでございます。

歳入歳出予算総額は602万8,000円となりました。

152ページ以降の説明は省略をさせていただきます。議第2号についての説明を終わらせていただきます。

次に、議第3号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明をいたします。

赤スタンプ2番、予算書の159ページをお開きください。

初めに、国保を取り巻く状況につきましては、高齢者や低所得者の増加、医療の高度化などによりまして、依然として厳しいものがございます。こうした中で、国においては、医療

制度改革大綱に沿って、平成18年10月からは国保財政安定化共同事業が始まり、平成20年度からは後期高齢者医療制度の創設と、医療費適正化の総合的な推進として、メタボリックシンドロームに着目しました特定健診・保健指導を保険者に義務化させることになっております。美濃市における医療費は、平成18年4月から12月の期間について、前年同期と比較して約3.8%の伸びとなっております。こうした状況を勘案いたしまして予算編成を行ったところでございます。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,280万9,000円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について、保険給付費にありましては款の中で流用ができるものと定めるものでございます。

次に165ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から説明をさせていただきます。

1款 国民健康保険税7億7,065万2,000円は、一般被保険者と退職被保険者の医療分、介護分の現年度、過年度分の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料32万3,000円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金6億4,357万5,000円は、療養給付費、療養費の見込み額により算定をいたしました療養給付費負担金、老人保健拠出負担金、介護納付負担金、高額医療費共同事業負担金などの収入でございます。

4款 県支出金1億515万2,000円は、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金などでございます。

5款 療養給付費交付金4億5,343万3,000円は、退職被保険者の療養給付に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

6款 共同事業交付金2億5,569万7,000円は、国保連合会で行います高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業からの交付金でございます。

7款 財産収入53万4,000円は、財政調整基金の利子でございます。

8款 繰入金2億2,940万2,000円は、一般会計からの繰入金と、財政調整基金からの繰入金でございます。

9款 繰越金5,000円は、前年度からの繰越金でございます。

10款 諸収入404万1,000円は、交通事故などによります第三者納付金などでございます。

次に166ページをお開きください。

歳出、1款 総務費5,295万円は、職員人件費などの一般管理費、賦課徴税费などがございます。

2款 保険給付費15億8,933万9,000円は、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費などがございます。

3款 老人保健拠出金3億9,865万2,000円は、社会保険診療報酬支払基金への拠出金で

ございます。

4款 介護納付金1億 6,088万 5,000円は、同じく社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

5款 共同事業拠出金2億 6,021万 3,000円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る国保連合会への拠出金でございます。

6款 保健事業費 1,637万円は、主な事業といたしまして、健康づくり推進事業、人間ドック助成事業、特定健診等実施計画策定事業費などがございます。

7款 基金積立金54万円は、財政調整基金の利子相当額を積み立てるものでございます。

8款 公債費25万円は、一時借入れが生じたときの借入れ利子でございます。

9款 諸支出金 161万円は、保険税の還付金などに充てるものでございます。

10款 予備費は 3,200万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算総額は25億 1,280万 9,000円となりました。

167ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第4号 平成19年度美濃市老人保健特別会計予算について御説明をいたします。

赤スタンプ2番、予算書の193ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ25億 7,996万 9,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を 8,000万円と定めるものでございます。

予算編成に当たりましては、前年度の医療費実績をもとにして医療費総額を算出したところでございます。

197ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表によりまして御説明をいたします。

歳入の1款 支払基金交付金13億 2,815万 7,000円は、医療保険各保険者の拠出金で運営しております社会保険診療報酬支払基金からの交付金と、審査支払手数料の交付金でございます。

2款 国庫支出金8億 2,905万 6,000円は、医療費負担金と医療費適正化事業補助金でございます。

3款 県支出金2億 708万 9,000円は、医療費負担金でございます。

4款 繰入金2億 1,366万 5,000円は、一般会計からの繰入金で、医療費負担金と事務費でございます。

5款 諸収入 200万 2,000円は、第三者納付金などがございます。

次に歳出、1款 総務費 684万 9,000円は、一般事務費で、レセプト点検や電算処理などの経常経費でございます。

2款 医療諸費25億 7,292万円は、入院、入院外、歯科等の医療費と、レセプト審査手数料でございます。

3款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入れ利子でございます。

以上、歳入歳出予算総額はそれぞれ25億 7,996万 9,000円となりました。

198ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第8号 平成19年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

赤スタンプ2番、予算書の271ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億 1,885万 2,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

なお、予算編成に当たりましては、前年度の実績と第3期介護保険事業計画に基づきまして、在宅、施設などの介護給付費総額を算出したところでございます。

277ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表によりまして説明をいたします。

歳入、1款 保険料2億 3,237万 4,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万 5,000円は、督促手数料などでございます。

3款 国庫支出金3億 2,966万 3,000円は、介護給付費負担金と調整交付金、地域支援事業交付金でございます。

4款 支払基金交付金4億 1,716万 4,000円は、介護給付費と地域支援事業の交付金でございます。

5款 県支出金2億 687万 2,000円は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金でございます。

6款 財産収入31万 2,000円は、介護保険準備基金の利子でございます。

7款 繰入金2億 3,166万 2,000円は、一般会計からの繰入金、介護保険準備基金からの繰入金でございます。

8款 繰越金75万円は、前年度からの繰越金でございます。

9款 諸収入1万円は、第三者納付金などでございます。

278ページをお開きください。

歳出の1款 総務費5,031万 5,000円は、人件費、徴収事務費、認定事務費などでございます。

2款 保険給付費13億 3,339万 6,000円は、在宅、施設などの給付費でございます。

3款 財政安定化基金拠出金142万 9,000円は、岐阜県財政安定化基金に拠出するものでございます。

4款 地域支援事業費3,244万 2,000円は、介護予防事業、包括的支援事業費でございます。

5款 基金積立金32万円は、介護保険給付準備基金の利子相当額を積み立てるものでございます。

6款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借り入れ利息でございます。

7款 諸支出金75万円は、過年度分保険料還付金でございます。

以上、歳入歳出予算総額は14億 1,885万 2,000円となりました。

279ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第8号の説明を終わらせていただきます。

○議長（児山廣茂君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、議第12号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤のスタンプ3番の補正予算書の60ページをお願いいたします。

今回補正をお願いいたしますのは、年度末を控えまして、予算の執行状況、決算見込みによる補正をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 116万 4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 711万 5,000円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書総括のうち、歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたしますので、62ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費に 116万 4,000円を追加し 711万 5,000円とするもので、内容につきましては、交通災害共済給付金の減額と積立金の増額でございます。財源内訳は、事業収入19万円の減額、繰入金2万 6,000円の減額は一般会計からの繰入金、繰越金 136万 2,000円の増額、その他財源1万 8,000円の増額につきましては、積立金の運用収入でございます。

63ページ以降の説明を省略させていただきます、議第12号の説明を終わります。

次に、議第13号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の66ページをお開きください。

今回の補正につきましては、主に後期高齢者医療保険制度創設に伴うシステム改修費及び人間ドック助成の増額に伴う所要の予算措置をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ22億 9,104万 9,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

68ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、平成20年度からの後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修費 178万 5,000円を翌年度へ繰り越して使用するものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括のうち、歳出の表によりまして、歳入もあわせて説明いたしますので、69ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は78万 5,000円を増額し 5,433万 9,000円とするもので、その内容につきましては、後期高齢者医療制度に伴いますシステム改修費の増額、賦課徴収経費の減額でございます。財源内訳は、すべてその他で、一般会計からの繰入金 100万円の減額と、諸収入 178万 5,000円を増額するものでございます。

6款 保険事業費は 5,000円を減額し 1,663万 6,000円とするもので、その内容は、人間ドック助成事業の増額と、無受診世帯表彰事業の減額でございます。財源内訳は、すべて保険税を減額するものでございます。

7款 基金積立金は10万円を増額し、補正後の額を20万円とするもので、国保財政調整基金の利子等を積み立てるものでございます。財源内訳は、保険税で 5,000円、その他 9万 5,000円の増額は、基金利子でございます。

合計欄で、88万円を増額し、22億 9,104万 9,000円とするものでございます。

70ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第13号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第14号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

補正予算書の74ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、平成18年11月までの医療費実績によります医療費の増額でございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ 7,907万 4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ26億 3,141万円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて説明をいたしますので、77ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は7万 4,000円を増額し、補正後の額を 681万 8,000円とするもので、レセプト件数増加によります電算処理委託料の増額でございます。財源は、すべて一般会計からの繰入金でございます。

2款 医療諸費は 7,900万円を増額し、補正後の額を25億 9,046万 8,000円とするもので、これは入院医療費の増加によるものでございます。財源内訳は、基金交付金 4,073万円の増額、国・県支出金 2,919万円の増額、繰入金は、一般会計からの繰入金 583万 7,000円の増額、その他財源 324万 3,000円の増額につきましては、第三者納付金の諸収入を増額するものでございます。

合計欄で、補正前の額に 7,907万 4,000円を増額して、26億 3,141万円とするものでございます。

78ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第14号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第18号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

補正予算書の106ページをお開きください。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療制度に係る電算システム改修費の増額と、平成18年11月までの給付実績による給付費の減額が主なものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ5,599万4,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ13億4,684万7,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正をするものでございます。

108ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、平成20年度からの後期高齢者医療制度創設に伴うシステム改修経費200万円を翌年度へ繰り越して使用するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたしますので109ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は33万6,000円を減額し、補正後の額を4,991万円とするもので、その内容は、後期高齢者医療制度に伴うシステム改修委託料の増額、認定に伴う医師の意見書作成手数料、電算システム使用料などの減額でございます。財源内訳は、国・県支出金89万円の増額、その他財源122万6,000円の減額は、一般会計からの繰入金でございます。

2款 保険給付費は6,571万9,000円を減額し、補正後の額を12億1,723万7,000円とするもので、その内容は、在宅、地域密着型、特定入所者などの介護給付費の増額、施設や介護予防給付費の減額でございます。財源内訳は、保険料995万8,000円の減額、国・県支出金2,711万8,000円の減額、交付金2,034万円の減額、その他財源の830万3,000円の減額は、一般会計からの繰入金でございます。

5款 基金積立金は1,006万1,000円を増額し、補正後の額を2,228万9,000円とするもので、その内容は、介護保険給付準備基金へ積み立てるものでございます。財源内訳としましては、保険料の995万8,000円の増額、その他財源10万3,000円は、基金利子を増額するものでございます。

合計欄で、補正前の額に5,599万4,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ13億4,684万7,000円とするものでございます。

110ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第18号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第26号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げますので、赤スタンプ1番の議案集の11ページ並びに赤スタンプ4番の条例の制定・改正の概要の15ページをお願いいたします。

一部改正の内容は、閲覧制度を悪用した事件が発生しておりまして、限定された者しか閲覧することができないよう見直されました住民基本台帳法の一部を改正する法律が昨年11月1日に施行されたことに伴う改正でございます。

別表中の法令引用の条項番号の変更と、字句の削除でございます。

附則において、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で議第26号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第28号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

赤スタンプ1番の議案集13ページと、赤スタンプ4番、条例制定・改正概要の19ページをお開きください。

一部改正の内容につきましては、冷暖房機器がこれまで集中管理方式とコインタイマーによる個別管理方式の併用となっておりますが、機器の更新に当たり、すべて個別管理方式に変更するため、冷暖房料金を時間単位から分単位に改めるものでございます。

改正は、別表を全面改正するもので、和室は「1時間 300円」を「20分間 100円」に、リハビリ室、相談室は「1時間 200円」を「30分間 100円」に改めるものでございます。研修室は、これまで社会福祉協議会の施設としておりましたが、一般に開放するため、新たに利用料金と冷暖房料金を定めるものでございます。

附則において、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で議第28号の説明を終わります。

次に、議第29号 美濃市留守家庭児童教室施設の設置及び管理に関する条例について説明をいたします。

赤スタンプ1番、議案集の14ページと、4番の条例制定・改正の概要の21ページをお開きください。

この条例は、現在、中有知小校区の留守家庭児童教室は体育館のミーティングルームを使用して行っておりますが、手狭なため、小学校敷地内に施設の建設を進めており、条例の制定をお願いするものでございます。

第1条は、設置目的で、主に中有知留守家庭児童教室に使用し、それ以外に地域に開放して使用できることと、災害時の避難所としても活用できるものでございます。

第2条は、名称及び位置を定めるもので、名称は「中有知遊童館」とし、位置は美濃市生櫛1161番地1とするものでございます。

第3条は使用の許可について、15ページへまいりまして、第4条は使用の制限を、第5条は使用許可の取り消し等を、第6条は使用权の譲渡等の禁止を定めたものでございます。

第7条は使用料、第8条は使用料の減免を定めたものでございます。

第9条は原状回復義務、第10条は損害賠償義務を定めたものでございます。

16ページへまいりまして、第11条は委任事項を定めたものでございます。

附則では、平成19年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で議第29号の説明を終わります。

次に、議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の17ページと、赤スタンプ4番、条例制定・改正の概要の22ページをお開きください。

一部改正の内容につきましては、乳幼児等医療費の助成は、これまで義務教育就学前までの入院・外来と、小学校6年生までの入院が無料となっておりました。本年4月診療分からは、外来につきましても小学校6年生の児童まで拡大するものでございます。

第4条第1項中「(乳幼児等のうち、6歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者については、入院に係るものに限る。)」と、第5条ただし書きを削除するものでございます。

附則では、平成19年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で議第30号の説明を終わります。

次に、議第31号 住みたいまち美濃市の環境を守る条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

赤スタンプ1番、議案集の18ページと、赤スタンプ4番の条例の制定・改正の概要24ページをお願いいたします。

一部改正の内容は、岐阜県埋立て等の規制に関する条例が平成18年10月12日に公布をされ、平成19年4月1日から施行されることに伴い、整合性を図るため、定義や手続について見直しをするものでございます。

それでは、内容について説明をいたします。

第2条第8号では根拠法令、第9号では埋立て等対象物の範囲の字句を改めるものでございます。

第32条第2項は、埋立て等の許可の適用除外に、新たに採石法、砂利採取法の許認可等を受けた埋立て等と、他の法令による許認可等を受けた埋立て等を加え、これに伴う条項番号の変更を行うものでございます。

第34条第1号では、条文中「適合していること」を「適合又は適合していると推定されること」に字句を改め、19ページへまいりまして、第4号として、命令による必要な措置を完了していない者、許可の取り消しの日から3年を経過しない者、不誠実な行為をするおそれがあると認める者は、許可しないことを加えるものであります。

第36条の2では、土砂の搬入の届け出義務の事項を追加し、第51条では、違反事実の公表対象者の追加をするため、字句を加えるものでございます。

附則第1項は、施行日を平成19年4月1日からと定め、第2項は、経過措置を定めるものでございます。

以上で議第31号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(児山廣茂君) 次に議第5号、議第6号、議第7号、議第10号、議第15号、議第16号、議第17号、議第20号、議第32号の9案件について、経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長(福井昭次君) それでは、議第5号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計予

算について御説明申し上げます。

お手元の赤のスタンプ 2 番の予算書の 205 ページをお開きください。

簡易水道は、現在、5 施設によって、市民生活の向上のため、安全で安定した生活用水の供給を行っております。本年度は、18 年度に引き続き、半道簡易水道の試験井調査を実施します。また、現在庁舎内にあります簡水中央監視盤を生櫛管理棟に移設し、上水監視盤と集中して管理を実施します。各施設につきましては、定期点検、水質管理に努め、安全で安定した生活用水の供給を図るとともに、引き続き経費の節減と効率のよい運営に努めてまいりたいと存じます。

第 1 条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,131 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 条は、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めるものでございます。

それでは 209 ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第 1 款 使用料及び手数料 7,780 万 7,000 円は、水道使用料及び手数料などであります。

第 2 款 工事費収入 15 万 7,000 円は、給水工事の受託費であります。

第 3 款 負担金 102 万 5,000 円は、新規加入者の加入負担金などであります。

第 4 款 繰入金 5,232 万 3,000 円は、一般会計からの繰入金であります。

第 5 款 繰越金 4,000 円は、前年度からの繰越金であります。

第 6 款 諸収入 2,000 円は、預金利子などであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第 1 款 簡易水道費 4,317 万 3,000 円は、人件費、事務経費、運用経費、保守経費、半道簡易水道試験井調査費、中央監視盤移設事業費などがございます。

第 2 款 公債費 8,764 万 5,000 円は、市債の元利償還金でございます。

第 3 款 予備費は 50 万円を計上いたしました。

210 ページ以降の説明は省略させていただきます。議第 5 号の説明を終わります。

次に、議第 6 号 平成 19 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ 2 番の予算書の 225 ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るため、現在 6 地区で供用開始をしており、また、現在は乙狩地区の整備を進めております。平成 19 年度は、乙狩地区において管路整備並びに処理施設の建築工事を行ってまいります。なお、供用開始は平成 21 年を予定しております。

第 1 条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,078 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の起債の目的、限度額などを定めるもので、228 ページの第 2 表をごらんください。起債の目的は農業集落排水事業、限度額は 4,770 万円、利率は年 5 % 以内、償還の方法は表に記載したとおりとするものでございます。

225 ページへ戻りまして、第 3 条は、一時借入金の最高額を 1 億円と定めるものでござい

ます。

それでは 229ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金 861万 8,000円は、乙狩地区の分担金などがございます。

第2款 使用料及び手数料 4,598万 9,000円は、農業集落排水使用料などがございます。

第3款 県支出金 5,169万 7,000円は、乙狩地区整備費に係る県補助金でございます。

第4款 財産収入28万円は、農業集落排水事業減債基金利子でございます。

第5款 繰入金 1億 6,650万 1,000円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金 1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入 2,000円は、預金利子などがございます。

第8款 市債 4,770万円は、乙狩地区整備事業費に係る市債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費 1億 9,705万 8,000円は、施設維持管理経費、乙狩地区整備事業費並びに事務経費などがございます。

第2款 公債費 1億 2,373万円は、市債の元利償還金でございます。

230ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第6号の説明を終わります。

次に、議第7号 平成19年度美濃市下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番の予算書の247ページをお開きください。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、三つの処理区で整備を進めております。平成19年度は、前年度に引き続き、左岸処理区及び長瀬処理区を中心に汚水管渠整備を行うとともに、長瀬浄化センター建設工事を推進してまいります。なお、長瀬浄化センターの通水開始は平成20年夏ごろを予定しております。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億 1,670万 5,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めるもので、250ページの第2表をごらんください。水洗便所等改造資金利子補給は、期間は平成19年度から24年度まで、限度額は20万円とするものでございます。

247ページへ戻りまして、第3条は、地方債の起債の目的、限度額などを定めるもので、250ページの第3表をごらんください。起債の目的は下水道事業、限度額は5億 4,510万円、利率は年5%以内、償還方法は表に記載したとおりとするものでございます。

247ページへ戻りまして、第4条は、一時借入金の最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは 251ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金 3,339万 6,000円は、右岸及び左岸処理区における受益者負担

金でございます。

第2款 使用料及び手数料1億7,524万5,000円は、下水道使用料などでございます。

第3款 国庫支出金2億6,860万1,000円は、管渠整備費及び処理場建設費に係る国庫補助金でございます。

第4款 県支出金1,625万6,000円は、公債費に係る交付金でございます。

第5款 財産収入51万3,000円は、下水道事業基金及び減債基金の利子でございます。

第6款 繰入金5億7,693万4,000円は、一般会計並びに下水道事業基金及び減債基金からの繰入金でございます。

第7款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第8款 諸収入65万9,000円は、左岸処理場の雨水排水ポンプ維持管理費負担金収入でございます。

第9款 市債5億4,510万円は、管渠整備及び処理場建設を対象事業とした市債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので252ページをお開きください。

第1款 総務費3,066万4,000円は、事務経費及び基金積立金などでございます。

第2款 下水道事業費9億9,324万1,000円は、下水道施設維持管理経費、管渠建設費、長瀬処理場建設費でございます。

第3款 公債費5億9,280万円は、市債の元利償還金でございます。

253ページ以降の説明は省略させていただきますので、議第7号の説明を終わります。

次に、議第10号 平成19年度美濃市上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番の予算書の331ページをお開きください。

上水道は、第5次拡張事業計画に基づき、松森・亀野送水管の新設、生櫛水源地取水ポンプ電気設備改良、生櫛管理棟の電気設備関係の工事を行ってまいります。また、生櫛管理棟は、災害時の拠点施設として位置づけ、集中管理ができるよう、現在庁舎内にある中央監視装置を移転いたします。経営につきましては、施設の合理的かつ効率的な管理・運用により経費の節減を図るなど、健全な経営が図られるよう努めてまいります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額は3億4,079万5,000円に定めるものでございます。次の332ページをお開きください。支出の第1款 水道事業費用の予定額は3億1,499万円に定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額は1億9,660万円に定めるものでございます。支出の第1款 資本的支出の予定額は3億4,224万9,000円に定めるものでございます。したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して1億4,564万9,000円不足いたしますので、第4条本文括弧内において、不足額は消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんする旨定めるものでござ

います。

第5条は、起債の目的、限度額などを表の記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を4,790万7,000円と定めるものでございます。

335ページ以降の説明は省略させていただきます、議第10号の説明を終わります。

次に、議第15号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の82ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業の確定などに伴い、所要の調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ203万円を減額して、予算の総額を1億2,122万1,000円とするものでございます。

それでは、84ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費は203万円を減額して、補正後の額を3,694万円とするもので、内容は、電気代、委託料などの確定見込みと、補助管布設工事の申し込みがないための減額でございます。財源は、使用料及び手数料で98万円を減額、その他で、工事収入で15万円を減額、負担金で90万円を減額するものでございます。

第2款 公債費は、財源内訳の変更のみで、使用料及び手数料で182万円の増額と、繰入金で182万円の減額でございます。

85ページ以降の説明は省略させていただきます、議第15号の説明を終わります。

次に、議第16号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の88ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、乙狩地区整備事業費などの調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ699万8,000円を減額して、予算の総額を3億4,667万3,000円とするものでございます。

第2条は、予算の翌年度への繰り越しでございます。乙狩地区において水管橋を建設する部材の鋼材が全国的な鉄不足により入手困難となっており、年度内の完成が困難となりました。したがって、地方自治法第213条第1項の規定により、91ページの第2表のとおり、農業集落排水事業の経費のうち620万円を繰越明許費と定めるものでございます。

第3条は、地方債の限度額を改めるものであり、乙狩地区管路施設事業費の減額補正に伴い、91ページの第3表のとおり、限度額を6,720万円に減額するものでございます。

それでは、92ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳出により、歳入もあわせて

御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は 699万 8,000円を減額し、補正後の額を2億 3,569万 7,000円とするもので、内容は、乙狩地区管路施設事業費の減額などによるものでございます。

第2款 公債費は、補正額はなく、財源内訳を変更するものでございます。財源は、特定基盤整備交付金の確定に伴う県支出金が22万円の増額、管路整備事業費の減額に伴い地方債が4,600万円の減額、一般会計からの繰入金で2万 4,000円の増額、その他の264万 2,000円の減額は、乙狩地区分担金及び農業集落排水使用料でございます。

93ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第16号の説明を終わります。

次に、議第17号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の98ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、建設事業費などの調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ7,016万 1,000円を減額して、予算の総額を17億 4,763万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。水洗便所等改造資金の貸し付け状況に伴い、101ページの第2表のとおり、水洗便所等改造資金の利子補給の限度額を24万円に減額変更するものでございます。

第3条は、地方債の限度額を改めるものであり、下水道管渠整備事業費の減額補正に伴い、101ページの第3表のとおり、限度額を5億 7,440万円に減額するものでございます。

それでは102ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は1,634万円を減額し、補正後の額を2,462万 6,000円とするもので、内容は、事務経費及び基金積立金を調整するものでございます。

第2款 下水道事業費は5,141万 6,000円を減額し、補正後の額を11億 8,374万 7,000円とするもので、内容は、管渠整備事業費などの減額によるものでございます。

第3款 公債費は240万 5,000円を減額し、補正後の額を5億 3,925万 7,000円とするもので、内容は、市債の利率確定に伴う利子の減額によるものでございます。財源は、平成17年度の長瀬浄化センター建設事業の繰り越しに伴い、岐阜県特定基盤整備交付金が平成19年度交付となることによる県支出金が703万 5,000円の減額、管渠整備事業費の減額に伴い地方債が4,660万円の減額、一般会計からの繰入金で1,672万 1,000円の減額、その他の19万 5,000円の増額は、基金利子でございます。

103ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第17号の説明を終わります。

次に、議第20号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の補正予算書の130ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、予算の適正な執行を行うための調整でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正をお願いするものでございます。収入の第1款 水道事業収益では、既決予定額から170万円を減額して、計を3億4,057万4,000円とするものでございます。支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から137万7,000円を減額して、計を3億2,160万4,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の変更で、収入の第1款 資本的収入では、既決予定額から1,859万4,000円を減額して、計を6,160万6,000円とするものでございます。支出の第1款 資本的支出では、既決予定額から2,722万2,000円を減額して、計を1億8,056万5,000円とするものでございます。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して1億1,895万9,000円不足いたしますので、第3条文の括弧内において、不足額は消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんする旨定めるものでございます。

第4条は、企業債の変更で、起債の限度額を1,940万円減額して、補正後の限度額を5,810万円に改めるものでございます。

132ページ以降の説明は省略させていただきます、議第20号の説明を終わります。

次に、議第32号 美濃市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げますので、赤スタンプ1番の議案集の21ページをお開きください。

今回の改正は、昭和63年以来の見直しで、県と他市の状況も考慮して改正をお願いするものでございます。

改正の内容について御説明申し上げますので、赤スタンプ4番の条例の制定・改正の概要の28ページをお願いいたします。

対照表の初めにあります「電柱、電柱の支線又は支柱」を「870円」から「1,800円」に改正から、30ページの表の最後にあります「仮設建築物及び施設」を「100円」から「160円」に改正まで、31項目について、10円から1,300円の改正と、項目の細分化をお願いするものでございます。

附則では、この条例の施行日と経過措置を定めたものでございます。

以上で議第32号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児山廣茂君） 次に議第9号、議第19号の2案件について、美濃病院参事兼事務局長 岩原泰君。

○美濃病院参事兼事務局長（岩原 泰君） それでは、議第9号 平成19年度美濃市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー2の予算書299ページをお開きください。

最初に、新年度予算の重点施策について申し上げます。

美濃病院は、新病院開院以来、患者様に満足していただける医療サービスの提供、小さくてもキラリと光る病院を目指して事業展開をしてまいりました。平成18年度は、診療報酬が過去最大の下げ幅となるなど、非常に厳しい経営環境下にありましたが、専門医療の充実、病診連携の推進等に努め、入院を中心に患者数が増加し、診療収益も着実な伸びを示してまいりました。しかしながら、医師不足、看護師不足等、当面の深刻な諸問題に加え、今後、国の医療制度改革が地方の中小病院にとって一層厳しくなることが確実な状況の中で、その動向を見きわめながら迅速な対応がますます重要となっております。

こうした中で、新年度におきましては、診療面では、美濃病院が得意とする3分野、すなわち糖尿病治療、消化器外科手術、脊椎手術等整形外科治療につきましては、一層の広域的な事業展開を進めてまいります。中でも、市の最重点施策の一つとして位置づけます生活習慣病対策につきましては、美濃病院内に糖尿病センターを開設するほか、保健部門との連携による健診体制の充実・強化を図ってまいります。経営面におきましては、急性期病院としての存続を図るため、DPC病院への移行を目指してまいりますほか、医薬品の節減・合理化のための院外処方の実施、看護師安定確保対策としての院内保育所の開設等を実施してまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでありまして、病床数は122床、入院患者数は年間4万150人、1日平均では109人、また外来患者数は年間8万7,840人、1日平均では359人を見込みました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、収入の第1款 病院事業収益は23億2,840万1,000円、支出の第1款 病院事業費用は25億8,602万7,000円を計上いたしました。差し引き2億5,762万6,000円の支出超過になり、いわゆる赤字予算となっておりますが、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、繰り延べ勘定償却などが約2億8,000万円ございますので、これらを除いた場合は収入が支出を上回る予算となっております。

300ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入は1億6,437万8,000円で、これは全額一般会計からの出資金でございます。支出の第1款 資本的支出は3億516万8,000円で、建設改良費3,200万円のほかは、新病院建設に係る企業債等の償還金でございます。なお、資本的収支の補てん財源は、本条括弧書きに示したとおりでございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、また第6条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものでございます。

第7条は、棚卸資産、これはすべて医薬品でございますが、この購入限度額を5億3,000万円と定めるものでございます。

302ページ以降の説明は省略させていただきます、以上をもちまして議第9号の説明を

終わります。

続きまして、議第19号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー3、補正予算書の118ページをお開きください。

今回の補正の主な内容は、年度末を迎え、業務量増大に伴う医業収支の調整をいたしますほか、病院事業会計が所有する旧病院敷地を一般会計に譲渡することに係る収支を補正するものでございます。

それでは、補正予算書に沿って順次説明をいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款 病院事業収益の第1項 医業収益は、既決予定額に入院収益を2,000万円増額し、23億807万9,000円にするものであります。第3項 特別利益は、既決予定額468万3,000円に、病院事業会計が所有する旧病院敷地の一部を一般会計に譲渡することによる売却益1億320万1,000円を増額し、1億788万4,000円にするものであります。

支出では、第1款 病院事業費用の第1項 医業費用は、既決予定額に2億1,530万6,000円を増額し、27億6,423万円にするものであります。その補正の主な内容は、薬剤等材料費の増1,050万円のほか、旧病院敷地譲渡に伴う旧建物の除却費として約2億2,000万円を計上し、これに伴う減価償却費を約1,700万円減額するものでございます。第3項 特別損失は、徴収不納となっている診療費個人負担分のうち、平成14年度以前分914万3,000円を不納欠損額として計上し、補正後の予定額を1,214万3,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収支の予定額の補正であります。収入の第1款 資本的収入の第2項 固定資産売却代金は、既決予定額に、さきに申し上げました旧病院敷地譲渡に係る土地の原価、すなわち資産台帳帳簿価格の2,119万9,000円を増額し、補正後の予定額を4,159万6,000円とするものであります。

支出の第1款 資本的支出の第3項 他会計からの長期借入金償還額は、平成7年度、8年度に一般会計から借り入れた借入金の平成20年度以降償還予定分を一括償還するため、9,440万円を計上し、補正後の予定額を1億2,350万円とするものであります。また、この資本的収支の補正に伴い、資本的支出に対して資本的収入が不足する額を、第3条括弧書きのとおり改めるものでございます。

120ページ以降は説明を省略いたしまして、以上で議第19号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時04分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議第11号、議第21号、議第23号の3案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第11号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

ナンバー3、補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、各種事業の決算見込みを踏まえた予算整理を初め、歳入では、市税、地方交付税、繰入金等の増額と、国・県支出金、財政調整基金繰入金、市債等の減額、歳出では、長良川鉄道運営補助金、旧美濃病院跡地取得費、中央公民館空調機器整備費、除雪費等々、所要の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,597万1,000円を減額し、補正後の予算総額を96億3,325万3,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、「第3表債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で、「第4表地方債補正」によるものでございます。

それでは、順次補正の内容につきまして御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、総務費のホームページ管理システム更新経費、商工費の道の駅整備事業、土木費の美濃1号線交通安全施設整備事業等で、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

次に、第3表債務負担行為補正につきましては、森林文化アカデミー卒業生支援事業の追加、公共用地等の取得費等の変更と、電子入札推進市町村協議会負担金等の廃止で、その期間及び限度額は表のとおりでございます。

11ページ、第4表地方債補正につきましては、留守家庭児童教室整備事業、道の駅整備事業等の変更で、起債の限度額につきましては表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたします。

13ページをお開きください。

1款 議会費は、議会運営経費等を60万3,000円減額し、補正後の額を1億3,883万円とするものです。財源は、一般財源を減額いたします。

2款 総務費は6,931万7,000円を減額し、補正後の額を14億8,789万9,000円とするもので、長良川鉄道の経常損失補てん負担金、ホームページリニューアル経費等を増額し、地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金、民間活力創生事業費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金を2,355万1,000円、基金繰入金等のその他財源を4,605万2,000円それぞれ減額し、一般財源を28万6,000円増額するものでございます。

3款 民生費は7,166万4,000円を減額し、補正後の額を19億5,861万4,000円とするも

ので、老人保健特別会計繰出金、後期高齢者医療システム改修経費等を増額し、福祉医療助成事業費、老人保護措置費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金 5,339万円、地方債 290万円、老人ホーム入所者負担金等のその他財源17万 4,000円、一般財源 1,520万円をそれぞれ減額するものでございます。

4款 民生費は 1,110万 7,000円を減額し、補正後の額を8億 9,304万 6,000円とするもので、火葬場管理経費等を増額し、し尿収集運搬業務委託経費、予防接種事業費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金 102万 5,000円を増額し、し尿処理手数料等のその他財源 222万 9,000円と、一般財源 980万 3,000円を減額するものでございます。

6款 農林水産業費は 404万 3,000円を減額し、補正後の額を3億 152万 3,000円とするもので、ほたるの里公園維持管理経費等を増額し、森林景観整備事業費等を減額するものでございます。財源は、県支出金15万円を増額し、繰入金等のその他財源2万 5,000円、一般財源 416万 8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

7款 商工費は 7,582万 2,000円を増額し、補正後の額を8億 4,103万 1,000円とするもので、旧美濃病院跡地の取得費を増額し、道の駅整備事業費、小口融資貸付経費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金 225万 7,000円、市債 1,450万円、小口融資預託金戻入金等のその他財源 2,409万 1,000円をそれぞれ減額し、一般財源 1億 1,667万円を増額するものでございます。

8款 土木費は1億 1,010万 6,000円を減額し、補正後の額を13億 2,116万 2,000円とするもので、除雪費等を増額し、土地区画整理受託事業費、下水道特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金を 767万 3,000円増額し、地方債を70万円、区画整理工事受託費等その他財源を 8,253万 8,000円、一般財源を 3,454万 1,000円、それぞれ減額するものでございます。

9款 消防費は 337万 2,000円を減額し、補正後の額を4億 1,610万 2,000円とするもので、これは消防団員の退職報償金等の減額でございます。財源は、国・県支出金を 334万 1,000円増額し、地方債を 290万円、共済金のその他財源 192万 7,000円、一般財源 188万 6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

10款 教育費は 1,115万 5,000円を減額し、補正後の額を10億 2,437万 3,000円とするもので、これは中央公民館空調機器整備費等を増額し、学校給食賄い費、町並み保存整備事業費等を減額するものでございます。財源は、国・県支出金 543万 9,000円を増額し、給食費等のその他財源 707万 5,000円と、一般財源 951万 9,000円を減額するものでございます。

11款 災害復旧費は、道路及び河川の災害復旧事業費を 887万 2,000円減額し、補正後の額を 2,314万 8,000円とするもので、この財源は、国庫支出金を 591万 9,000円、地方債を 290万円、一般財源を 5万 3,000円、それぞれ減額するものでございます。

12款 公債費は、市債償還利子 680万 4,000円を減額し、補正後の額を12億 1,277万 3,000円とするもので、財源は、住宅使用料のその他財源 124万 8,000円、一般財源 555万 6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、今回補正をお願いいたします総額は2億2,597万1,000円の減額で、その財源内訳は、国・県支出金を6,748万9,000円、地方債を2,390万円、その他財源を1億7,035万9,000円それぞれ減額し、一般財源を3,577万7,000円増額するものでございます。一般財源は、市税5,036万円、地方譲与税795万4,000円、地方特例交付金1,862万2,000円、地方交付税9,279万6,000円、繰越金4,350万2,000円等を増額し、財政調整基金繰入金2億8,000万円等を減額いたしております。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第11号の説明を終わります。

次に、議第21号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案集の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、地方自治法の一部が改正され、従来条例で定めるとされておりました監査委員の定数が地方自治法において2名と規定されましたので、監査委員の定数を定める条文を削除するものでございます。また、監査委員の事務執行の規定に公営企業法で規定されております監査の請求及び要求に関する事項等を追加し、明文化することのほか、文言の整理をいたすものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

条例第1条は、監査委員定数を条例で規定する根拠となる法令の条項番号を削るものでございます。

第2条は、監査委員の定数を定めた条文を削除するものでございます。

第4条は、請求または要求による監査の着手期限を定めておりますが、その対象となる財政援助団体等に対する監査、公営企業に係る指定金融機関の公金の収納、支払い事務の監査及び職員の賠償責任等の監査について明文化するものでございます。

第5条は、条文の見出しを「定例監査」から「定期監査」に改め、第6条は、監査の日時の通知の規定を定めておりますが、その見出しを「随時監査」から「随時監査等」に改めるとともに、監査の項目に行政監査を加えるものでございます。

第8条は、決算等の審査の期間について定めておりますが、その審査の項目に、特定目的のための運用基金の運用状況の審査と公営企業の決算審査を加え、審査期間につきましては「30日以内」としておりますものを「90日以内、公営企業の審査にあつては60日以内」に改めるものでございます。

第9条は、条文の見出しを「現金出納の検査」から「例月現金出納検査」に改めるものでございます。

第10条は、監査日時の通知の規定を定めておりますが、その監査項目に、公営企業に係る指定金融機関の公金の収納、支払い事務の監査を加えるものでございます。

附則では、条例の施行日を公布の日からと定めております。

以上で議第21号の説明を終わります。

次に、議第23号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の6ページ、議案説明資料の8ページをお開きください。

この行政手続条例は、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通の事項を定め、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護することを目的として定められておりますが、このほど行政手続法が一部改正され、この条例を定める根拠となっております条項番号が変更になったため、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、条例第1条第1項中の行政手続法「第38条」とありますものを「第46条」に変更するものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。

以上で議第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第22号、議第24号、議第25号、議第33号、議第34号の5案件について、秘書課長 梅村健君。

○秘書課長（梅村 健君） それでは、議第22号 美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の3ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の4ページを御参照ください。

提案理由とその内容につきましては、市長直下の内部組織について、現行の3部1課を4部1課に見直し、経済建設部を産業振興部と建設部に分離し、事務分掌を定めるものでございます。平成19年度の重点施策の一つに「産業振興とにぎわいづくり」を上げており、道の駅の開業、工業団地の建設促進など産業振興と、美濃市が歴史的な町並みや美濃和紙あかりアート展、和紙の里など全国的に認知度が高まり、観光面において国土交通省による地域マーケティング促進事業の重点支援地域に指定されるなど、産業と観光の戦略強化に対応すべく内部組織を改正するもので、経済建設部を産業振興部と建設部に分離するものでございます。

第1条の改正は、「経済建設部」を「産業振興部」と「建設部」に改め、第2条の改正は、4部1課の事務分掌を定めるものでございます。

附則の第1条は、施行期日を定めております。

第2条から第4条までは、関係条例の一部改正で、第2条は、美濃市小規模企業設備資金利子補給条例の一部改正で、「経済建設部長」を「産業振興部長」に、「経済建設部産業課長」を「産業振興部産業課長」に改め、第3条は、美濃市小口融資条例の一部改正で、「経済建設部長」を「産業振興部長」に改め、第4条は、美濃市上水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、「経済建設部水道課」を「建設部水道課」に改めるものでございます。

以上で議第22号についての説明を終わります。

次に、議第24号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の7ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の10ページを御参照ください。

提案理由といたしましては、職員の勤務時間、休日及び休暇、育児・介護を行う職員の早出・遅出勤務の対象範囲の拡大など、人事院規則の一部改正に準拠いたしまして条例改正をするものでございます。

第7条の改正は、民間準拠の観点から、勤務時間のうち午前と午後のそれぞれに15分ずつ設けております休息時間を廃止するもので、第8条の2の改正は、小学校に就学している子のある職員であって、市の規則で定める放課後児童健全育成事業の施設に子を迎えに行く場合、1日の勤務時間を変更することなく、始業・就業時刻を変更して勤務させることのできる条項を加えるものでございます。

附則は、第1条で施行期日を定め、第2条では経過措置を定めております。

以上で議第24号についての説明を終わります。

次に、議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の9ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の12ページを御参照ください。

提案理由といたしましては、人事院勧告によります国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正等に伴いまして、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第2条、第18条の2及び18条の3の改正につきましては、既存の災害派遣手当を、読みかえ規定によりまして、武力攻撃災害等派遣手当を新設するものでありまして、武力攻撃災害等により他の自治体から美濃市に派遣された職員が、住所または居所を離れて美濃市に滞在することを要する場合に支給する手当でございます。

第7条の4の改正は、従来、管理職手当は給料の調整額を準用することとなっておりますが、管理職手当の額を明文化するものでございます。

第8条の改正は、配偶者以外に係る扶養手当の額を、3人目から1人当たり「5,000円」を2人目までと同様に「6,000円」に統一するものでございまして、第20条の改正は、民間企業等へ職員を派遣した場合、その派遣先での業務に係る就業場所についても地方公務員災害補償法に規定する勤務場所とみなしまして、同法に規定する通勤区分の適用をするものでございます。

附則の第1項は施行日を定め、第2項は管理職手当の経過措置を定め、第3項は規則への委任を定め、第4項は、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、管理職手当の額についての準用規定を廃止するものでございます。

以上で議第25号についての説明を終わります。

次に、議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の24ページをお開きください。また、赤スタンプ4番、条例の制定・改正の概要の31ページを御参照ください。

提案理由とその内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、収入役制度の見直しによる改正でございまして、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により構成市町村の協議が必要となり、その協議につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

第 8 条の改正は、従来、副組合長が収入役事務を兼掌しておりましたが、新たに会計管理者を置くことといたしまして、会計管理者は、組合長が定める組合市町村の会計管理者をもって充てることとする改正でございまして。

附則では、施行日及び経過措置を定めております。

以上で議第 33 号についての説明を終わります。

次に、議第 34 号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

赤スタンプ 1 番、議案集の 25 ページをお開きください。また、赤スタンプ 4 番、条例の制定・改正の概要の 33 ページを御参照ください。

提案理由とその内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、収入役制度の見直し等による改正でございまして、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により構成市町村の協議が必要となり、その協議につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

第 8 条の改正は、従来、副組合長が収入役事務を兼掌しておりましたが、新たに会計管理者を置くことといたしまして、会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから組合長が命ずることとする改正でございまして。

第 9 条の改正は、職員の名称変更等によるものでございます。

附則では、施行日を定めております。

以上で議第 34 号についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第 27 号について、教育委員会次長兼教育総務課長 小椋茂樹君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（小椋茂樹君） それでは、議第 27 号 美濃市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ番号 1 の議案集の 12 ページをごらん願います。また、赤スタンプ番号 4 の条例の制定・改正の概要の 17 ページを御参照ください。

今回改正をお願いするのは、中央公民館の使用料の一部改正でございまして。中央公民館は福祉会館との複合施設であり、改正理由は、先ほど説明のございました議第 28 号の福祉会館の設置及び管理に関する条例の改正理由と同じでございまして、冷暖房機をコインタイマー化することに伴い、会議室等の冷暖房料金の設定を改めるものでございまして。

改正は別表第 2 を全面改正するものでございまして、改正は、表中の会議室の冷暖房費「1 時間 200 円」を「30 分 100 円」に、創作室「1 時間 300 円」を「20 分 100 円」に改めるものでございまして。

附則では、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございまして。

以上で議第 27 号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（児山廣茂君） 次に議第35号について、経済建設部参事兼産業課長 村井純生君。

○経済建設部参事兼産業課長（村井純生君） それでは、議第35号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について御説明いたします。

議案集26ページをごらんください。また、議案説明資料、赤スタンプ4の35ページ、36ページを御参照ください。

今回の規約の変更は、地方自治法における収入役及び吏員制度の改正に伴い、組合規約の変更が必要となり、議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正の内容は、第10条第1項の組合の「収入役」を「会計管理者」に改め、第2項では、「収入役は、組合の事務所の所在する関係市町村の収入役の事務を兼掌する助役をもって充てる」を「会計管理者は、組合の事務所の所在する市町村の会計管理者をもって充てる」に改め、第3項を廃止し、第11条第1項は、「吏員その他の職員」を「職員」に改めるものでございます。

附則では、施行日を定めております。

以上で議第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 以上で35案件の説明は終わりました。

第39 議第36号から第42 議第39号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 次に日程第39、議第36号から日程第42、議第39号までの4案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第36号、議第37号の2案件について、経済建設部長 福井昭次君。

○経済建設部長（福井昭次君） ただいま上程になりました議第36号及び議第37号につきましては、一般県道富加・美濃線道路改良工事の松森工区が本年度内に完成いたしますので、現在の県道を市道に所管がえに伴う認定と、改良工事に伴い、市道松森・小野線のつけかえが生じたので、廃止と認定をお願いするものでございます。

最初に、議第36号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ1番の議案集の27ページをお開きください。

今回廃止をお願いいたします路線は、つけかえにより、市道松森・小野線を一たん廃止し、新たに認定するもので、道路法第10条第3項の規定により廃止を行うものでございます。

下段の表に、廃止する路線名と起点・終点、重要な経過地を掲載しております。位置図を28ページに掲載しておりますので、御参考にしてください。

以上で議第36号の説明を終わります。

次に、議第37号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

同じ議案集の29ページをお開きください。

今回認定をお願いする路線は、道路法第8条第2項の規定に基づいて市道認定を行うもので、先ほど議第36号で御説明申し上げました市道のつけかえと、県道の所管がえにより、新

たに認定をお願いするものでございます。

整理番号1番は、市道のつけかえにより新たに認定をお願いする松森・小野線で、延長は1,773.9メートル、幅員は3メートルから11メートルでございます。

整理番号2番は、県道から市道に所管がえになります松森八幡前・赤谷線で、延長は1,020メートル、幅員は2.5メートルから7メートルでございます。

下段の表に、認定路線名と、起点と終点、重要な経過地を掲載しております。位置図を30ページと31ページに掲載しておりますので、御参考にしてください。

以上で議第37号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児山廣茂君） 次に議第38号、議第39号の2案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） それでは、議第38号 美濃市公平委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

議案集の32ページをごらんください。

現在、公平委員会委員としてお務めをいただいております西部好子さんにつきましては、平成11年4月から委員をお願いしておりますが、本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の選任について同意をお願いするものでございます。後任には、美濃市生櫛379番地、中田和子さんをお願いするもので、生年月日は昭和26年4月3日生まれでございます。任期は4年間でございます。

中田さんは、主婦の傍ら、中生櫛婦人会長、福祉委員、健康づくり推進協議会委員などを歴任されており、市民からの信望も厚く、知識も豊富で、人格、識見ともにすぐれた人柄であり、公平委員会委員として適任であると存じますので、選任いたしたいと存じます。つきましては、地方公務員法第9条第2項の規定により、選任の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第39号 美濃市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集の33ページをごらんください。

平成14年4月から5年にわたり教育長として御就任をいただき、学校再編や教育の充実に取り組んでいただきました後藤正之さんから、このたび一身上の都合により3月31日付をもって教育委員を辞職したい旨の申し出がありましたので、これに同意いたしました。また、教育委員会におかれましても辞職に同意されておられますので、その後任として、関市武芸川町跡部942番地、森和美さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、御同意をお願いするものでございます。任期は、前任者の残任期間で、平成20年9月30日まででございます。

森さんの生年月日は昭和21年11月20日生まれで、経歴につきましては、昭和44年3月、岐阜大学教育学部を御卒業後、美濃小学校教諭、中有知小学校教諭などを経て、平成元年に美濃市教育委員会学校教育課指導主事に、その後、岐阜県教育委員会美濃教育事務所課長補佐、美濃市教育委員会学校教育課長、教育次長を歴任され、平成15年から現在まで美濃中学校校長として勤務されておられます。森さんは、教員生活38年のうち、28年にわたり美濃市の教

育に携わってられました。本市の教育の実情にも明るく、人格、識見ともすぐれ、教育委員として最適任と考え、任命いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって説明とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時41分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第37号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第38号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第39号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

第43 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（児山廣茂君） 日程第43、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項に規定する広域連合議会議員に、太田松雄君、同規約第 8 条第 2 項第 2 号に規定する広域連合議会議員に、児山廣茂を指名いたします。

ただいま指名いたしました太田松雄君、児山廣茂を、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました太田松雄君、児山廣茂を、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から 3 月 13 日までの 11 日間を休会いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から 3 月 13 日までの 11 日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については 3 月 5 日の午後 4 時まで、質疑については 3

月9日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（児山廣茂君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月14日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後2時46分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年3月2日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 平 田 雄 三

署 名 議 員 日 比 野 豊

議 事 日 程 (第 2 号)

平成19年3月14日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成19年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成19年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成19年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成19年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第 9 号 平成19年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第10号 平成19年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第11号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第13 議第12号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第13号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第15 議第14号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第15号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第16号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第17号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第18号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第20 議第19号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第21 議第20号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第21号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第22号 美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第23号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第24号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第26号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第27号 美濃市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第28号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第29号 美濃市留守家庭児童教室施設の設置及び管理に関する条例について
- 第31 議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第32 議第31号 住みたいまち美濃市の環境を守る条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第32号 美濃市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 第34 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
 第35 議第34号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
 第36 議第35号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について
 第37 市政に対する一般質問
 第38 請第1号 美濃インター前区画整理事業の推進に対する適正な対応を求める請願

本日の会議に付した事件

第1から第38までの各事件

(追加日程)

市議第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について

出席議員（17名）

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日 比 野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜 代 彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君
経済建設部長	福 井 昭 次 君	経済建設部参 事兼産業課長	村 井 純 生 君
教育委員会次 長兼教育総務 課 長	小 椋 茂 樹 君	美濃病院参事 兼事務局長	岩 原 泰 君

総務課長	川野純君	市民課長	河村晃君
生活・自然			
環境課長	瀬瀬恒雄君	健康福祉課長	平野広夫君
観光課長	宮西嘉弘君	基盤整備課長	宮西泰博君
都市整備課長	丸茂勝君	下水道課長	瀬瀬壽君
生涯学習課長	佐藤祥一君	秘書課長	梅村健君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田金義	議会事務局	次長	古田則行
議会事務局				
書記	太田博康			

開議の宣告

- 議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

-
- 議長（児山廣茂君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。
-

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、14番 加納喜代彦君、15番 市原良英君の両君を指名いたします。
-

第2 議第1号から第36 議第35号までと第37 市政に対する一般質問

- 議長（児山廣茂君） 日程第2、議第1号から日程第36、議第35号までの35案件を一括して議題といたします。

日程第37、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、16番 野倉和郎君。

- 16番（野倉和郎君） 私は、発言通告に従いまして、4点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目としまして、新年度の施政方針と重点事業について御質問します。

1番目は、サイクルシティ美濃の基盤整備についてですが、自転車によるまちづくりや健康づくりは、発想としてはおもしろみがあると思います。しかしながら、現実を直視しますと、全国的に自転車と自動車、自転車と歩行者など、自転車に関係する交通事故がふえており、公安委員会など交通安全対策関係機関では頭を悩ませているのが現状です。

自転車は、道路交通法で定める車両であるため、車道の通行が原則です。市内のどこを見ても、自動車と自転車の双方が安全に走ることができる車道は見受けられません。板取川に沿って走る県道美濃・洞戸線なども、自転車で走るとさぞかし気分がよいだらうと思いますが、危険だと思えます。特に安毛では、自転車で通学する高校生に事故がないようにと祈るばかりです。自転車通行可となっている幅員の広い歩道では自転車も走ることができますが、市内では国道沿いの一部の歩道のみであり、唯一、景色を眺めながら快適で安全に自転車で走ることができるのは、志摩から生籾にかけて整備された長良川清流自転車道です。

「サイクルシティ美濃」という自転車によるまちづくりを進め、市内を自転車で安全に走ることができるようにするためには、幅員の広い自歩道や自転車専用道路が必要だと思います。現状でもまだまだ危険性がある市内の国道、県道、市道を、歩行者も自転車も自動車も安全に通行できるように整備するためには、かなりの財源と年月を要します。サイクルシティ美

濃の基盤となるこれらの道路整備について、どの路線をいつどのように整備する計画なのか、具体的にお答えください。

2番目は、ツアー・オブ・ジャパンの実施上の問題点と市民の関心度についてですが、ツアー・オブ・ジャパンは、基本的に民間団体が実施するイベントを市が後押しするものですが、これが新年度の市の重点事業となるのは、よく理解できないところです。

ツアー・オブ・ジャパンにつきましては、昨年9月議会で、市民生活に大きな影響があり、周回コースを変更することができないかを質問いたしました。市長からは、コースはさまざまな検討を経て決定され、主催者側の役員からもお墨つきをいただいたとの答弁がありました。コース沿線の地区では説明会が行われ、自治会同意は得られたようですが、新聞紙上では、盛り上がりが見られないと報道されておりました。その後、市民の盛り上がりはできてきたのでしょうか。

開催日まであと2ヵ月余りとなってしまいましたが、わっちも乗るCarの運転休止、高齢者や障害者のデイサービスや通院、企業の昼食弁当配達、運送業の支障などなど問題も山積していますが、本当に大丈夫なのでしょうか。ツアー・オブ・ジャパンに関するこれらの問題点の解決及び市民の関心度について、状況はどうであるか、お答えください。

次に2点目、市の財政状況について御質問いたします。

1番目は、市民にわかりやすく財政実態を公表できないかですが、昨年12月議会におきましても財政について質問をいたしました。私の体調が思わしくなく、十分な質問ができず、失礼をいたしました。大変重要な問題でありますので、新年度を迎えるに当たり、お尋ねをいたします。

実質公債費比率の5年間程度の見通しにつきましては、一時的に18%を超えることもあると答弁がありました。今後の新たな市債発行には、慎重な対応が必要であると考えます。北海道夕張市の財政破綻は、全国に衝撃が走り、テレビでも再三にわたり報道されております。こうした中、熱海市では、現在の状態で財政運営をすれば近い将来には財政再建団体に転落すると考えた市長が、昨年12月、「財政危機宣言」を出して市民に危機を訴えました。また、奈良県平群町の町長選挙では、3選を目指した現職が財政問題を訴えた新人に破れました。全国の財政の厳しい市町村では、あすは我が身とならないように、これらを教訓として財政を引き締めているところです。

総務省のホームページで、全市町村の主要財政指標が公開されております。平成17年度の経常収支比率を見ますと、美濃市は92.6%で、岐阜県下42市町村のワースト2番目です。全国1,844市町村の中では、悪い方から数えて610番台です。平成17年度末における市民1人当たりの地方債残高は、普通会計では41万円ですが、すべての会計を合わせると125万円にもなります。市長がこれまで市民に説明してきた健全財政とは裏腹に、このように美濃市の財政状況は、ゆとりなど全くない瀬戸際の状態に陥っていると思います。あれも欲しい、これもつくりたいと借金をふやしたあげくに、公共料金を値上げしたり、福祉を切り捨てられたりでは、市民はたまったものではありません。

「広報みの」で2月と8月に公表される財政内容では、本当の中身はわかりません。今は、市民に対して率直に財政の実態を明らかにするとともに、すべての事業を白紙から見直す必要があると思います。美濃市は夕張市のようにならない、大丈夫だと言うだけの根拠のない説明は、市民に不安をあおるばかりです。市民にわかりやすい財政実態の公表が必要だと思いますが、市長のお答えをお伺いします。

2番目としまして、道の駅に係る将来の市の財政負担についてですが、道の駅建設にしましては、私は当初から反対をし、議会では4回にわたって質問をいたしました。私が問題にしておりましたのは、位置選定、運営方法、採算性、将来の市の財政負担などです。これらの質問に対しては、納得できる答弁はありませんでした。莫大な費用をかけた道の駅がことしの秋ごろまでには完成しますが、完成後の維持管理や運営などの費用、さらには市債の償還金が市の財政にのしかかってくる。この財政負担が、先ほど申し上げました経常収支比率をさらに悪化させる原因にもなるわけです。

道の駅にできる情報交流コーナーやトイレ、駐車場、公園などの施設は、当然に市や国が管理すべき公共施設だと思います。第三セクターの運営会社に委託される物販施設、飲食施設、農産物直売所は、営利目的の施設であり、本来はテナント料が市に入り、その収入で施設をつくった借金を返すというのが民間の常識ですが、運営会社が赤字にならないような特別な措置がされるだろうと思います。

そこで、道の駅が完成し、当然に市が負担しなければならない公共施設の年間維持管理経費、第三セクターの運営会社への年間委託費、市債の年間の返済額など、道の駅に係る将来の市の財政負担額と、年間のテナント料収入額が幾らになるかをお尋ねいたします。

次に3点目、下牧小学校と上牧小学校の再編成について御質問します。

平成20年度に下牧小学校に複式学級が見込まれるため、下牧小と上牧小の再編成について地元説明が行われました。平成14年3月の市案では、下牧小と上牧小のいずれかで複式学級が見込まれる年度に再編成し、場所は蔵生小学校の位置とすることになっています。このときには、地元は将来のことまで含めて100%同意してしまったのではないはずですが。将来に禍根を残さないためにも、複式学級を否定してしまうのではなく、当面は複式方式を取り入れることを考えながら、柔軟性を持って時間をかけて進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後の4点目は、職員の退職勧奨、美濃病院看護師募集についてであります。平成16年度から、人事の刷新と能率向上のために、50歳以上の職員に対して退職勧奨が行われるようになりました。今までに多くの職員が定年を前に退職しており、甚だ無常を感じるころですが、これも時代の流れでやむを得ないのかと思います。そこで大変疑問に思うことがありますので、お尋ねをいたします。

美濃病院では、看護師が不足しており、パートでもよいからと募集されております。看護師不足は全国的な傾向で、地方にとって深刻な状況にあります。そのような中でも、看護師に対してもあえて退職勧奨が行われているのはどうしてでしょうか。人手不足であるのに早

期退職を勧奨するのは、何とも理解できません。説明をお願いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

野倉議員の一般質問の1点目、新年度の施政方針と重点事業についての一つ目、サイクルシティ美濃の基盤整備についてお答えをいたします。

小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指すため、キーワードを「スローライフシティ」「産業振興とにぎわいづくり」とし、特色ある市民協働のまちづくりを目指しております。その一つに、自転車を利用したまちづくりとして、平成16年2月に国土交通省のサイクルツアーモデル地区の指定を受けたサイクルシティ美濃がございました。

美濃市が目指すサイクルシティ美濃の具体的な推進に当たっては、市内全域を自転車を利用した周遊するモデルコースを設定しており、ツーリング系7コースと健康体験系2コースががございます。このモデルコースを安全・安心で快適に走行していただくための道づくりとして、国道、県道の整備や市道の整備、サイクルステーションの設置、サイン計画、沿道の景観形成などのハード面の整備を進めているところでございます。サイクルステーションは、平成18年度事業で、道の駅、和紙の里わくわくファームに整備いたします。平成19年度には、番屋に整備する予定でございます。

議員御指摘のように、自転車は道路交通法で軽車両であるため、車道の通行が原則であります。歩道幅員が2.5メートル以上であれば自転車通行が可能であります。そこで、今後は、美濃市の特性である自然や文化を生かしたまちづくりは、安全で安心なサイクルシティ美濃を進めていく必要があります。

現在、道路整備につきまして、市道は平成18年度からの継続事業で、道の駅とうだつの上がる町並みを結ぶ美濃1号線、美濃橋から長良川左岸の港町を經由し、加治屋町の番屋までを歩車共存の道路として整備を実施いたしているところであります。また、道の駅から美濃1号線を經由し、山崎橋までの整備を計画いたしまして、県が建設いたしました長良川清流自転車道を利用し、中有知グラウンドまでの走行を計画しているところでございます。国道につきましては、国土交通省の事業で、道の駅から泉町交差点までの自歩道の改良工事を進めており、地権者説明会を開催し、地権者の御理解を得て、改良に伴います幅ぐいを打設することができるようになりました。県道につきましては、平成19年度から美濃・洞戸線の片知地内の工事に着手予定であります。また、美濃・川辺線についても、吉川町、口野々地内の整備工事を行っているところであります。

国・県に対して、サイクルツアー構想を十分認識していただき、サイクルシティの整備を要望し、市内全域に市民を初め観光客の皆様が快適で安全・安心して走行できるよう、財政計画も念頭に年次計画を立てて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思います。

次に二つ目、ツアー・オブ・ジャパン実施上の問題点と市民の関心度についてお答えをいたします。

ツアー・オブ・ジャパンも、いよいよあと2ヵ月余りに迫ってまいりました。現在、大会開催の準備に当たり、実行委員会が中心になって着々と準備をしているところであります。先般、2月27日には2回目の実行委員会が開催され、細部にわたって協議がなされたところでございます。

地元への周知につきましては、昨年来、市内の各自治会で説明会を開催してまいりました。また、沿線付近の店舗、飲食店、工場や家内工業の方々に至るまで、チームを組んで依頼に回っていただきました。2月上旬には、市内すべての自治会長さんから同意をいただいたところであります。2月19日に、大会会長である私と実行委員長とで関の警察署を訪れ、その承諾書を提出し、あわせて大会への御協力もお願いしてまいったところでございます。

市民の盛り上がりはできたのでしょうかとのことでございますが、これにつきましては、市の広報を初め、新聞、ポスター、チラシ、公用車やマイクロバスへのシールの添付や、大矢田のコンビニ前や長瀬の歩道橋への横断幕、市役所への垂れ幕の設置など、また岐阜テレビ、岐阜ラジオへの出演やフィラー放送等、さまざまなPR活動を行ってきております。美濃ステージのホームページも作成いたしました。さらには、3月18日にイベントとして「自転車と健康」と題した講演会を文化会館で開催しますし、3月28日には、広岡町・松森線の開通記念に、タイムトライアル及び自転車の試乗会も開催いたしたいと思っております。ようやく徐々にではありますが、盛り上がりが出てきたのではないかと考えております。今後でもでき得る限りの方法を駆使して、今以上に大会を盛り上げてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

さて、わっちも乗るCarの運転休止、高齢者や障害者のデイサービスや通院、弁当の配達、運送業の支障等々の議員からの御心配をいただき、ありがたく思っております。わっちも乗るCarにつきましては、牧谷・上野線、大矢田・藍見線、牧谷・片知線及び中有知線の4路線に大なり小なり影響が及ぶと考えられます。また、牧谷線、高美線、八幡線など定期バス5路線にも影響がありますが、これらにつきましては、迂回路を利用して一部路線を変更したり、場合によっては運休するなどの対応策につきまして、現在、バス会社と検討しているところでございます。

高齢者や障害者のデイサービスや通院の問題につきましても、御指摘のように心配されるところでございますが、現在、関係機関と最善の策を検討しているところでございます。

弁当配達の業者につきましては、6業者ほどが市内の事業所等に弁当を配達されております。これらの業者には、大会の概要や交通規制の内容をお知らせし、御協力をお願いし、協議をしているところでございます。

運送業者や宅配便業者につきましては、54の業者に対して、大会の概要や交通規制の内容をお知らせし、御協力をお願いしているところでございます。

大会まであと2ヵ月余りとなってまいりました。これからも実行委員会が中心になりまし

て準備を進めていくこととなりますが、市民の皆さんはもとより、議員を初め、本当にやってよかったなど後で言い合えるような、すばらしい大会とするよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

2点目の、市の財政状況についてお答えをしたいと思います。

一つ目に、市民にわかりやすく財政実態を公表できないかについてであります。市の財政状況につきましては、地方自治法第243条の3第1項の規定によりまして、年2回以上の公表が義務づけられております。本市においては、「広報みの」で毎年2月と8月に公表しており、2月には当該年度の予算執行状況、8月には、前年度決算見込みを中心に、公債費や市有財産の状況などをできるだけわかりやすく掲載しております。

市のホームページにおきましては、この財政状況とほぼ同じ内容のものに加え、市の資産と負債の状況を示すバランスシート及び行政サービスに係るコストをあらゆる行政コスト計算書を平成13年度分から公表しています。また、平成18年3月からは、財政力指数や将来負担の健全度等について、類似団体と比較する市町村財政比較分析表を公表しております。今月中には、一部事務組合や第三セクターを加えた市の総合的な財政事情を新たに公表してまいります。また、総務省のホームページでは、御指摘のとおり、市町村決算カードや全市町村の主要財政指標、財政比較分析表などが公表され、他市町村との比較も可能となっているところであります。

市の財政予測につきましては、昨年12月市議会で申し上げましたように、地方財政を取り巻く制度が毎年のように大きく変革し、的確な予測が困難な状況にありました。三位一体の改革、歳出・歳入一体改革が一段落しましたので、平成19年度に実施する第2次平成まちづくり改革の中で改めて財政予測を作成し、できるだけわかりやすく公表を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

二つ目の、道の駅に係る将来の市の財政負担についてお答えをいたします。

道の駅につきましては、今までにいろんな場所で御説明しておりますが、国土交通省の設置する交通安全施設とそれぞれの市町村が設置する地域振興施設が一体となったものを「道の駅」としております。

今回、美濃市と国土交通省が設置する道の駅の特色としては、24時間使用できる駐車場、トイレ、加えて地域振興施設としては、農水省の補助による農産物の直売所、地域特産品販売所、あるいはサイクルステーションや、全国の道の駅では初めての防災機能を持った複合施設で、国道156号を利用される皆様のオアシスとして、また地域の産業の活性化や、市内のうだつの上がる古い町並みへの誘導や牧谷地区への誘導等、PR施設として有効に活用し、万が一災害の起きたときには地域住民の避難所としての機能を有する施設であります。

議員御指摘の物販施設、飲食施設、農産物直売所は営利目的の施設との御指摘ですが、市といたしましては、収益的施設でもありますが、国・県及び市の財源を活用した地域振興施設として位置づけをしております。そこにおける経済活動の結果、利益が発生するものと考えます。したがって、収益部門については利益に応じた使用料が必要と考えており

ます。

将来の市の財政負担につきましては、道の駅完成後において、国から委託を受けて市で管理すべき駐車場、公衆トイレの管理費と、本来市で管理すべき公園やサイクルステーションなどの維持管理を運営会社に委託する必要が年間約 330万円でございます。市債の年間償還につきましては、今の段階では借り入れ条件が確定しておりませんので見込みではありますが、償還年限を12年、据え置き期間2年で、据え置き期間中はおおむね年間 220万円、据え置き後は年間約 1,900万円から 1,700万円を見込んでおります。また、運営会社からの施設使用料につきましては、利益に応じた使用料をいただくよう協議を進めているところですので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 教育長 後藤正之君。

○教育長（後藤正之君） 野倉議員の一般質問の3点目、下牧小学校と上牧小学校の再編成についてお答えいたします。

少子化により複式学級がふえつつある中で、複式学級を解消し、より学びやすい環境を整え、教育効果を一層高めるため、平成13年、有識者による学校再編成懇談会からの提言を受けました。その提言について、自治会やPTAなど、各校区の懇談会等で御意見を伺うなどしまして、平成14年3月に学校再編成の方針を策定いたしました。

小学校の学校数については11校を4校に再編成するもので、北部地区においては、下牧地区の小学校4校と、上牧小学校を1校区とすることとしております。そのうち、火急的再編成をすべき下牧地区小学校4校の再編成を15年度に実施してきたところでございます。その後、上牧小学校との再編成は、いずれかの学校において複式学級が見込まれる年度に実施することとしております。こうした歩みの中で、下牧小学校において平成20年度に複式学級が見込まれることとなりましたので、昨年8月から、両地区の自治会や小学校、保育園の保護者会など、学校再編成の方針について説明会を開催してまいりました。またその後、両校区合同の代表者による懇談会を開催し、協議を進めてまいりました。両校区とも学校の再編成をすることはやむを得ないとの意見でございましたが、再編成の学校の位置について意見の違いもあり、現時点では理解が得られておりません。

学校再編成の基本的な考えが市内の小・中学校の学校規模の適正化であり、複式学級が見込まれる年度に再編成を実施するとしておりますので、地域の皆様と十分協議をしながら、できる限り早い時期に再編成ができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 美濃病院参事兼事務局長 岩原泰君。

○美濃病院参事兼事務局長（岩原 泰君） それでは、野倉議員の一般質問の4点目、美濃病院職員の退職勧奨と看護師募集についてにお答えいたします。

美濃市一般職職員の退職勧奨制度につきましては、人事の刷新を図り、行政能率の促進に資することを目的に実施しておりまして、勤続25年以上かつ満50歳以上の医師を除く職員が

この勧奨に応じて退職した場合、退職手当の優遇措置を講ずるものであります。美濃病院職員につきましても、この制度を利用し、平成17年度末に4人が退職し、うち3人が看護師であります。また、18年度につきましてもは該当者はございません。

一方、平成18年度診療報酬改定による看護基準引き上げの影響により、全国的な看護師不足が生じていることは御承知のとおりであります。こうした中で、美濃病院におきましては積極的な募集活動を繰り返し行ってまいりました。その結果、4月、5月に向け、一定人数の看護師が確保できる見込みとなり、直面していた深刻な危機的状況からは何とか脱却できる見込みとなっております。しかし、その後も結婚、出産等による退職が予測されておりまして、厳しい状況が続くことは全く変わらない状況にあります。

さて、議員御指摘の、看護師への退職勧奨についてであります。現在の直接的な病院運営を第一に考えれば、勧奨をしないことも必要かと存じます。しかし、一方では職種間の公平性の問題もありますので、国の今後の施策展開や他市の病院の動向等も考慮しながら、今後慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 16番 野倉和郎君。

○16番（野倉和郎君） 意見だけ述べさせていただきます。

市の財政について、私の意見を述べさせていただきます。

美濃市は、平成の市町村合併では当面は合併しないで単独の道を選択しましたが、地方分権が進み、自治体が自立して運営しなければならない時代に、まことに心もとない財政状況だと言わざるを得ません。「夕張ショック」という言葉が日本じゅうを駆けめぐりましたが、美濃市においても、市税や国保税、介護保険料、保育料、水道料、下水道料などを軒並みに値上げしたり、福祉医療費など各種の福祉を切り捨てて市民が惨めな思いをすることがあってはなりません。一方、「合併しない宣言」をした福島県矢祭町では、大変な覚悟と努力をされており、地方交付税が40%減少する中で、財政調整基金を積み増しするという成果があらわれていると聞いております。

今、美濃市では、介護や子育てなど福祉の充実、災害に対する安全・安心対策、老朽校舎の改築や耐震化、体育館などスポーツ施設の充実整備、火葬場建設、自治会が要望してもなかなか実施してもらえない道路維持修繕など、当面する課題が山積しております。平成19年度施政方針を見ましても、相変わらず自画自賛とリップサービスが多く、中身が伴っておらず、物足りなさを感じます。また、サイクルシティ美濃については、このネーミングに匹敵するような、しっかりした構想も計画もないことがわかりました。この立派な名前に恥じないようなプランニングを立てて、名実ともにサイクルシティ美濃が実現することを期待いたします。市長におかれましては、財政に対する正しい認識を持っていただき、市民に視線を向けて誠実な市政運営をされるよう意見を申し上げまして、質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 私は、一般質問4点をさせていただきます。

初めに、妊婦無料健診の拡大についてお尋ねいたします。

子育て支援策として、児童手当の拡充、また3歳未満児に対する乳幼児加算等を打ち出されております。今、胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診は、全額を国の負担で賄う無料健診回数が本市においても2回実施されております。受診することが望ましい健診回数は14回程度と考えられております。1回の費用は約5,000円、血液検査を伴うと1万ないし1万5,000円程度かかり、厚生労働省によると、無料の2回分を除いても自己負担額は平均すると約12万円で、若い夫婦世帯にとっては負担感が大きいと思います。

現在、公費負担回数の平均の高い都道府県は、秋田県が8.16回、香川県が4.11回、富山県が4回となっております。公費による妊婦の無料健診の回数は、現在、16年度実績では全国平均2.14回でございます。費用は地方交付税措置ですが、これまで国の予算に計上されてきた妊産婦費用の助成は、おおむね2回分として130億円が財政措置されてきました。これが平成19年度には、子育て支援事業（これまで200億円）と合わせて約700億円になります。そこで、現在の2回から、より多くの無料健診の拡充ができると思います。今まで以上の無料健診の拡充をお願いするものでございます。

続いて、ごみの減量化による経費節減の取り組みについてお尋ねいたします。

昨年、本年においても、施政方針の中でも、一般廃棄物の減量について「ごみゼロ」へ向けての取り組みを打ち出してみえますが、18年度まではその成果はあらわれておりません。財政の健全化に向けての取り組みとしても、ごみの減量化は避けて通ることができない問題であると思います。

一般廃棄物にかかった費用は、平成17年度では2億5,775万円、そのうちごみ処理に関する組合負担金は、均等割で1,350万円、人口割で5,681万2,000円、搬入量割で5,627万3,000円、起債償還分で1,028万円となっております。搬入量を半減すれば、単純計算によれば、約2,800万円削減できます。これに付随し他の経費も削減されますので、約3,000万円近くの削減が可能になるのではないのでしょうか。同時に、地球温暖化防止の観点からも積極的に取り組むべき重要な課題だと思います。

今までにも何回か減量の取り組みについて質問、御提案してまいりましたが、取り組みの結果は出ていないようでございます。ごみ等の処理状況の17年度の市町村別搬入状況、1人1日当たりの排出量は、関市513グラム、美濃市は574グラムとなって、美濃市の方が1人当たり1日の排出量も61グラム多くなっております。

ごみの減量化については、市民と協働して行う事業としては、ともに痛みを感じることなく取り組みのできる事業であると思います。すべての事業は市民と心をつなげて取り組まなければ、何事も成果を得ることはできないと思います。私は、一人ひとりの意識変革により減量化は絶対できると確信しております。17年度の事業報告で、廃棄物減量等推進委員66人をもって生ごみの減量対策についての研修をされています。この委員の減量に向けて

の声を聞き、施策展開すれば、結果が出るのではないのでしょうか。今後の減量化に取り組む施策をもって結果を出していくべきであると思います。その取り組みについてお尋ねをします。

3点目に、ブックスタート事業の取り組みについてお尋ねをいたします。

子育て支援の祖父母教室に参加し、一つ、昔と今の子育ての違い、二つ目に、祖父母の役割、三つ目に、絵本の読み聞かせについて学んできました。講習会を受け、大変有意義な教室でした。中でも、絵本の読み聞かせの実演とその必要性、その成果の実例のお話を聞き、幼児期からの絵本による読み聞かせの重要性を感じました。

子供のいじめ問題等大きな問題になり、文部科学省も、いじめ対策として緊急面談を小学校5年生から中学2年生のすべての児童・生徒を対象に先月2月から今月にかけて実施し、いじめの実態を把握するとともに、いじめの発見や被害児童・生徒の心のケアなどにつなげていく事業を取り組まれました。発生してからの対策も大事ではありますが、最も大事なことは幼児期からの子育てに起因するのではないのでしょうか。幼児期からの子育ての重要性を、祖父母教室を通じて感じました。

その中で、本の読み聞かせの重要性を感じました。「絵本のある子育て」、子供の本の童話館グループ発行の一部を読ませていただきます。「生きることを語る。聞く、話す、読む、書くという言葉の力の中で、最も早く発達するのは聞く力です。子供は、絵本を読んでもらえば、つまり聞くことができれば、随分深い内容が理解できますし、情感も深めていくことができます。そして、5歳から七、八歳という年齢は、子供がそろそろ自分を通して人間を見詰め、また社会との接点に立とうとする年ごろです。そんな彼らに、人生の先輩として、親として語り伝えておきたいことはさまざまあるように思います。でも、彼らは、自分で読める程度の絵本からはそのような深いものを得ることができません。唯一、私たちはそのような深い絵本を手にとり読んであげること、物語の楽しさに乗せて語っておくべきことを子供へ語るすることができます。それは改まっては口にしにくいけれども、でも、やはり人間として大切なこと、愛し愛されること、正義と善、一步踏み出す勇氣、優しさ、ユーモア、悲しみや喜びへの共感、支え合って生きること、働くこと等々を、そうやって彼らに社会への道筋と人生への励ましを語ることができます。そして、もしかするとこのことが子供を育てるということの意味なのではないのでしょうか。ここにこそ絵本の最も大切な価値があると私は考えます」と述べられております。ここに私は共感しました。

こうしたことから、良書を幼児期から読み聞かせる動機づけとして、ブックスタート事業をぜひ取り上げていただきたいと思います。事業内容につきましては、平成17年度第1回定例会において質問を通し提案させていただきましたが、ここに新たに御提案し、この事業に対しての御見解をお尋ね申し上げます。

四つ目に、国民健康保険についてお尋ねをいたします。

平成19年度の施政方針において、加入者の高齢化、保険税収入の減少、医療費の増加等により、厳しい財政運営が余儀なくされており、本年度においては保険税の検討をいたします

と述べられています。国においても、皆保険制度維持のために、医療費の負担割合、診療報酬、薬価基準の見直し等がされました。本市においても保険税収入の減少が上げられているということは、所得が伸び悩んでいることに起因するのではないかと思います。そうした中であって、保険税率の見直しがされるということは、負担増につながり、家計をより圧迫することになります。市民に国保の現状を深く理解していただくとともに、即効性はないかもしれませんが、疾病予防の施策展開がより重要となってまいります。

そこで、一つ、現状の厳しい国保運営において、美濃市の人口形態から予想される医療費高騰に対する見直し及び対策について、二つ目に、疾病予防施策についてお尋ねをいたします。

○議長（児山廣茂君） 民生部長 渡辺兼雄君。

○民生部長（渡辺兼雄君） それでは、武井議員の一般質問の1点目、妊婦無料健診の拡大についてお答えをいたします。

当市では、地域の特色を生かした「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指して、子育て支援を最重要課題の一つとして取り組んでいるところであります。子供の成長と子育てを地域全体で支援する取り組みを推進する指針として、美濃市次世代育成支援対策行動計画を作成し、現在、具体的な取り組みを行っているところでございます。

子育て支援の拠点の保健センターでは、安心してゆとりのある妊娠・出産のための支援を行うため、パパママ教室を年6回開催するとともに、母子手帳の交付時に妊娠・出産の基礎知識の普及や妊娠の不安軽減などを目的に各種保健事業及び制度の紹介をするとともに、必要に応じ、保健師が個別に情報提供、相談を行っております。また、子育てや父親の役割を明記した父子手帳を個別に配布し、父親への理解を図っているところでございます。

妊婦無料健診の拡大につきましては、現在、多くの市町村では2回行っておりますが、議員御指摘のように、国は、公費負担で14回程度行われることが望ましい。財政厳しい折、14回の公費負担が困難な場合は、5回程度は公費で実施することが原則であると考えられると指導しておりますが、地方財政措置において妊婦健康診査の積算単価などは示されておらず、それぞれの市町村の対応で実施されることになっております。本市といたしましては、健康で安心して産み育てるために妊婦健康診査は重要であると考えておりますので、今後、無料健診の回数をふやすよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に御質問の2点目、ごみの減量化による経費節減の取り組みについてお答えをいたします。

ごみの減量化につきましては、ごみのリサイクルを基本といたしまして、一般廃棄物は、可燃物、不燃物、食品トレー、缶、瓶、古紙、ペットボトルなど、13種類16品目の分別収集を市民の皆様の御理解と御協力により実施し、減量化に努めているところでございます。平成17年度には、クリーンプラザ中濃に搬入されました市全体のごみの量は 8,336トンであり、このうち市の収集分は可燃ごみ 4,179トン、不燃ごみ 539トン、粗大ごみ42トン、リサイクルごみ 1,139トンの合計 5,899トンで、前年度の比較で可燃ごみは85トンふえ、不燃ごみは

2トン、リサイクルごみは77トンの減少となり、全体ではほぼ横ばいの状態でありました。これに係る経費につきましては、市の収集業務では、清掃業務員13名が車両8台で収集しており、17年度決算で1億2,090万4,000円、トン当たり2万496円となっております。また、中濃広域行政事務組合への処理経費負担金は1億3,686万5,000円で、トン当たりの経費は1万6,419円となりました。また、市民1人当たりのごみの年間搬出量は349キログラムとなり、その処理経費は1万2,883円かかったこととなります。

循環型社会の形成に向け、ごみの減量化は重要な課題であり、市民と協働してこれを促進していくためには、市民により一層のごみに対する意識を持ってもらうことや、ライフスタイルそのものを変えていく啓発活動が必要であると考えております。平成17年5月に抽出で実施した可燃ごみ内容物検査によりますと、紙類13.4%、樹脂類7.8%、その他31.9%、生ごみ46.9%という結果が出ており、生ごみの減量化はごみ全体の減量化につながることであり、経費の削減となることは言うまでもありません。

生ごみ減量化対策は全国すべての市町村の課題であり、一つの事例を御紹介しますと、岐阜市が平成11年度からNPO団体との協働により生ごみ堆肥化推進事業に取り組み、一般家庭生ごみを堆肥化し、市内農家に無料配布する事業を開始しましたが、その後、堆肥化処理施設建設のため事業費約7億1,000万円を予算化し、平成18年度の稼働を目指してまいりました。ところが、堆肥をつくっても農家が引き受ける見通しが立たない、現行の生ごみ焼却より運用経費が3から4倍かかる、分別収集の経費がかさむなどの問題点が浮上し、着工を目前にして計画を断念したとの事例がございます。環境省によりますと、同様な堆肥化事業を全国で約40市町村が行っているが、人口の少ない農村部でのごみリサイクルの手法としては伸び悩んでおり、堆肥の需要が見込めない都市部での実施は課題が多いとの見解であります。

すなわち、生ごみの発生を抑制するには、食品の有効利用や食べ物を残さない運動などが大切であり、大人だけではなく、次代を担う子供たちにも早い時点から食べ物を大切にする食育や資源の有効活用など、ごみに対する正しい教育が必要と考え、既に実施しているところでございますが、さらに進めていく必要があると考えているところでございます。

また、本年度から実施しています「いきいきまちづくり講座」のメニューに「ゴミ減量化とリサイクルの推進」を掲げ、減量化対策に取り組んでいただけるサークルや団体に積極的に出向いていくとともに、生ごみ発酵促進剤等購入補助金交付事業及び電気式生ごみ処理装置購入補助金交付事業の活用を推進します。また新年度からは、新たに「ごみリサイクル月間」を創設し、市民に対して、資源を大切に使う、繰り返し使う、資源にして再び使う、すなわち3R運動の推進を行うとともに、モデル地区を選定し、市職員及び廃棄物減量等推進委員による期間内におけるごみステーションでの現地指導などを実施し、市民1人当たりの排出量を平成17年度に比較して1%削減できるよう目標を定め、ごみの減量化に取り組むとともに、経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に御質問の3点目、子育て支援策としてのブックスタート事業の導入はできないかにつ

いてお答えをいたします。

当市では、保健センターで平成14年度から「はじめまして絵本事業」を行っております。この事業は、絵本に触れ合うことの大切さ、早期からの絵本体験を通して子供の健やかな発達を支援し、よりよい親子関係をはぐくむことを目的としております。7ヵ月健康相談に、市の図書館司書から絵本の大切さ、絵本の選び方、読み聞かせ方や、市図書館の紹介をしております。また、妊婦や2歳未満児の親子を対象に、すくすくプレイルームを年18回実施し、ボランティアで更生保護女性会の方々が乳幼児に絵本の読み聞かせを行ったり、保健センターの絵本約100冊の貸し出しを行いながら、乳幼児期からの絵本体験を通して子供の健やかな発達を支援しているところでございます。

このほか、市図書館では乳幼児等を対象に、月1回、お話し会を開催し、ボランティアで武義高校の生徒さんに本の読み聞かせを行ってもらっております。また、乳幼児の親子が図書館を利用していただくため、乳幼児の絵本の充実に努めております。今後も教育委員会やボランティアの方々と連携を図りながら、絵本体験を通して子供の健やかな発達を支援し、よりよい親子関係をはぐくむ環境を整えていきたいと考えているところでございます。

次に御質問の4点目、国民健康保険についてお答えをいたします。

一つ目の、現状の厳しい国保運営において、美濃市の人口形態から予想される医療費高騰に対する見直し及び対応策についてお答えをいたします。

国民医療給付費の将来見直しでは、医療制度改革を行いましても、平成18年度27兆5,000億円から平成22年度には31兆2,000億円と、4年間で3兆7,000億円、率にして13.5%、1年に換算すると3.2%ほどの伸びを見ております。これは高齢化社会の進展により、医療費が若人の5倍はかかる老人医療費の増加が主な要因と分析をしております。

本市におきましても、平成18年4月から12月までの医療費の伸びは、前年度同期と比べて3.8%の伸びを示しております。一方、所得につきましては、平成18年度の本算定において、全被保険者の基準総所得金額は44億5,809万2,000円で、前年度と比べると1億6,344万2,000円減額し、率にして3.7%の減となっております。このように、医療費は増加し、所得は減少するという極めて厳しい状況となっております。

本市の高齢化率は、平成19年1月末で25.5%で、全国平均よりも高くなっております。こうした中、疾病別の医療費の傾向を見ますと、生活習慣病である糖尿病が、県下42市町村中、1人当たり、1件当たりとも高い方から3番目となっております。この糖尿病患者を減らすことなど生活習慣病予防対策と、保険税の収納率は県下21市中8番目となっておりますが、さらに国保の財源であります保険税の収納率向上対策に積極的に取り組み、国保の健全な運営に努めてまいります。

二つ目の、疾病予防対策についてお答えをいたします。

国保では、保健センター、美濃病院などと連携をとりながら、特に生活習慣病の中の糖尿病予防対策に重点を置き、疾病予防に努めているところでございます。具体的には、被保険者の40歳以上の方の中から、アンケートにより、生活習慣病予備軍の最大要因と思われる肥

満度1以上の人を対象に、血液検査、健康セミナー、個人指導などを行う国の補助を受けた国保ヘルスアップ事業を実施し、糖尿病予備軍の減少に取り組んでいます。

このほか、病気の早期発見のための人間ドックにつきましては、1人3万円の費用のうち、1割の自己負担で実施しており、受診者は年々増加し、平成18年度は1月末で96件となっております。今後もより一層の普及に取り組んでまいります。また、疾病予防のための健康に関するパンフレットの作成、健康づくり啓発の図画ポスター展、健康フェスティバルの実施など、疾病予防の事業を実施してまいります。さらに、平成20年度から保険者に義務化される特定健診、保健指導等の実施のための計画書づくりを進めてまいります。

市の活力ある源は、市民の健康であります。このため平成18年2月に、保健センターを中心に、市民課、高齢福祉課、学校教育課、生涯学習課、美濃病院で構成する健康プロジェクトチームを立ち上げ、わくわく元気プラン美濃21を推進するため、「早寝・早起き・朝ごはん」をキャッチフレーズに生活習慣病予防対策に取り組んでいるところでございます。平成19年度は、美濃病院では糖尿病センターの開設と健診体制を充実することとしております。保健センターを中心にした健康プロジェクトをさらに充実して、生活習慣病予防対策の具体的な目標値を設定し、市民総参加による食育、自転車を使った健康づくり、1市民1スポーツを実践目標に、健康増進、生活の質の向上、健康寿命の延伸に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

〔5番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） 意見、要望を述べさせていただきます。

初めに、妊婦無料健診の拡大についてですが、本市は特に少子化対策が大きな課題だと思います。産み育てやすい環境づくりのために、ぜひより多くの回数の無料健診になるよう努めていただきたく御要望をいたします。

二つ目に、ごみの減量化による経費節減の取り組みですが、新年度においては出前講座、あるいは1%の数値目標、またモデル地区を決めての取り組みについては大変期待をしております。特に17年度のデータから算出可燃ごみの搬入量について関市と美濃市の量をちょっと比較しましたところ、関市の水準に置きかえてみますと4,530トン、それから本市の搬入量が5,074トン、その差は543トンあるということで、関市の今の状態までいけば543トンの減量になるというんですが、これで満足することなく、それ以上の減量になるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、ブックスタート事業についてですが、現在、読み聞かせ運動を行われていることは

大変ありがたく、よいことだと思っております。その中で、ブックスタート事業は県内でも17市町村が取り組みをなされております。隣の関市、郡上市も既にこれを取り入れております。母親が我が子に読み聞かせることが、子の心の成長に大きな影響を与えと言われております。ぜひ早期に取り組みられますよう要望して、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 次に、2番 森福子君。

○2番（森 福子君） 私は、発言通告に従いまして、一般質問2点について市長にお尋ねいたします。

本市の来年度予算の重点事業の一つに人口対策と子育て支援が上げられておりますが、その中で、本市の少子化対策について、1点目として、日本の現在の人口を将来にわたって維持するためには2.08の合計特殊出生率が必要とされています。過去の推移の中で、1975年の2.0を境に下降し続け、1988年には1.57となりました。こうした少子化の急速な進行に対する危機感が社会に十分な共有がされていないまま人口減少時代を迎えた2005年には過去最低の1.25となるなど、将来の年金の給付を初め、労働人口の不足が予測され、日本の経済活動に大きく影響する少子化問題について社会的なショックとなっています。

本市においても、少子化の状況は顕著にあらわれ、平成16年10月の岐阜県人口動態統計調査による市町村少子化状況について、15歳未満の人口が県下で4番目に低い3,058人で、市の人口に対して構成比は12.9%になっています。この数値を改善していくための視点の一つに、平成17年3月、美濃市次世代育成支援行動計画調査報告書において、子供を持つ女性が働き続けるための社会支援の必要について、企業の育児・介護休業制度、労働時間の短縮、企業内保育等の保育に関する制度の充実の割合が66.7%で最も高く、働くことに真剣で意欲的な子供を持つ女性の多いことがうかがわれます。

背景には、結婚して一定の生活水準を維持するために夫婦共働きが通例な現在において、働く場の確保について、例えば出産後の職場復旧等により、勤務時間の短縮、企業内保育など、女性が子育てしながら安心して働ける職場の環境づくりに力を注いでいただきたいと考える女性が多いということではないでしょうか。本市においても、平成17年10月に次世代育成支援対策行動計画が策定され、地域での子育て支援を初め、経済的支援、働き方の支援など、多彩な子育て支援策が推進されています。

私は、人口問題の根本である少子化の加速を食い止めるために、さまざまな少子化の要因に対して幅広く社会全体で対策に取り組む視点の一つとして、これまでの行政を中心にした子育て支援から、一企業の力量に頼るのみの対応ではなく、働き場所である企業側の支援策として、行政と企業が協力して取り組む市独自の支援制度、例えば美濃市工場融資条例の中にある雇用促進奨励金のような、本市の企業に対する支援制度の現実を望む一人であります。

そこで1点目として、美濃市の少子化対策の中で、市民のニーズの一つである、働くことに意欲的な社会の構成員としての女性の視点の実現に向けて、子供を持つ女性が働くことを続けるために本市の企業を対象にした市独自の支援制度ができないか、お尋ねをいたします。

次に2点目についてですが、本市においては以前から、市民に有効でわかりやすい事業と

して、予算を使わない事業や予算額の少ない事業を発信し、進めてきています。県においても、子育て支援を多面的に展開していく中で、ゼロ予算事業を積極的に推進し、実現に向けて行動されています。

中でも、子育て、家庭に優しい社会づくり運動の一環として、妊婦・乳幼児連れ駐車場の設置について実現に向けて取り組みを進められています。この駐車場は、「ベビーカー使用者・妊婦用」のマークを表示したもので、一般駐車場より広いスペースで、ベビーカー等を車の横につけることができる余裕あるスペースは、隣の車等に接触する心配もこれまでの駐車場より少ないなど、妊婦や乳幼児の保護者にとって期待度の高い事業です。現在のところ、県民ふれあい会館に10台分を初め、県庁や県内10カ所の総合庁舎にも設置することが決定され、今後も病院、文化施設、公園など県の全施設の設置を初め、市町村、民間企業にも設置の検討を呼びかけています。

私は、こうした駐車場の整備をすることで、社会全体で子育てを支えていく理念意識を一層共有し、地域社会の啓発につながると考えております。そして、本市の限りある予算を有効に活用し、今後もより市民のためになる、最も適した県のゼロ予算事業の一つである「ベビーカー使用者・妊婦用」表示マークの妊婦・乳幼児連れ駐車場の実現に向けて、市役所や病院などの施設に推進していただきたいと思えます。

そこで2点目として、本市においても妊婦・乳幼児連れ駐車場を設置することができないか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 森議員の一般質問、本市の少子化対策についてお答えをいたします。

1点目の、子供を持つ女性が働くことを続けるために本市の企業を対象にした市独自の支援制度ができないかについては、国においては次世代育成支援対策推進法、県においては岐阜県少子化対策総合プログラムが策定され、市におきましても、市全体で取り組むべき重要な課題として、平成17年10月に、みんなで子育てを進めるまちを目指し、美濃市次世代育成支援対策行動計画を策定し、全庁的に各課が連携し、関係機関との協働により、計画を総合的に進めているところであります。

次世代育成支援対策推進法では、企業に対し、従業員の子育て支援のため一般事業主行動計画を策定し、県への届け出が求められておりますが、これは常用の雇用労働者数が301人以上の企業には義務づけられておりますが、こうした100%の企業がこれに届け出をしております。しかし、300人以下の企業の策定は努力義務とされておりまして、その策定届け出率はわずか0.06%ということでございます。この300人以下の企業に対して、県は子育て支援企業登録制度を創設し、商工組合中央金庫岐阜支店、県中小企業団体中央会と三者協定を締結し、従業員の子育てを積極的に支援する企業の取り組みをサポートすることといたしました。これは、中央会は会員企業に登録を推奨し、商工中金は登録企業向けの融資と預金金利を優遇し、県は登録企業名や支援内容をホームページでPRすることとしています。

国は、一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援事業を実施した企業に対して

は、国は育児・介護雇用安定等助成金制度として、事業所内託児施設設置、ベビーシッター、代替要員確保等、さまざまな仕事と家庭の両立を図る労働者支援事業に対する助成を行っております。

議員御提案の、子供を持つ女性が働くことを続けるために本市の企業を対象にした市独自の支援制度ができないかは、こういった国や県の取り組みに、市としてさらに独自の施策ができないかということではないかと思えます。そのことについてお答えをいたします。

私が市長に就任してすぐに、働く女性を支援するとの市長の方針を立て、今日までその努力を重ねてきたところであります。働く女性の支援は、延長保育、医療、学童保育、保険料への補助等々、先駆的に取り組んできたところであります。今後も病後児保育や病院での院内保育などにも取り組んでまいりますので、議員の貴重な御意見の趣旨を十分踏まえ、企業に対しましても、フレックスタイムの出勤とか、保育園と幼稚園とタイアップした、といいますのは、市内には大企業がありませんので地域にある保育園を活用するという意味であります。保育園と幼稚園とタイアップした社内保育のほか、夜間保育等、働く女性と企業と協働する事業について、美濃市らしい少子化対策として企業対策、労働対策の検討を進めてまいりたいと思えますので、御理解を得たいと思えます。よろしくお願ひします。

次に御質問の二つ目の件は、ゼロ予算の一つとして妊婦・乳幼児連れの駐車場の設置を推進しているが、本市においてもこうした駐車場を設置することができないかについてお答えをしたいと思えます。

岐阜県では、平成19年度予算編成に当たり、複合的な政策実現手法の導入として、従来の予算中心の発想から転換し、表面上は予算ゼロでありながら、職員一人ひとりが創意工夫し汗をかくことで行政サービスを提供する、いわゆるゼロ予算施策の実施を積極的に進めることとしてこれを制度化しました。少子化対策を推進していく施策の一つとして、県の施設の駐車場に、妊婦または小さな子供を連れて来館する方が利用できるスペースを確保する妊婦・乳幼児連れ駐車場設置事業を実施し、今後、県内市町村や民間施設にも導入するよう全県的な運動を展開していくとのことでありまして、議員の御指摘のとおりであります。

本市におきましては、美濃病院や公共トイレにおむつがえシートを設置するなど、子育てに優しい社会づくりを推進しておりますが、さらに妊婦、または小さな子供連れで訪れる方々が安心して利用できるよう、美濃病院、保健センター、図書館及び市役所など、市の公共施設において妊婦・乳幼児連れ駐車場の設置を前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げて、答弁とします。

[2番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 2番 森福子君。

○2番（森 福子君） 御答弁ありがとうございました。

2点目につきましては了解とさせていただきます。

1点目について、意見と要望を述べさせていただきます。

私は、美濃市の15歳以下の人口が構成比にして12.9%で、県下4番目に低いとする少子化

の事実に驚き、今までの行政を中心にした子育て支援から、本市の企業と一体化した政策等について質問をいたしました。少子化問題は、経済活動に大きく影響するばかりでなく、子供が育っていく経過での問題点や、伝統的な地域文化を継続すること、例えば本市で例があるとすれば、花みこし、そしてひんこなどがあると思いますが、こうしたお祭りの後継者の育成等にも影響が強く出てくると予想されております。

国の経済と社会の発展の一つが少子化にあるとされ、今後の出生率の推移について、低位推計の将来1.10まで下がるとした最悪の見解と、中位推計、将来は1.37まで上昇する見解もされている中で、企業の子育て支援について、一般的には一企業の理念に任せることを初め、財源不足による理解力の不足につながっていることなど、国の政策にゆだねるとされる見解を耳にすることがあります。

私は、本市の政策に基づいて行うアンケートには市民の声があり、率直な願いであると思っております。そうした声を行政ができる限り早い時期に整え、施策の実現に近づけることで、行政に対する市民の一層の理解が得られるものと思われまます。美濃市らしい少子化対策の一つとして、市内の企業に対する市独自の支援制度に力を注いでいただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 次に、18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 私は、一般質問を3点行いたいと思いますが、質問をする前に、発言通告一覧の私の部分でミスがありましたので、訂正をさせていただきます。三つ質問しますが、その2点目の公債費の「軽減等について」となっておりますけれども、これは「軽減策について」でありますので、そのように御承知おきいただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

まず1点目、伝建物「武藤家」の取得問題について。

市が取得の検討をする理由を、第三者の手で壊されたり、それを理由に市に買い取りを求められることを避けるためと説明されています。この事態が生じる懸念が大きいと判断する根拠は何なのか、全国にそのような事例がどの程度あるのかという点についてお尋ねをいたします。

昨年12月の議員全員協議会での市長あいさつで、伝統的建造物群保存地区にある伝統的建造物「武藤家」の取り扱いについて、市の保存条例の規定に違反したときの罰則は5万円以下の罰金となっており、競売で第三者の手にわたった場合、この規定を根拠にして5万円払って取り壊されてしまったり、あるいは壊してしまうということを盾に市に買い取りを迫るなどという投機目的で取得されることも考えられる。そのような事態を避けるために、市での買い取りを検討したい。検討するに当たり、市民参加の組織を発足させ、意見を聞いていくという趣旨の話がありました。

私は、その時点では、壊されては困るということや、市民の皆さんの意見を聞くこと、また資金についても浄財を集めるなどの工夫をすることというような点を考慮いたしまして、さして疑義も差し挟まず話を聞き置きました。しかし、時間の経過とともに、伝建地区の町

並みの景観や建造物は、たとえ個人の所有物とはいえ、対象地区の皆さんの御理解をいただいて、勝手に現状の変更ができないように、文化財保護法に基づき、保存条例を制定して規制しているのだということに思い至りました。それを、壊される危険性があるということを経済的理由に買い取りが必要であるように市長みずから発言することは、自分が作成して議会が議決した条例に欠陥があると言い立てているようなものではないでしょうか。

保存条例の第8条には、市長及び教育委員会は、保存地区の保存のため、必要限度において、一たんした許可を取り消し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期間を定めて、建築物等の改築・移転、または除去その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるとなっております。この条例の規定で立派に現状が守られると思います。仮に現在の条例では不十分とするならば、条例の改正こそ検討されるべきだというふうに思います。また、万が一一条例を無視して取り壊そうとする無法行為が起こりそうな事態になったなら、さらに踏み込んだ対抗手段として、工事中止の仮処分申請を裁判所に行うこともできるわけです。

以上のようなことから、買い取りを検討する理由が「壊されるおそれがある」ということでは納得しがたいものがありますが、そういう事態が生ずる高度の蓋然性があると判断する根拠は何なのかということについてお尋ねをいたします。

また、全国に無法にも伝建物が取り壊されてしまったというような事例はあるのか。あるとすれば、どの程度存在するのかということについてお尋ねをさせていただきます。

次に2点目、公債費の軽減策について。

19年度地方財政計画では、公債費負担対策として政府資金の繰り上げ償還ができるということでもありますけれども、美濃市は対象になるのかどうか。また、その対応はどのようにするのかという点をお尋ねいたします。

新年度の地方財政計画での特徴の一つに、公債費負担対策があるということです。新年度から3年間で、5兆円の規模で政府資金や公営企業金融公庫資金の繰り上げ償還を補償金なしで行うことができるようにするなどして、高金利の地方債の負担を軽減しようというものです。

政府資金の繰り上げ償還については、全体で3兆8,000億円の枠で、普通会計や上水道、病院会計などの企業債で5%以上の金利の地方債が対象ということです。財政力指数1.0以下の自治体で、財政健全化計画や公営企業経営健全化計画を策定して、財政改革を行っている自治体が対象ということです。公営企業金融公庫資金の繰り上げ償還と借換債の措置は、1兆2,000億円の規模で、政府資金と同様、金利5%以上の公営企業債を対象にしています。補償金なしでの繰り上げ償還や借りかえで、返済期間全体を通じて7,000億円から8,000億円程度の負担軽減が見込まれるというふうに言われています。

さて、本市には、大ざっぱに申し上げますと、17年度決算で一般会計に100億円、公共下水道事業に100億円、農業集落排水事業に20億円、病院会計に50億円、上水道会計に24億円、そして簡易水道特別会計には8億円、合計で約300億円の長期債務があります。そのうち金

利5%以上の債務は、一般会計に約6億円、公共下水道で約1,000万円、農業集落排水事業で約1億円、上水道事業会計に約10億円、簡易水道特別会計に約4億円の合計約20億円です。これらの高金利の借金が繰り上げて償還できたり、低金利の借金に切りかえることができるとするならば、対応する必要があると思いますけれども、美濃市は対象になるのでしょうか。また、対象になるとすれば、どのような計画でおられるのかという点をお尋ねいたします。

3点目に移ります。多重債務者問題についてです。

衆議院財務金融委員会で、多重債務者を減らす対策として、自治体の相談窓口の充実が附帯決議をされました。早急な対応が必要と考えますが、どうでしょうかということで質問をいたします。

今、全国に多重債務に陥っている人々が200万人、自己破産する人が年間20万人、経済的理由で自殺する人が8,000人あるということであります。最近、美濃市でも多重債務に苦しみ自殺を図られた方が出ていると聞いています。美濃市にも相当数の人がこの問題で苦しんでおられると想像できるわけであります。

私の議員生活を振り返ってみましても、サラ金ややみ金に関する相談を持ち込まれ、解決に奔走した件数は20件を下りません。ここにおられる議員の皆さんも、この種の相談を受けた経験をお持ちだと思います。私が相談を受けた最近の事例では、家族に病人が出て医療費の工面のためにサラ金を利用したことが発端で、返済と借金を繰り返し、21年間、サラ金と縁が切れずにいるというケースがあります。この方の場合、手取り20万円ほどの給料の半分は返済に消えるといった状態でした。自殺された方といい、この方といい、解決の方法がもっと早くわかっていたならば、こんなに長い間苦しまなくてもよかったですでしょうし、ましてやみずから命を絶つということもなかったというふうに思います。このようなことから、身近に適切なアドバイスがもらえる相談窓口があり、そのことが周知されていることの必要性を強く感じるものであります。

さて、多重債務の解決には、一定のまとまったお金を用意してサラ金業者と交渉して解決に当たる任意整理と、自己破産の申請を裁判所に行い、免責を得て再起を図る破産申請、簡易裁判所へサラ金業者を呼び出して残債務を確認し、支払い方法の変更について話し合う特定調停、そして個人再生法に基づく解決など、一般的に4通りの方法があります。これらはいずれも専門知識を持った弁護士や司法書士の力が必要になります。私の場合は、相談が持ち込まれると、まず無料法律相談に同行し、弁護士のアドバイスを受けます。そして、どの解決方法をとるのが最適かその方針を決め、次の段階に進みます。解決の方法によっては弁護士費用や裁判費用などが要りますが、その工面ができない場合は、法律扶助協会、今は法テラスと言うそうでありますけれども、ここの扶助制度を利用して貸し付けを受けることもできるため、その手続に弁護士会館へ同行するというのもしてきました。こうして、できるだけ多重債務者に寄り添って、きめ細かく対応をしてきたわけであります。

しかし、多重債務を抱えている人は、税金や公共料金などの滞納、あるいは生活資金そのものに困窮している場合などがあります。そういう生活全般にわたる解決も同時に行わない

と、本当の意味で再起を図ることにはならないわけです。そういう点からいって、自治体が相談窓口で、きめ細かく対応し、効果を上げているという自治体があります。その自治体は滋賀県の野洲市ですが、新聞の記事によれば、野洲市では、消費生活相談窓口の相談員を嘱託で配置し、相談に乗る活動を実施しています。担当者は、相談の内容をじっくり聞き、借金の解決方法を説明し、その場で司法書士の事務所に連絡して相談日もセットし、同時に生活保護の必要な人は福祉の窓口へ、あるいは税金を滞納している人は税務課の窓口で債務整理が終了したら分納できるように手続をとるなどの対応を一気に行います。この一連の取り組みで、生活の再建にもつながり、ひいては税収増も見込めるというわけです。

当市でも、まず消費生活相談窓口で相談ができることを市民の皆さんに周知し、相談に訪れた方には解決の方法があることを伝え、専門窓口を紹介したり、必要な人には市役所所管課で相談するよう勧めるなどの対応がとれるようにしてほしいと思います。これくらいの対応なら現在の体制でも十分できると考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 西部議員の一般質問の1点目、伝統的建造物家屋（武藤家住宅）の取得についての市が取得を検討する理由として、第三者の手で壊されたり、それを理由に市に買い取りを求められることを避けるためと説明されていると。このような事態に生じる懸念が大きいと判断する根拠は何か、また全国にそのような事例がどの程度あるかについてお答えをしたいと思います。

御存じのように、武藤家住宅については、家主が昨年6月に自己破産されまして、10月に金融機関から競売扱いとの情報が寄せられました。現在、入札に向けた準備が進められているところであります。当住宅は文政6年の建造であり、国が選定した美濃町重要伝統的建造物群保存地区の中心に位置し、うだつの町並みと一体化した景観資産として重要な文化遺産であり、美濃市の財産として後世に確実に残さなければならない建造物であります。

今日まで美濃市がうだつの町並み景観や補修、活性化に多大な投資をし、おかげをもちましてその効果が多くあらわれているところであります。私は、競売期限である3月までに美濃市または市内の方が買う保証を与えない限り、金融機関並びに裁判所は競売の手続を進めることとなります。市が取得して、確実な個人や団体であれば市は貸すことも可能と考え、また取得方法も考えなければなりません。最悪の場合、この建物が競売物件として万が一営利目的の団体や個人が落札した場合、武藤家の文化遺産を無視し、市の進めるまちづくりと異なった目的に利用される場合とか、市へ高額な販売価格を提示されることも十分に考えられ、大変心配するところであります。

こうしたことから、市から諮問するのではなく、自由に発言をいただき、2月15日、28日の2回にわたり、武藤家の取得についての可否と活用について、市民の皆さんから取得の是非についての意見を聞く懇談会を開催したところであります。懇談会の大勢の意見としては、市による取得が望ましい。しかし、取得後の維持管理、活用の目的、方法について今後も検

討し、研究すべきという心配する意見も多くありました。こういったことを踏まえ、3月末までに競売をとめるかどうか、市として早急に結論を出したいと考えています。

また、重要伝統的建造物群保存地区における伝建物の取り壊しについては、ほかには例がありません。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって答弁とします。

○議長（児山廣茂君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） 西部議員の一般質問、公債費の軽減策について、19年度地方財政計画では公債費負担対策として政府資金の繰り上げ償還ができるということであるが、当市は対象となるのか、またその対応はどのようなのかについてお答えいたします。

平成19年度地方財政計画では、公債費負担対策として、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3ヵ年で5兆円規模の公的資金の繰り上げ償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減するとされております。

繰り上げ償還を求める地方団体、公営企業は、財政健全化計画または公営企業健全化計画を策定し、総務省及び財務省に認められれば、平成4年5月までの貸し付けで5%以上の金利のものについて、実質公債費比率や企業債元利償還費比率等に応じ、段階的に繰り上げ償還が可能となり、補償金が免除されます。適用団体の基準は、実質公債費比率18%以上が金利5%以上、同比率15%以上が金利6%以上、同比率が15%未満であるが財政力が著しく低い団体が金利7%以上とされております。現時点では財政指標の基準年度などの詳細が明らかになっておりませんが、一般会計については平成17年度の実質公債費比率が16.4%でございますので、金利6%以上のものが繰り上げ償還の対象になってくるものと予測しております。

平成18年度末の市債残高のうち、この繰り上げ償還の対象となる6%以上の金利のものが一般会計で16件、約3億9,800万円、農業集落排水4件、約9,600万円、上水道18件、3億7,100万円の3会計合わせて38件、8億6,500万円で、最も高い金利が上水道事業会計の8%となっております。繰り上げ償還が認められれば、借換債の発行ができることとされております。平成18年5月に本市が借り入れした政府資金の利率が2%でございますので、この繰り上げ償還が認められれば、4%以上の利息が軽減されることとなります。

厳しい財政の中で、ぜひともこの公債費負担対策を受け入れてまいりたいと考えておりますので、平成19年度に予定する第2次平成まちづくり改革にあわせて、財政健全化計画や公営企業健全化計画を策定し、国の承認を得ながら繰り上げ償還を実施し、財政負担、ひいては市民負担の軽減を図ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（児山廣茂君） 経済建設部参事兼産業課長 村井純生君。

○経済建設部参事兼産業課長（村井純生君） 西部議員の一般質問の3点目、多重債務者問題について、衆議院財務金融委員会で多重債務者を減らす対策として自治体の相談窓口の充実が附帯決議された、早急な対策が必要と考えるがどうかについてお答えいたします。

この附帯決議につきましては、地方自治体に対し、多重債務者に対する相談窓口を設置して、適切な助言を行い、カウンセリング機関とのネットワークを構築して必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう要請を行うこととされました。また、金融庁多重債務者対策会議の第4回会合において事務局案で提出された資料では、市町村は住民から最も身近で、住民との接触機会も多く、積極的な対応を行うべきではないかなど、市町村の相談窓口強化のメリットが述べられています。一方、すべての市町村に一律の対応を求めるのではなくて、複数の市町村が広域的な取り組みを行うことが必要ではないかとも述べられています。

岐阜県の対応としては、庁内組織として岐阜県多重債務問題対策会議が1月に設置され、4月からは定期的に岐阜県県民生活相談センターにおいて、県の弁護士会、司法書士会との共同で多重債務問題専門の窓口「多重債務 110番」が開設され、こういった県の取り組みが金融庁多重債務者対策本部有識者会議において紹介されており、近隣市町村では身近だが知り合いも多く相談しづらいとし、広域相談への県の役割が上げられています。そのほか、この地域での県の広域相談窓口として、中濃振興局中濃事務所には消費生活相談員が配置され、相談を受け付けています。

市の相談窓口としては、産業課での消費生活相談を、社会福祉協議会では市民相談、法律相談を行っていますが、これらは専門の窓口ではありませんので、ここでの解決は難しく、お話をお聞きし、専門窓口を紹介することとなります。市のそれぞれの窓口における多重債務についての相談の実績は、産業課での消費生活相談では、16年度以降、現在までに実績はありません。これは、市への相談はしづらいのではないかと懸念されています。社会福祉協議会での市民相談、法律相談は、16年度では137件中27件、17年度は135件中25件、18年度は現在までに123件中20件が借入金に関する相談であります。

多重債務者の相談内容には、相続、離婚、暴力などの諸問題が複雑に絡み、整理困難なケースも多く、適切な助言を行うには専門知識を有する職員を配置する必要があるとあり、市独自のワンストップサービスを構築することは大変困難であります。こういった状況の中、専門窓口である県と関係機関の開設する多重債務者110番、多重債務者出張相談会、クレジット・サラ金被害110番などの協力を得て、市の消費生活相談の窓口機能を強化し、より有効な窓口紹介や、社協の行う市民相談、法律相談の機能や相談員の充実を要請するとともに、市の各部署における多重債務者の発見や、相談窓口の広報・PRを進めてまいりたいと考えております。県に対しては、県民生活相談センターの機能充実や消費生活相談員の充実などを求めていると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いし、答弁いたします。

○議長（児山廣茂君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

[18番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 要望や意見、そして再質問ということで改めてやりたいと思います。順序が前後いたしますが、要望や意見のあるものを先に取り上げていきたいと思います。

まず2点目の公債費の負担軽減策についてでありますけれども、さきの総務部長の答弁を了解はいたしますが、その中で一つ気になったのは、市が立てる財政健全化計画の中身が徹底した人件費の抑制を行うという内容であるということでありまして、これ以上人件費削減のために市の職員がもし削減されるとするならば、市民サービスの低下につながるのではないかということをお大変危惧する次第でございます。石川市政になりましてから12年になりますが、聞くところによりますと、この間、正規職員が約50名ほど削減されているというふうに聞いておりますけれども、これ以上の削減は本当にいいのかという問題があると思うわけでありまして。財政健全化のためにその自治体がどういうところを我慢して、どういうところを大事にしていくのかということは、その自治体の自治に関する問題でありますから、国があめとむちで徹底させるという点については大変危惧を抱くものでありますので、その点をぜひ意見として国に申し述べていただきたいというようなことを思っておりますが、心していただきたいというふうに思います。

次に3点目の多重債務者の相談窓口の充実でありますけれども、先ほどの答弁を了解いたしたいと思っております。何しろ多重債務者は本当に大変な状況でありますので、その方に寄り添って、きめの細かい対応をぜひ今の限られた体制の中でもやっていただきたいというふうに思います。そうすることが、合併せずに市役所が身近な存在として市民の中にあるということが市民の皆さんにもメリットとして十分わかっていただいて、本当に文字どおり市役所が市民の皆さんの生活の中に役に立つところということに私はなっていく、そういう一つのこれは事例ではないかというふうに考えますので、ぜひよろしく願いをさせていただきたいと思っております。

次に1点目の武藤家の問題でありますけれども、これは再質問をしていきたいと思っております。

まず、1回目の答弁をお聞きしておりますと、私の質問の回答ということには余りにも不親切といいますか、全く答えになっていないというふうに私は思いました。私も議員生活最後の質問でありますので、もう少し親切に答えていただきたいかったというふうに思う次第でございます。例えば答弁の中に、市の進めるまちづくりと違った目的で利用が進められていく、その可能性が十分考えられるということでありましたけれども、どういうふうに十分考えられるのか、その根拠は何なのかということをお尋ねしている次第でございますし、また、高額な価格で市に買い取れとって迫られることも考えられるのではないかとということでありましたけれども、それは、もしそういうことが起こったらどうしよう、どうしようということで、あたふたすることの方がその危険性を増すのではないかとというふうに私は考えます。あくまでも民間活力を利用して立派に守っていただくんだという考え方が市に毅然としてあれば、そういう危険性というのはますます低くなる問題であるというふうに

思う次第でございます。

なぜこれだけに私がこのことを申し上げるかというのは、やっぱり財政問題であります。市は、先ほど来財政問題がらる出ているわけでありましてけれども、本当に今は厳しい状況だというふうに思います。仮に武藤家を取得するのは、例えば文化庁の補助金とか、あるいは市民の浄財で買えたといたしましても、これからどれだけの維持管理費が要するのか、そういうことも見通しも何にも立てずに、やみくもに買おうというようなことを考えるというのは余りにも無謀ではないのかというふうに私は思う次第でございます。旧今井家の管理が、人件費やら、あるいは普通の維持のために約 800万円ぐらいかかるというふうな予算上の措置になっておりますけれども、その中で入館料が約半分でありますから、市の持ち出しというのは 400万円ぐらいだということでありましてけれども、武藤家の場合はさらに規模が大きくなっていくわけでありまして、また臨時的に直さなければならないところというのでも出てくると思いますが、そういうことに実際手当てができるのかどうか。本当に今はきちんと計画を立て、見きわめをつけて考えていかなければならない問題であるというふうに思うわけですが、市長はその点をどういうふうにお考えになっておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 西部議員の今日までの実績につきましては大変敬服するものでありまして、決して軽視をして発言したわけではありませぬので、お許しをいただきたいと思っております。

まず第1点、多分大ざっぱに言って2点のことではないかと思うんですが、大変厳しい財政状況下の中で、確たる利用計画もなしに、なぜ急にこういう思いつきのようなことをするのかというようなことも含めての話だと私は思うんですが、確かにこれは本来、武藤家自身の、これからずっといけば問題なかったわけでありましてけれども、突如こういった自己破産をされたという状況下の中に、当然市としては、事前にこの取得計画とか、あるいは事前のそういった計画はないのが当たり前であります。そのことについては御理解をいただきたいと思っております。

また、競売物件になってからの議論でございまして、時間的な制約もあるということでありまして、市として各層からの意見を聞きたいということで、公募も含めた皆様の意見を聞いて、こういう財政状況厳しい中でどのようにしていったらいいのかということ率直に聞いたということでありまして、その点を御理解いただきたいと思っております。

それから今の話の中で、さらに市として、こうした第三者の手にわたって最悪の場合があるというようなことを市長が言ったということについてのことでございましてけれども、確かに私も法解釈の点で舌足らずな発言があったということは思っております。また、美濃市の条例についても若干不備があるのではないかというふうにも思っております。実際は、市が仮に買わなくても、民間の方が買われて、いろんな問題やトラブルになったときでも、もし取り壊すというようなことになれば、工事の差し止め請求や、あるいはそういった措置命令

というのが法的にできるということでもあります。ただし、確かに5万円という罰金は大変軽く、法を犯す人が出るかもと私は心配したということでもあります。今のところそういった事例はないということもわかりました。

また、そういったふうであの建物が残ったとしても、その利用方法とか、市の望むような活用がされないと。また、市民の生活の中で息づくような、景観全体とマッチしたような、そのように市のすべてに協力していただけるようなことができるのかどうかについて全く空白紙な状態でありますから、市としては当然不安を考えるわけでもあります。そういった意味で、あの場所のことを考えていきますと、市にとりまして大変重要な場所だということについてはどなたも一致していることでもあります。そういう状況下の中で、市長としては、これを確保することが、美濃市民にとっても、市にとっても大変大事なことではないかというふうに思っているところであります。

そこで、今の取得については、一番今財政的に安い方法は、文化庁に費用を半分持ってもらったというのがいいわけでもあります。ただし、それは文化的な保存をしなきゃいけないということにもつながってまいります。そこで、市としてはこれから決断をする段階で、市の財源としては約半分になるわけでもありますけれども、その半分の方法について、一応市が直接買わないと国の補助金は出ませんけれども、私は市の方に浄財を寄附していただくような運動が起きてくるのが一番望ましいと。結果的には、市に負担をかけずにみんなでやろまいかというようなふうになっていくのが望ましいのではないかと。

ただ、3月までに返事をしないとこれは完全に競売にかかってしまいますので、市が競売で高く買い取っていくという方針ならどこまでも1番入札をしていくことになりませうけれども、そんなことで確保ができるかどうかはわかりませうね。であるなら、事前に取得の方法が可能な方法も考えていかないといかんのではないかと。大変その辺が迷うところがございます。短い期間ではありますけれども、真摯に検討していきたいと。

それから維持管理についても、これからさらに、より健全な、市の財政負担をできるだけかけない方法で考えるべきだというふうに思っていますので、より広く、懇談会等もありますが、いろんな活用の方法を考えていきたいと。そういうことで、この3月までにいろいろ結論を出していきたいと、また議会にも御相談を申し上げたいと、このように思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

〔18番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 18番 西部和子君。

○18番（西部和子君） 2回目の答弁は、聞かないことまでお答えいただいて大変ありがとうございました。

私が思いますのに、この伝建地区の文化財をどのように守っていくのかという点が大切だと思うんですけれども、地区を指定して、地区として文化財を守り、後世に伝えようというこの基本には、その地区に住んでいただいて、その住んでいる人たちが自分たちの暮らし

の中から文化財を守りながらそれを後世に伝える、そういう努力をどうしていくのか。そして、その雰囲気は大いにつくって、そしてそのことに意義を感じる人たちの水準をさらに高める。こういうことを市民と市が協力し合ってやりながら文化財を守っていく、そういうもんだというふうに私は思うわけです。大切だから市が買えばいいというようなことではないのではないかというふうに思うわけであります。

そういう点から考えますと、市民の中に、最近聞いた話でありますけれども、ぜひ競売に参加して買いたいというような話もうわさとして聞いております。そういう人が買っていたらそれによしたことはないわけでありまして、持ち主がかわって、これからはいろいろとイベントなどには協力をさせていただく、そういうことをお願いしていくということやっていけばいいわけでありますから、そういうことがうわさとして出ておりますので、その信憑性というものをきちんと確認して、そして対応するということが一つは必要ではないかというふうに思います。

今のような状況では、一体どれだけお金が要するのか、また活用方法はどのようにするのかといったようなこととか、あるいはまた、この武藤家がほかの伝建物よりも市が買わなければならないほどの価値があるものであるというような、そういう科学的な調査というものもはっきりしていないわけでありまして、なぜ武藤家だけなのかというようなこと。また、そうではなくて、そういう伝建物が出てきたときにはほかのものも全部市が買うよということになるのかというような、いろんな課題がたくさんあるわけですが、それを時間がないからといって消化不良のままで拙速に買っていくというようなやり方は、余りにも市民の理解が得られないというふうに私は思います。特に美濃地区の方々ならまだ理解がされるかもわかりませんが、周辺部の方々には何と説明するのか。そういうところの説得力のある科学的な説明というのが今のところないのではないかというふうに私は考える次第でございます。

それと、どういうふうにするのかという点では、浄財という考え方もあるんでありましょうけれども、まずは市が取得するには一定のお金が必要だと思いますけれども、そのときの手当はどうするのかという問題であります。漏れ聞くところによりますと、土地開発公社が一たん買ってというようなこともあるのではなかろうかというふうに言われておりますけれども、土地開発公社というのは、公有地拡大の推進に関する法律というものに基づいて土地の購入をするという、土地の購入が基本でありますから、建物は購入しないというのが一般的な考え方だというような見解があるそうでもありますから、土地開発公社で買うこともできるのかどうかということは大変疑問であるというような点もあるわけであります。そういう点についてどういうふうにご検討されるのかお尋ねをして、私の質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） ちょっと前後するかもしれませんが、再々質問にお答えします。

まず科学的根拠についてですけれども、今、武藤家の建物は、文化庁あたりが常に見ているわけですが、当然そのまま申請すれば国の重要文化財になるという程度

のものであるというふうに伺っております。したがって、私としては文化的価値が非常に高いというふうに聞いております。

それから、郡部の方々への理解は得られるのかというお話でございますが、私は美濃市の財産として、郡部の人にとりましても、この中心市街地の人だけのためではなくて、美濃市全体の中であの建物は後世に伝えていくべきものというふうに判断しておりまして、そのために重要か重要でないかという、買うべきか買わないべきかということでありまして、僕はそんな次元で、恐らく後世の皆さんが考えたときに、そんなエゴ的に地域の者にとってどうだとか、まちの中の人はどうだというのではなくて、僕は市にとって大変貴重なものであるという考えでおりますので、郡部の方にも十分理解されるものと思っております。

それから、土地開発公社で買う買わんという問題についても、これも一手法として考えるべき方法だろうと思っております。御指摘のようなことのないように考えなきゃいけないと思っておりますが、いずれにしても、文化庁がこういった補助金を出すというようなことになると、それは20年度以降になりますので、市としては、買う、市民か、または市で買うという、最悪、市が補助をするというようなことを3月までに言うか言わないかということだと思っております。したがって、取得についてはその間、1年なら1年かけてしていけばいいんで、その間は金融機関も競売にかけずに待つというようなことも言っておりますので、私としては、今すぐ3月までに買わなきゃいけないということではなくて、どういう方法で買うかということも含めて、あるいはいろんなことを含めて、まず買うか買わんかの意思表示をどうするかと。要は、競売をとめるかとめないかということを経営のうちに判断することになるかと思っております。

それから、今、私も初耳でございますけれども、1軒前にその取得をしたいという人があるとかないとかという情報がありました。このことについて金融機関に聞きましたら、確かにあったと。かつてはあったと。しかし、今は美濃市しかないというふうに聞いておられて、今の競売に参加するしないという話についても、相手に確かめてみたいと思っておりますけれども、現在私どもはそういう情報は持っておりません。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） 次に、17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 私は、一般質問2点を行います。

1点目は、人口対策の一環として、民間のアパートに入居されている若者を対象に家賃補助ができないかという質問でございます。

美濃市の人口は、平成19年2月現在、2万3,725人でございます。過去5年間の人口の自然動態は、平成13年から平成17年の間で、出生が725人、死亡が1,287人で、亡くなられた方が535人多くなっております。また社会動態では、転入が3,524人、転出が4,194人で、転出の方が670人多くなっております。こうした状況の中、いかに政策的に人口の流出を防ぎ、人口減少に歯どめをかけ、美濃市の人口をふやしていくのが、市を挙げて取り組んでいかなければならない課題でございます。

市長の施政方針では、優良な宅地供給のために区画整理事業の推進を掲げられておりますが、こうした事業も進めていく必要はございますが、若者はなかなか持ち家を持つというのは大変でございます。幾らかの蓄えができるまで、市営住宅や、あるいは民間のアパートに入居される方が多いと思われまます。しかし、市は、市営住宅の建設は当面見送っております。やむなく民間のアパートを借りるしか方法はございません。その民間のアパートは、現在、市内には松森地区を初め数多く建設されており、最近も西部土地区画整理内にもできつつあります。しかし、家賃は平均約7万円から7万5,000円ぐらいということで、若者の収入ではきつい面がございます。奥さんが仮にパートなどで勤められていても、3分の1ぐらいは家賃に消え、大変厳しい生活状況でございます。せめて若年夫婦が民間アパートに入居した場合の家賃補助ができないのか、質問をいたします。

若年夫婦が美濃市に多く住むようになれば、市に活性化が生まれ、人口もふえていきます。ちなみに、私がインターネットで調べた結果、こうした民間の住宅に家賃補助を行っているのが、大阪市、大阪府の高石市、栃木県の宇都宮市が民間アパートにそうした補助を行っております。3市とも、40歳未満の夫婦を対象に、一定の収入基準を設け、月額2万5,000円から3万円を3年間補助を行っております。県下にはそういった事例は残念ながらございません。しかし、私がここで言いたいのは、単独を選択した美濃市が他市ではやっていないことを率先してやるということも非常に大事ではないかと思っております。若者の定住を促進し、市民生活を応援する、他市に誇れるような、そういう政策をぜひとも実施してほしいと思いますが、いかがでしょうか。これが第1点目であります。

質問の2点目につきましては、図書館の図書購入費の増額がなぜ見送られたのか、質問をいたします。

昨年の9月議会でこの問題を質問いたしました。そのとき市長は、これまで図書館の蔵書については6万冊を目標に計画的に進めてきた、今後、当面は7万冊を目標に優先的に予算をつけていくと答弁をされております。しかしながら、新年度の予算では昨年と変わらず500万円と据え置きになっている、このことについて質問をいたします。

市長は、施政方針の中でも図書の充実に取り組んでいくと述べられていますが、図書購入費が前年度と全く変わっていないのはどういうことですか、この点について市長の明快な答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（兎山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、人口対策の一環として、民間アパートに入居されている若者を対象に家賃補助ができないかについてお答えしたいと思います。

当然のことながら、人口対策というのは私が掲げております「住みたいまち」の実現にありまして、このために総合的にいろんな諸事業を今日まで進めてきたわけでありまして、例えば道路とか公共下水とか、あるいは教育とか福祉とか、あるいは働き場の確保とか医療とか、あるいはその他もろもろの環境対策とか、いろんなことに取り組んできたわけでありまして。そんな中で、今言われる人口増に結びつくものとして、若者を対象にした家賃補助ができな

いかということについてお答えをしたいと思います。

現在、美濃市には、公的共同住宅として、市営住宅は25棟 265戸と雇用促進住宅4棟 158戸及び県職員住宅4棟34戸の計33棟 456戸でございます。また、民間賃貸住宅は、都市整備課の調査では63棟 477戸となっております。

行政が低廉な家賃の住宅を提供する手段としては、議員も御承知のとおり、公営住宅法に基づく市営住宅がございます。これは最低居住水準を確保するために、市場家賃の支払いが困難な方、民間賃貸住宅への入居制限を受けやすい方、あるいは高齢者、障害者、母子家庭などに住宅のセーフティーネットとして提供するものであります。市といたしましては、市営住宅において、より公平・的確に公営住宅を提供できますように、既存のストック住宅における高額所得者、あるいは収入超過者などの退居を促して、入居資格を有する若者世帯などの入居の機会をふやすよう努力をしているところであります。

議員御指摘の、民間賃貸住宅に住む若者への家賃補助ができないかということでございますが、持ち家に住む若者世帯との関係や、所得の多い民間賃貸住宅入居者など、困難な問題や課題が数多くあると思っております。また、市といたしましては、平成2年より施行しております美濃市賃貸共同住宅等建築条例に規定する奨励金制度を活用していただき、民間による良質で低廉な民間賃貸住宅の供給を促しながら、人口対策の一環として進めてまいりたいと、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、塚田議員の一般質問の2点目、図書館図書の購入費の増額はなぜ見送られたのかについてにお答えします。

本市は、平成12年度にリニューアル工事をいたしまして、当時の基準であった6万冊を目標とした図書の充実を図ってまいったところでございます。おかげをもちまして、平成18年9月に議員の御質問にもお答えしておりますが、今年度末には当時の目標数値6万冊をクリアし、6万1,500冊余りとなる模様でございます。昨年3月にまとめました第4次総合計画の後期計画では、5年後の保有図書数を7万冊とし、現在その目標に向けて図書の充実を図ろうとしているところであります。

財政事情の厳しい折、本年度予算につきましては、前年度に比べ、経常的経費は5%カットをしたところでございます。しかし、図書購入費についてはカットをせず、新年度は6万4,000冊を目標に、予算を減額せずに前年同額を計上したところでございます。本年度の図書館の利用状況は、入館者数、貸し出し人数等は横ばいでございますけれども、貸し出し冊数は前年度比5%増の見込みであります。今後、図書の充実に努めるとともに、さらに利用者や貸し出し冊数をふやす対策にも努めていきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔17番議員挙手〕

○議長（平田雄三君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 要望やら意見、またひよっとしたら再質問になりますが、よろしく申し上げます。

まず1点目は、これは要望にとめておきたいと思います。市の考え方ですね。持ち家に住む若者、そして所得の多い民間アパートの入居者、そういった方々の公平、あるいは公正、こういう立場からいくと難しいというような答弁でありました。しかし、新しい家を自分で建てられるという方は、いわゆる力があるといえますか、一定の蓄えがあって建てられるわけです。そして、民間のアパートの所得が多いというようなことなどについては、先ほど言いました一定の所得基準を設けて、これ以上の所得の人はそういうことの補助はできないというような一つのラインをつくれれば、私はそう別に問題はないというふうに思うんです。

特にここで言いたいのは、やはり若者が大変美濃市に少ないと。そして、若者が住宅に入居する場合には大変な負担であるというようなことで、市を挙げてこういうような若者対策といいますか、それが人口対策につながっていくというようなこともございますので、そういったやっぱり、若者が今生活が苦しい中で、少しでも市にできることは何かということを考えて、やっぱり私は民間のアパートにそういった一定の助成を行っていくということがまずは大事かしらんというようなことを思いますので、今、市の方は、市営住宅も先ほど言いましたようにちょっと凍結しておるというような状況の中で、本当に若者が住むところがないと、住んでも高いということがありますので、ぜひそこら辺は、他市でもやっておりますので、そこら辺も研究されて、何とかそういうようなことができないかということの研究をぜひしてほしいというふうにお願いします。

あとは、実は図書館の問題ですが、図書購入費の。9月の議会で、市長は積極的に予算をつけるというふうに言われました。今答弁を聞いておきますと、ほかの予算は大体5%マイナスだと、その中でも図書館の図書の購入費は一応現状維持をしておるというようなことがありましたが、そんなふうではなしに、やはり積極的に予算をつけるというふうに言われましたら、その7万冊の目標に対していかにそれに近づけていくかというふうで、もっと積極的にやっぱり予算をつける。一定の数字が上がっておらないと、そんなふうには思えません。ですから、担当課で聞きましたら、いわゆる図書の購入費の予算を600万円要求したと。だけど、それが切られたというんですね。何で総予算を認めないのかと。それでは積極的な予算というふうにはならないと私は思います。

市長は、口ではいろいろ言ってみえますが、やっぱり今のいろいろ切り詰めるということは、一番大きな問題は、あの道の駅のような大型公共事業をやっていくというところで、皆さんが本当に必死になってこういう経費が削られるというところで我慢もしてみえるけれども、やはりそれはおかしいんだと。本当にもっとそういう小さなところでも手を加えていくというような姿勢が市長にあってもいいというふうに私は思いますので、ぜひともこれは、補正ではどうかかわからんですが、とにかく増額を要望したいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 今、塚田議員さんの1点目の要望については、研究をしていきたいというふうに思っていますし、今の若者に対する。

図書についても、私も教育については本当に重点的に考えていかないかんというふうに思っていますので、この図書費については、今後その状況を見ながら、収容冊数のこともありますので、見ながら図っていきたいというふうに考えております。ただ、片一方、ほかの議員さんでは経常経費が問題じゃないかということが言われます。例えばこの図書費を上げていけば、当然、経常経費も上がってくるわけですね。福祉を上げれば、当然、経費も上がってきます。そういう財政的な限りの中で運用していくということの中で、私は優先的に図書費を考えておりますので、これからも適正な、しかも重点的なものとして考えてまいりたいということで、貴重な意見として承っておきたいと思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 最後に一言言っておきます。今市長は言われましたが、やはり経常経費の5%削減ね、図書購入費もそれに入るといふふうに言われましたが、中身の問題です、これは。何を重点に、何を優先的にやるかという、そこら辺がやっぱり問題やもんで、一律に全部がそうなるのもいいというふうな、そんな話は私は理解できませんもんで、やっぱり中身を本当に精査して、これは本当に市民の要求だということはやっぱり予算をもっとつけてもいいと思うんです。そういうふうな姿勢で、弾力的に、市民の要求はぜひとも予算計上するという立場でこれからも予算編成に取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○議長（児山廣茂君） 日比野議員の一般質問に先立ち、資料の掲示依頼がありましたので、これを許します。

12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 私は、発言通告に従いまして、美濃インター前区画整理地へのバローの出店計画について市長にお尋ねするものでございます。

この出店計画の話が浮上・表面化して以来、1年半以上の歳月が経過した今日であります。この出店計画に関しましては、私自身、昨年3月の議会においては、本市における大型店の出店状況、小売店と大型店のシェア、また郊外型大型店が進出するに対するこの地域への影響、問題点、また今後国のまちづくり三法改革案の趣旨でありますところの施策を申し述べまして、市長の意見をお尋ねしたところであります。6月、9月の議会におきましては、いわゆるこの開発事業者からの市当局への出店の説明の有無があったのかどうかと同時に、このインター前整備計画の進捗状況についてお尋ねいたしました。その答弁の内容は、昨年中には開発事業者、いわゆるバローからの出店計画の説明は一切なかった。また、この地域の整備計画の進捗状況にも支障はないとのことであります。

このような状況の中、私自身、このインター前へのバローの出店は、さまざまな要因から判断して、立ち消えになったものだなと思っていた次第でございます。年が明けまして今年2月7日、開発事業者のバローは、（仮称）バロー美濃ショッピングセンター計画概要図を持参いたしまして、市当局に対して、土地を貸さない地主は2名だけだと、出店計画を初

めて市当局に正式に説明されに來たと聞き、私自身、寝耳に水の話でありました。

このような観点に立ちまして、1点目といたしまして、この2月7日のバローからの正式な説明以降、約1ヵ月少したった今日であります、この出店計画はどのように進捗しているのか、市長にお尋ねするものであります。

2点目といたしまして、バローから提出されましたこの計画概要図によりますと、いわゆる土地を絶対に貸したくない地主、地権者の方は2名の方になっており、またバローからのこの計画概要図によりますと、その2名の方の土地は白地になっております。開発には一見問題がないように見えますが、私が知るところ、聞くところによりますと、この2名のほか、6名の地権者の方々が、自分の仮換地の土地がその図面には駐車場になっている、はたまた建物の一部になっていると、大変憤慨されているのが事実であります。

このバロー出店予定地内の地権者は56名と聞いておりまして、このうち、私が知る限り、8名の地権者の方々がそれぞれの理由によりこの計画概要図に同意をしていないのが現状であります。参考計画図を持ってきましたので、市長に見てもらいたいわけですが、バローが当初2月7日に示した、これは字絵図で落としたあれですので概要図とは違いますけど、黒枠の計画範囲内の2名の地権者が絶対貸さないということで、バローは2月7日、説明に参られたわけですが、この後、私が調べた情報によりますと、この枠内に赤字を塗ったわけですが、相当この8名の地権者の方々の面積ですね、シェア、非常に大きいものがあり、非常に不自然を感じておる次第でございます。開発業者のバローは一方的な説明ということで、行政はそれを聞き入ったということだけで、うのみにはされていないと思いますが、現実にはこのようなやっぱり敷地内のこの開発に対する地権者の反対があるということは、非常にウエートが大きいと私ども思うものであります。

このような観点に立ちまして、2点目といたしまして、このバロー出店計画に伴う区画整理事業計画の変更を行わないと、バローが出店できないと。この変更には、いわゆる開発予定地内の56名の地権者の全員の同意が不可欠であると私自身思うものであります、どのように市長はお考えであるか、お尋ねするものでございます。

続きまして3点目といたしまして、美濃商工会議所内の商業関係のいわゆる組合、部会、発展会等の代表者の連名によるバロー出店問題についての要望書が、市長あてに提出されたと聞いております。

この要望書の内容について触れたいと思いますが、この美濃インター前区画整理地内、バローからのいわゆる建築面積約9,500平米、駐車場面積6,500平米、トータル約1万6,000平米のスーパーマーケット及びホームセンターの出店計画は、市内の商店にとりましてはただでさえ恐怖でありまして、今時点、ただでさえ郊外や市外の大型店に顧客を吸収され、ここ二、三年の間にでも個店の休業・廃業をされた方々が本当に旧美濃地区内にも多く見られる現状でございます。バローのような大企業が余りにも余力が残っていない商店・商店街の顧客をはたまた奪うことになれば、せつかく市当局、行政が進めてきた旧美濃地区の伝統的建造物群の指定によります町並みの整備、また空き店舗対策によります空き店舗活用事業、

はたまた町並みににぎわいを創出しますイベント開催など、いわゆる中心市街地の活性化対策を今まで資産を出して協力をいただいておりますが、このようなものが進出してくれば、まちの中は今以上にますます空洞化をしてしまい、非常にこの町並み整備にかけた予算といたしますか、もったいないような気持ちで私自身思うものでございます。

また、これ以上市内に大型店がふえることには、私ども商人も市民であります。いわゆる旧美濃町地区の市民生活の破綻をすることもあり得るものであり、私どもの死活問題として絶対に許すことはできません。どうか市長におかれましては、私ども市民の窮状を御賢察くださって、バローの出店の申し出が出された段階で、ぜひとも何らかの規制の対象としてお取り扱いくださいますようお願いする旨の要望書でございます。

このような観点に立ちまして、この美濃商工会議所内の商業関係団体からのバロー出店計画に対する死活問題としての出店反対を強く要望されていますが、市長はどのようにお考えか、以上3点につきましてお尋ねするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問のインター前区画整理地へのバロー出店計画についての1点目、バローより初めて出店の意向があったが、その後どうなっているかについてまずお答えをいたします。

去る2月7日午後4時に、株式会社バローの取締役、用地開発部長と用地開発課長が来庁され、市に対し、初めて美濃インター前の区画整理区域内に出店の意向を示されました。バローの説明では、開発規模は3万9,600平方メートル程度で、スーパーマーケット部分は建築面積3,386平方メートル、売り場面積が2,016平方メートルで、ホームセンターは建築面積6,038平方メートル、売り場面積5,502平方メートルの計画で、駐車台数は881台の予定です。予定地内にはバローによれば未同意の2名の土地があるとのことでございますが、この土地を外して計画していると。今後、区画整理組合には事業計画の変更願を出し、市には開発の申請を出したいので、御配慮願いたいという申し出がありました。議員の言われたとおりであります。

市への説明後、バローより、同日午後7時より美濃インター前土地区画整理組合役員会にバローが説明をしました。区画整理組合役員会ではバローの出店を受け入れる方向で、今後、組合では組合内の合意と事業計画の変更を検討していくこととしています。なお、私から商工会議所にも説明に行くよう指導したところです。

市役所の都市整備課に美濃インター前土地区画整理組合の事務局が置かれておりまして、事務局として、2月25日にバローとアサヒ土地を呼び、次のとおり申しました。美濃インター前土地区画整理組合の役員会が開催され、役員会ではバローに対し、まだ十分地権者に説明がされていない点もあるのではないかと。また、関係地権者に出店計画や今後の道路計画の変更を十分説明していないのではないかと。あるいは、地権者には同意が必要であるというようなことを組合で話し合われているということで、バローとしてはどう考えているのかというようなことを申ししたわけですが、その後、バローは、地権者の理解を得られるよう

地権者説明を開催し、今後理解を得ていくといった回答でありました。3月2日にバローによる地権者説明会が開かれたというふうに聞いております。

以上、これが1点目の質問に対する答えであります。

続きまして一般質問の2点目、バローの出店計画に伴う区画整理事業計画の変更には予定地内権利者全員の同意が必要であると思うが、どのように考えるかということであります。

美濃インター前の土地区画整理事業の事業計画の変更の手続は、土地区画整理法第39条第1項の規定により申請する場合に、区画整理組合理事長は、同法第31条により、事業計画変更を総代会にかけ、総代会の議決を要するという事になっておりますので、議決をするために総代会を開くことになっております。その議決の後、市に事業計画の変更認可申請書が出されることとなります。市は、県、公安委員会など関係機関との協議を経て、事業計画の変更を同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧にかけることとなります。そこで、縦覧の中で、同法施行令第3条の規定により、事業計画変更について意見のある利害関係者は、縦覧期間中及び縦覧期間終了後2週間までに美濃市長に対して意見書を提出することができるとなっております。

このため、区画整理組合役員会では、バローに対して出店計画区域の関係権利者に同意をとるよう指示しているわけでありまして、市といたしましても、事業計画変更を認可するには、権利者全員の同意が望ましいというふうに思っております。

次に3点目、美濃商工会議所はバローの出店に対し、商店・商店街の死活問題として出店反対を強く要望しているが、どのようにお考えかについてお答えをします。

美濃商工会議所を中心に、3月12日に大型店出店問題についての要望書を私のところにおいただきました。内容は、市内の業者にとり死活問題であり、市内商業の衰退を招くので、市で規制していただきたいという要望でございます。市としてどんなことができるのか、現在その内容を検討中でありまして、また、市としては、美濃西南部地区整備計画懇談会を初め、権利者や市民各層の意見を聞いていきたいと考えております。

大規模小売店舗立地法は、平成12年に改正が行われまして、それまでは商工会議所等に置かれる商業活動調整委員会が店舗規模や営業時間の営業調整を進めることができました。しかし、平成12年の改正後は、大店立地法に基づく申請に対しての地元市町村、地元住民の意見の調整対象事項も限定されまして、地域社会との調和、地域づくりに関する事項として、交通、騒音、廃棄物等、周辺的生活環境の悪化に配慮すべき事項の意見が主なものに限定され、中小小売業者との商業調整は廃止ということになっておりまして、大店法による規制はできません。次に都市計画法においては、白地地区を初め、第2種住居地域、準住居地域、工業地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域への立地は無制限でございました。

こういった状況の中、都市郊外では大型店の出店が相次ぎ、既存市街地における商業施設の空洞化が進行することとなりました。これを受けて、今回のまちづくり三法、いわゆる先ほど申し上げました大規模小売店舗立地法、それから都市計画法、そして中心市街地活性化法、この三つをまちづくり三法と言っているわけでありまして、都市計画法、中心市街地活

活性化法の改正が行われたわけでありませぬ。大規模小売店舗立地法についての改正はありませんでした。今言いましたように、平成12年しかないということですね。

まず都市計画法における大規模小売店舗立地についての改正は、改正後は、第2種住居地域、準住居地域、工業地域は、大規模小売店の立地ができないということになりました。また、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域については、従来どおり規制なしということでもあります。したがって、今のバローの立地を計画している部分については準工業地帯ということでもあります。ただし、準工業地域において特例が設けられて、郊外の大規模店の立地を抑制する中心市街地再開発のための制度ができて、中心市街地開発のため、中心市街地活性化法によってその中心市街地の活性化の基本計画を策定して、これにあわせて、都市計画法において、そういった地域があるから準工業地域は工業地域にして、商業としない。特化をすると。こういった特別用途地域に指定して、それを計画書と同時に内閣総理大臣による認可を受ければ、準工業地域における大規模店の立地規制が可能であります。

しかしながら、規制を前提とする場合は、美濃市では中心市街地の区域の範囲も限定されておらず、これを定め、市全体の土地利用計画の見直しと、国の求める中心市街地活性化計画、いわゆる基本計画、こういった再開発の計画について大規模な計画を立てて、地元の市民や議会の同意の上で国の認可を受けることが必要であります。ということは、土地の規制でありますからね。また、市内のすべての準工業地域は今後は工業地域に特化をすることになりまして、商業地や住宅地としては活用できないということになってしまいます。市は、都市計画審議会の審議を経て、インター前は、商業施設の進出も、あるいは一部工場もある、あるいは商店街もある、そういった準工業地域というふうに指定をしたわけであります。

インター前区画整理地への大型店出店につきましては、今まで美濃南西部地区整備計画懇談会を開催し、市民各層の意見を聞いてまいったわけであります。2月7日にバローにより市に対して出店の意向が示されましたので、今月の15日にも再度この懇談会を開催し、引き続き関係者の意見を伺う予定であります。

こういった状況下の中で、市長といたしましては、今後も市民各層の意見を聞きながら、この間要望のありました既存店の皆様のお気持ちも十分察しながら、市の権限の及ぶ範囲内で最善の判断をしていきたいと、このように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（児山廣茂君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

〔12番議員挙手〕

○議長（児山廣茂君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 要望をいたします。

2点目の事業計画の変更の許認可権の権限は、市当局、つまり市長にあります。事業計画の変更を認可するには、地権者全員の同意が望ましいと考えますとの答弁でありましたが、先ほども申し述べましたように、8名の地権者の方々は、利害関係も含め、それぞれの理由により同意できないとのことでした。この地権者の方々の意見も十分尊重され、地権者間に将来遺恨を残さないよう、地権者全員の同意を取りつけるよう、組合、バローに対して行政指導をお願いするものであります。

また、3点目の美濃市商工会議所からの要望についてであります。15日に再度、美濃南西部地区整備計画懇談会を開催し、市民各層の御意見を伺い、市の権限の及ぶ範囲内での最善の判断をしたいとの答弁でありました。私たち商人も消費者であり、市民でもあります。旧美濃町地区では、20数軒あった八百屋も2軒になり、いわゆる交通弱者である高齢者がふえ、住みにくいまちになっております。このような状況の中、まちづくりの一環としての意味でも、出店に対して配慮を要望するものであります。

○議長（児山廣茂君） 次に、8番 古田信雄君。

○8番（古田信雄君） 発言のお許しをいただきまして、通告により3点について質問をいたします。

最初に、人口対策についてであります。

「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を基本構想に掲げられ、都市環境の整備、産業の振興、市民生活の向上、教育文化の向上、その他すべてに施策の実施に努められてきましたことには賛同もいたしますし、大変評価をするものです。その結果、道路、上下水道等の都市施設の一定の整備、そして優良宅地の供給では、土地区画整理事業で中有知土地区画整理事業、笠神土地区画整理事業、そして美濃西部土地区画整理事業、また民間企業への奨励制度が平成14年度制定され、18年度までがさらに延長され、22年度まで美濃市優良宅地供給促進奨励が施行され、その結果、十分な優良土地の供給はなされたと考えます。

産業振興では、17年度をもって美濃テクノパーク全区域の進出等がありますが、働く場の確保は十分と考えるかどうか疑問が残りますので、今年度、19年度 500万円の調査費が計上されております笠神・池尻工業団地の建設促進を、関市にもまたがりますことから、関市とともに急がれますよう願うものです。

また、市民生活向上策のうちでも、保健・医療の充実については、新築移転した美濃病院は高度専門医療体制の充実に努め、質の高い医療サービスの提供に努力されております。その他、多方面にわたって人口増対策を施されておりますことは承知いたしておりますが、一向に人口の増加は認められず、減少ばかりが心配されます。

そこで、従来より人口増対策の重点施策として、目玉として実施されてきました土地区画整理事業、また現在進捗中及び計画のあります優良土地供給による人口増対策のこれまでの成果と今後の展望をお尋ねいたします。

次に、にぎわいづくりは定住人口増加に結びつくかという点について質問をいたします。

私の理解しています「にぎわい」とは、交流人口の増加であり、観光面での施策の結果で

あると考えます。「訪れたいまち 美濃市」づくりがにぎわいを呼ぶと考えます。うだつの上がる町並み、伝統的建造物保存地区の継続した保存事業や、この町並みをステージとしたあかりアート展、あかりの町並み、さらに新年度より美濃市の観光イメージPR事業としてツアー・オブ・ジャパン、岐阜テレビではありますけれどもフィラー放送の開始等々、全国に向け、世界に向け発信されることは大変重要と考えます。その成果として、交流人口の増加があり、商業・観光の活性化につながるには考えますが、定住人口増にはどのようにつながるとお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

2点目でございますが、子育て支援としての安心して産み育てられる環境づくりの具体策についてお尋ねをいたします。

この少子化問題は、我が国の最重要課題の一つとなっていることは私が申し上げるまでもありません。国は、3歳未満第1子・2子に対する児童手当の乳幼児加算を倍増、県においても、この3月議会において、安心して子供を産み育てることができる岐阜県づくり条例に基づいて、知事は、本年度より5年間の県少子化対策基本計画を策定され、その内容はできる限りわかりやすい計画とし、5年間の目標となる指標を基本計画に積極的に掲げる考えを示されております。

私たちの美濃市においても、この少子化問題は、19年度、本年度の三つの最重要事業の一つに人口対策と子育て支援ということで取り上げられ、国の児童手当倍増による一律1万円はもちろんですが、美濃市独自の施策には、新年度より小学校6年生までの通院医療費の無料化、留守家庭児童教室では4年生までの1学年延長のほか、保育料の負担軽減、不妊治療費用の一部助成等、一定の評価はできるものの、以上の施策はいずれも子育て支援ばかりで、安心して子供を産みたい環境づくりについてはどんな施策があるのか触れられていないのが残念であり、心配です。国が、世代間の支え合いという点で介護保険という画期的な制度を生み出しました。同じように育児保険の制度があれば、子供を産むことに対する社会全体のメッセージとして一番効果的だと思いますが、制度がない今、新年度最重要3大事業の一つととらえるには大変寂しい思いをするものですが、市長のお考えをお聞かせください。

3点目でございますが、都市環境整備でございます。

市長は、19年度施政方針の中で、「風情のあるまち、くらしと交流の環境づくり」を施策の第1に掲げられております。都市環境整備のうちには、町並みの整備、道路、下水道事業、水道事業、住宅対策、都市景観、交通環境、防災とそれぞれに、大変財政の厳しい中でも、ゆっくりとではありますが、着実に実施され、その成果は今さら私が申し上げるまでもございません。家庭でも事業所でも、財政が厳しければ厳しいほど新しいものを買ひ控え、今あるもの、持っているものを手入れしたり補修をしたりして維持継続を図るのは必然かと思えます。その考えから、都市環境整備のうちの道路、都市景観の維持修繕についてお尋ねをいたします。

19年度予算案では、道路維持修繕費に3,570万円が計上されておりますが、前年実績によりますと、美濃市全域の自治会要望にこたえるには全く足りない少額予算であると考えます。

その根拠となる資料、いや、実績でございますが、平成15年度当初予算 3,166万円に対しまして、自治会要望は市内全域で 273件、そのうち施行済みもしくは予算化されたのが92件で施行率は36%、以下、16年度、予算 3,539万円、要望 246件、施行75件、率31%、17年度、予算 3,710万円、要望 227件、施行89件、率39%、18年度、予算 3,610万円、要望 234件、施行78件、率33%と、過去4年間では平均35%足らずの施行率であり、この結果、市内全域各地で道路、花壇、植栽等、都市景観も含めた維持修繕が見過ごされ、切り捨てられてきた現状から、ぜひとも19年度から補正予算措置を講じてでも施行率80%を達成され、住みたいまち、住んでよかったと思える地域回復が大切と考えますが、市長のお考えをお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田信雄議員の一般質問、19年度施政方針と重要事項についての1番目、人口対策についての1点目、人口対策としての優良宅地供給の成果と今後についてお答えをいたします。

現在、市内において優良宅地供給のため、美濃西部、美濃曾代、美濃インター前の3地区の土地区画整理事業が組合施行で進められております。土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、健全な市街地形成することにより活力のある新市街地を創出し、人口の流出を防止し、市外からの流入を促進することを目的として実施しています。

美濃西部土地区画整理事業は、大矢田・極楽寺地区11.5ヘクタールの区域を平成10年8月から21年3月までの事業施行期間で実施されており、平成18年度で本工事は完了いたしました。保留地につきましては、平成18年度末で51区画中33区画 9,700平方メートルを売却し、残りは18区画 6,156平米であります。

美濃曾代土地区画整理事業は、曾代地区3.38ヘクタールの区域を平成15年7月から平成21年3月までの事業施行期間で実施してございまして、平成19年度秋には本工事が完了いたします。保留地につきましては、地域交流センター（道の駅）事業用地として国土交通省と市に売却されました。

美濃インター前土地区画整理事業は、松森・生櫛地区12.5ヘクタールを平成15年6月から平成22年3月までの事業施行期間で実施されており、土地区画整理区域内の第1種住居地域の約4ヘクタールは、平成19年秋には本工事も完了し、保留地の32区画 7,700平米の分譲開始ができる予定であります。

以上、事業実施中の3地区のうち、美濃西部では、事業実施前は5軒しかなかった住宅が保留地33区画に順次建築されつつあります。また、美濃インター前につきましても、工事途中でございますが、保留地分譲の問い合わせが多く入っております。

今後、平成20年度の東海北陸自動車道全線開通に加え、沿線に大きな経済効果をもたらしました東海環状自動車道西回りの（仮称）西関インターチェンジまでの開通なども進んでまいりますので、高速道路の結節点である美濃市の交通の利便性は確実に高まっております。このような中、企業の進出や住宅用地の需要増が予測されますので、新年度も新たな土地区

画整理事業を進めたいと考えております。

上生櫛土地区画整理事業は、岐阜県中濃総合庁舎南西の約 8.6ヘクタールを計画しておりまして、狭隘な道路、排水路の不足など防災上危険な区域であり、土地区画整理事業を実施することにより美濃インター前と一体となって新市街地を形成する区域と考え、19年度には組合の設立を目指していきたいと思います。

また、吉川土地区画整理事業は、旧美濃病院跡地周辺の吉川東市場地区での土地区画整理事業を推進することにより、うだつの町並みに訪れる観光客や市街地周辺の住環境など、高度な土地利用が図られると考えます。このために、新年度は推進会の設立と基本調査を実施し、早期の組合設立に向け努力をいたします。

こうした優良宅地の供給とあわせて、優良宅地供給促進奨励制度や賃貸共同住宅等建築奨励制度の利用促進を図り、人口対策に対応していく所存であります。

次に2点目、にぎわいづくりは人口増加に結びつくかについてお答えをしたいと思います。

19年度予算のキーワードの一つに、人口対策としての「産業振興とにぎわいづくり」を掲げました。美濃市は、二つの高速自動車道の結節点に位置しておりまして、平成20年には東海北陸自動車道の全線開通を迎え、東海環状自動車道東回りの開通や西回りの事業の進捗も相まって、産業や観光へのポテンシャルの高い地域となってまいりました。今後は、企業立地や住宅用地の需要の増加が予想され、雇用の場の拡大や優良宅地の供給できる土地区画整理事業への期待、未利用地や未開発地への市道路の整備による宅地化への誘導は、土地所有者の理解も必要であります。確実に人口の増加につながっていくものであり、そこに将来住宅がふえ、地域コミュニティーが醸成され、にぎわいと地域に活力が出てくるものと考えるところであります。

一方、交流人口増加の期待として、うだつの上がる町並みでは、伝統的建造物群保存地区の保存事業や道路の町並み整備、あるいはあかりアートを初めとした各種イベントの開催などが功を奏しまして、町並みへ訪れる観光客は毎年日ごとに増加の一途をたどっております。また、本年2月には、うだつの町並みが「美しい日本の風土 100選」に選定されました。今後はさらなる観光客の増加を期待するものでありまして、19年度は懸案であった旧美濃病院を取り壊し、観光ふれあい広場事業に着手、当面は一部を観光駐車場として利用する予定にしております。

交流人口によるにぎわいは、若者へ影響を与え、市内はもとより、市外から町並みで、民間活力創生基金などの資金を活用し、空き店舗での創業や新事業へチャレンジする者も出てきたところでもあります。こうしたにぎわいの中にサービス業である第3次産業の振興があり、いわゆる交流産業があり、若者の職場が確保されれば若者の人口増につながり、また若者がふえれば子供がふえる、こういった人口増になっていくと考えます。また、空き家情報の提供を通じたまちづくりNPO法人も設立され、賃貸可能な空き家の開拓などに期待をしているところでもあります。

いずれにしましても、にぎわいづくりは広義にとらえておりまして、将来安定した持続可

能な美濃市の発展のためにも人口対策として欠かすことができないものであり、御理解いただきたいと思ひます。

次に2番目、子育て支援としての安心して産み育てられる環境づくりの具体策についてお答えをいたします。

当市では、地域の特色を生かした「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指して、子育て支援を最重要課題の一つのとして取り組んでいるところでございます。子供の成長と子育てを地域全体で支援する取り組みを推進する指針として、美濃市次世代育成支援対策行動計画を作成し、平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5年間に、地域における子育て支援などの7項目にわたって行動計画で具体的な取り組みの目標を設定し、事業を推進しているところでございます。

平成19年度の民生費予算中、児童福祉費は6億9,132万円で、前年度の施設整備費5,116万2,000円を除きますと3,478万9,000円の増額となりました。伸び率は5.3%でございます。平成19年度の子育て対策としましては、医療費の助成では、小学生はこれまで入院費のみ無料でしたが、本年4月からは外来を含め無料とし、県内では保険証と福祉医療受給者証を提示すれば無料で受診できることになりました。児童手当は、乳幼児加算を創設された3歳未満の第1子及び第2子に対する手当をそれぞれ5,000円ずつ加算して、一律1万円を4月分から支給することになっております。

保育所関係では、480人ほどの園児を見込み、保育所運営委託費は保護者が本来負担すべき保育料の約30%を市が軽減してありまして、これを補助し、その額は4,830万円で、園児1人当たり年間10万円を支援していることとなります。このほか、延長保育や一時保育など、14の事業を引き続き実施してまいります。特に保育料は、これまで2人目の保育料は収入に応じて基準額が設定してありましたが、19年度からは所得に関係なく、1人目は全額、2人目は半額、3人目は10分の1となります。留守家庭児童教室対象児童は、平成18年度に中有知遊童館を建設し、藍見小は空き教室も活用して、平成19年度は6校区全教室ですべての4年生までの児童が利用できるよう申し込みを受け付けているところであります。

障害のある児童には、障害者自立支援によるサービスの提供や、ひばり園での療育指導を、保育園や保健センターと一層の連携を図っていきたく思っています。また、障害児を対象に、住みなれた地域で暮らし、子供の能力を最大限に伸ばすことができる療育システムを新たに19年度から実施してまいります。

乳幼児の健診は、1歳6ヵ月児、それから3歳児健診や歯科のフッ化物塗布、すくすくプレイルームなどの事業を継続して取り組んでまいります。

このほか、美濃市らしい住まいづくり推進事業として、伝建地区とその周辺の住宅地の空き家に、新たに子育て世帯が住宅改修して住めるための費用を200万円を限度に補助する制度を平成19年度から3年間実施してまいります。

今後も、子育て支援に係る教育委員会や都市整備課等の連携を密にし、あるいは福祉課との関係も密にしながら子育ての支援をしていきたく思っていますので、御理解を賜

りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

次に3点目、都市環境整備の市内全域の均衡についてお答えをいたします。

平成19年度は、単独の道を選択して3年目を迎える年でありまして、厳しい財政環境の中、限られた財源を生かし、予算編成を行っているところでございます。こうした中、道路整備につきましても、幹線道路、生活道路の改良、維持修繕、舗装、側溝整備などにつきまして予算の配分に努めているところでございます。

平成19年度は、一般会計の13.8%が土木費の予算で、道路、側溝などの維持修繕工事、除草などの道路維持管理経費に当たる道路維持費の予算は3,570万6,000円で、対前年比39万9,000円の減額でございます。なお、一般的に言われている公共事業については10数%が減額されておるところであります。ここ数年3,500万前後で推移していることを考えていただきたいと思っております。

市に対する自治会要望につきましては、各自治会5項目を限度に要望書を提出していただいております。平成17年度の要望件数は227件で、89件の事業を実施し、39%の整備率でございました。また、平成18年度は要望件数234件で、78件を実施し、33%の整備率でございます。今後もそのように努力しながら努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[8番議員挙手]

○議長（児山廣茂君） 8番 古田信雄君。

○8番（古田信雄君） いずれもおおむね御答弁に対して了解をいたしました。人口対策と子育て支援につきまして意見と提案をさせていただきます。

まず人口対策でございますが、平成17年3月に東海環状自動車道の東回り区間の開通の効果も手伝ってか、お隣の関市の工業団地テクノハイランドに、企業の全区画進出決定に伴って、従業員宿舎、アパート経営のあっせん営業活動が美濃市でも盛んと聞いております。また、連日と言っていいほど新聞折り込み不動産情報、建売住宅のチラシがありますが、この発信先は近隣市が大半で、美濃市からの発信はごくわずかのようです。住みたいまちは関市、訪れたいまちは、ぜひ訪れたいまちは美濃市というような感覚は否めません。

そこで、私は美濃市の定住人口増対策の施策として、先ほど塚田議員からの質問にもありましたように、アパートの助成をおっしゃいましたが、ここでは、市長の御答弁にもありましたように、賃貸住宅建設助成制度、それから先ほどもちょっと触れましたけれども、美濃市優良宅地供給促進奨励で4戸以上の分譲宅地造成に1戸当たり50万の上限1,000万という制度がございますが、この制度というのは、賃貸住宅は建てる業者、そして優良宅地供給促進奨励というのは宅地造成業者であって、50万円の助成もそこに住む人にはどのように還元されているのか。あまり還元されていないように私は思いますので、そこで、私は美濃市に転入されて新規定住していただく方々の建築費の助成と、固定資産税を3年から5年の一定期間非課税とし、また賃貸転入者にも、要するにアパート転入者にも各種税の一定期間の減免等を提案するものですが、いかがでしょうか。働く場は関市でも、「住みたいまち 美濃

市」「住んでよかったまち 美濃市」という美濃市づくりに思い切った施策が必要と考えますが、ぜひ実施に向け努力されるよう望みます。

二つ目に、子育て支援でございますが、日本の人口は2006年にピークを打って2007年からは減り始めるというのが政府の推計でありまして、人口は50年後には1億人を割って100年後には5,000万人になるという試算もあるようです。美濃市においても、人口の減少においては著しいものがあります。子供を産みたくないと思わせる社会には、何かおかしさがあるのではないのでしょうか。子供にお金がかかる、働きながら子育てができにくい、手を差し伸べてくれる人がいない等々、多くは意図せざる結果かもしれませんが、産むのが当たり前だった子供を産めない不自然があるのなら、その不安、不満、不信の種を一つずつ探し出して取り除くよう努力する必要があると思います。

美濃市には、他市にない手厚い子育て支援が最も重要だと考えます。名古屋市は、2004年度から3人目以降の保育料をゼロ歳児から2歳まで無料としています。その結果、親には最大月額6万4,000円の負担軽減になり、保育園に預けない場合には子育て支援手当を月額2万円支給されています。この名古屋の松原市長は、「子育て支援や教育を金食い虫として敬遠する首長もお見えになりますけれども、私は人口をふやす武器だと思っている。子育てするなら名古屋市でと思ってもらえれば、若い中堅所得層の流入がふえ、市民税の増収にもつながる」とおっしゃっておられますが、私も大いに賛同するものです。

今後、美濃市においても、このことを参考にされ、他市に先駆けた手厚い支援策を整え、その意気込みを持って企業にも伝え、先ほど森議員さんの方からも御指摘ありましたように、私の場合は、特に男性の育児休暇制度の充実を企業にも呼びかけられ、その先駆けとして、男性市職員による有給の育児休暇取得の義務づけを検討・実施されますよう希望いたしまして、再質問を終わります。

○議長（児山廣茂君） 以上をもって市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題の議第1号から議第35号までの35案件について、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

第38 請第1号（提案説明・委員会付託）

○議長（児山廣茂君） 次に日程第38、請第1号について、紹介議員において紹介を許します。

10番 平田雄三君。

○10番（平田雄三君） 請第1号について、お手元に配付されております請願文書表を読み上げて紹介いたします。

受理年月日、平成19年3月12日、件名、美濃インター前区画整理事業の推進に対する適正な対応を求める請願、請願者の住所及び氏名、美濃市松森 536番地、古田信夫。

請願の要旨。

美濃インター前区画整理地に大型店(株)バロー出店の動きがありますが、その計画区域の

地権者には貸し地に反対する者や換地を要求する者がおります。

現在、反対している地権者は少人数であるため、賛成に同意するよとの大型店(株)パローからの交渉や、美濃インター前区画整理組合からの説得に対し大変苦痛な思いをしています。

将来、地権者の間に遺恨がないためにも適正な対応をするよう、美濃インター前区画整理組合を監督・指導くださるようお願いいたします。

請願項目、1. 美濃インター前区画整理事業の推進に対し、地権者全員が納得できる同意が得られるよう美濃インター前区画整理組合を監督・指導してください。

紹介議員は、氏名、岩原輝夫と、私、平田雄三であります。

以上で紹介を終わります。

○議長（児山廣茂君） 以上で紹介は終わりました。

ただいま議題の請第1号については、会議規則第132条第1項の規定により、経済建設常任委員会へ審査を付託いたします。

〔発言する者あり〕

○議長（児山廣茂君） 古田信雄君。

○8番（古田信雄君） 今の請願の追加でございますが、これは私の理解するところでは、請願者が不在でございますので紹介者のみとなっておりますが、委員会付託ということでございますけれども、常任委員会以外の私たち、私もそうなんですが、この要旨だけでは十分な理解というか、協議というか、できないもんですから、ぜひとも、委員会付託にはこれは会議規則何条というのがありましたので結構でございますが、ぜひともこのことについて、この本会議終了後にでも全員協議会を開催していただいて、できる説明でよろしいですから、もう少し説明というか、協議する時間を与えていただきたいと思いますと思いますが、要望というか、お願いをしますので、よろしく申し上げます。

○議長（児山廣茂君） これより暫時休憩いたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時51分

○議長（児山廣茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請第1号につきましては、会議規則第132条第1項の規定により、経済建設常任委員会へ審査を付託いたしますことに決定いたしました。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は3月15日午前9時30分から、民生教育常任委員会は3月16日午前9時から、経済建設常任委員会は3月19日午前9時30分からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付しましたとおり、市議第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書についてが提出されました。この際

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 市議第1号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第1号について、7番 古田勇夫君。

○7番（古田勇夫君） ただいま上程になりました市議第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

原案を朗読して、提案といたします。

それでは、議案集2ページをお開きください。

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書。

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられてきたところであるが、トンネルじん肺問題は未だに解決されていない状況にある。

こうした中、全国11カ所に地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟の中で、東京地裁、熊本地裁及び仙台地裁において、国の規制権限に不行使を違法とする司法裁判が示された。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共事業によって発生した職業病であること等から、規制権限を有する国が責任を持って解決に向けて取り組むべき重要な問題である。

よって、国におかれては、発注者及び施工者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺根絶の抜本的な対策に早急に取り組まれるよう強く求める。

記、

1. トンネル建設現場において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務付けること。
2. トンネル建設現場において、坑内労働者が粉じん暴露される時間を短縮、規制すること。
3. 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者への補償等、救済制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年3月14日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣でございます。以上です。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後2時57分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい
ては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり可決いた
しました。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから3月21日までの7日間休会いたしたい
と思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから3月21日までの7日
間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（児山廣茂君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月22日は午前10時から会議を開きます。なお、議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでございました。

散会 午後2時59分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年3月14日

美濃市議会議長

児 山 廣 茂

署 名 議 員

加 納 喜 代 彦

署 名 議 員

市 原 良 英

議 事 日 程 (第 3 号)

平成19年3月22日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 平成19年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 平成19年度美濃市老人保健特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 平成19年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第 8 号 平成19年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第10 議第 9 号 平成19年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第10号 平成19年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第11号 平成18年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第13 議第12号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第13号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第15 議第14号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第16 議第15号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第16号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第17号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第18号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第20 議第19号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第21 議第20号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第21号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第22号 美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第23号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第24号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第26号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第27号 美濃市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第28号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第29号 美濃市留守家庭児童教室施設の設置及び管理に関する条例について
- 第31 議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第32 議第31号 住みたいまち美濃市の環境を守る条例の一部を改正する条例について
- 第33 議第32号 美濃市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 第34 議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
 第35 議第34号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
 第36 議第35号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について
 第37 請第1号 美濃インター前区画整理事業の推進に対する適正な対応を求める請願

本日の会議に付した事件

第1から第37までの各事件

(追加日程)

市議第2号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例について

出席議員（17名）

1 番	太 田 照 彦 君	2 番	森 福 子 君
3 番	山 口 育 男 君	4 番	佐 藤 好 夫 君
5 番	武 井 牧 男 君	6 番	市 原 鶴 枝 君
7 番	古 田 勇 夫 君	8 番	古 田 信 雄 君
9 番	岩 原 輝 夫 君	10 番	平 田 雄 三 君
12 番	日 比 野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	加 納 喜 代 彦 君	15 番	市 原 良 英 君
16 番	野 倉 和 郎 君	17 番	塚 田 歳 春 君
18 番	西 部 和 子 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	助 役	太 田 松 雄 君
教 育 長	後 藤 正 之 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
総務部参事兼 総合政策課長	平 林 泉 君	民 生 部 長	渡 辺 兼 雄 君
経済建設部長	福 井 昭 次 君	経済建設部参 事兼産業課長	村 井 純 生 君
教育委員会次 長兼教育総務 課 長	小 椋 茂 樹 君	美濃病院参事 兼事務局長	岩 原 泰 君
総 務 課 長	川 野 純 君	秘 書 課 長	梅 村 健 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 吉 田 金 義
議会事務局
書 記 太 田 博 康

議会事務局

次 長 古 田 則 行

開議の宣告

○議長（児山廣茂君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（児山廣茂君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（児山廣茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16番 野倉和郎君、17番 塚田歳春君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第37 請第1号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 日程第2、議第1号から日程第37、請第1号までの36案件を一括して議題といたします。

これら36案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

○総務常任委員会委員長（武井牧男君） おはようございます。

それでは報告させていただきます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月15日午前9時30分から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第1号 平成19年度美濃市一般会計予算中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第11号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第21号 美濃市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第22号 美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第23号 美濃市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可

決すべきものと決定いたしました。

次に議第24号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第25号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第33号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第34号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（兎山廣茂君） 次に、民生教育常任委員会委員長 山口育男君。

○民生教育常任委員会委員長（山口育男君） 今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月16日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第1号 平成19年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第2号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第3号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第4号 平成19年度美濃市老人保健特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第8号 平成19年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第9号 平成19年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

次に議第11号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第12号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第13号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第14号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第18号 平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第19号 平成18年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第26号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第27号 美濃市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第28号 美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第29号 美濃市留守家庭児童教室施設の設置及び管理に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第30号 美濃市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第31号 住みたいまち美濃市の環境を守る条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議な

く原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（児山廣茂君） これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集願います。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済建設常任委員会委員長 古田勇夫君。

○経済建設常任委員会委員長（古田勇夫君） 今期定例会において経済建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月19日午前9時30分から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第1号 平成19年度美濃市一般会計予算中、経済建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第5号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第6号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第7号 平成19年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第10号 平成19年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第11号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、経済建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第15号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第16号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員

異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第17号 平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第20号 平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第32号 美濃市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第35号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請第1号 美濃インター前区画整理事業の推進に対する適正な対応を求める請願を議題とし、意見としまして、請願の文面には「地権者は少数である」とか「大型店バロー」という特定の名前が出ているが、当事者同士の問題であれば議員という立場では立ち入れないと思うが、どのように解釈すべきか紹介議員にお尋ねする。紹介議員は、美濃インター前区画整理事業の推進に対して、少なくとも地権者の方々が納得できるような形の区画整理を行ってほしいということであり、行政として組合に対し指導を求める請願であると解釈しており、バローの出店に反対だとか、出店を促進するとか、区画整理組合の中に議会が介入するとか、そのような内容の請願ではないことを御理解していただきたい。

また、「現在、美濃インター前区画整理組合からの説得に対して」と文面にあるが、区画整理組合がどのように説得工作を行ったのか両者の話を聞かないと判断できないため、両者を呼んで話を聞くべきである。両者を呼んで話を聞くことは、両者間に混乱を招くことになる。議員がどちらかの味方につくという意味の請願ではなく、地権者の間に遺恨が残らないように指導してもらえないかということの請願項目そのものを厳粛に受けとめた中で、請願の取り扱いとして、市長へ送付することを提案するとの意見があり、また継続審査という意見もありましたが、議論を重ねた上、討論なく、採決の結果、賛成多数により原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

なお、本件について、市長に対して送付すべきとの意見があり、採決を行った結果、賛成多数により送付すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（児山廣茂君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、17番 塚田歳春君。

○17番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今期定例会に提出された議案で、反対するものにはその反対理由を、意見あるものには意見を申し述べ、討論を行います。

国の三位一体改革は2006年までの3年間で一段落したこともあり、2006年度は、国の予算レベルでは地方財政関係で大きな変化はありませんが、地方自治体レベルではこれまでの三位一体改革の影響が次第に出てくると思われまます。それは、国庫補助負担金の削減の影響があります。この4年間に総額で5兆2,000億円削減され、このうち1兆円余りは事業そのものの廃止や縮小によるもので、残りの事業は継続されるようになっています。しかし、その財源として手当てされたのは、税源移譲された3兆円と交付金化された8,000億円です。総額としても不足する上に、税源移譲された住民税の税収は地域差が大きく、美濃市のような小さな地方では財源が不足することになります。そのため、国は事業に支障を来さないよう地方交付税で手当てすると言っておりますが、このことを守らせることが必要であります。

税源移譲された3兆円は、2006年度は所得譲与税として配分されましたが、2007年度は直接地方の税収になりますが、税収の増収には自治体ごとで異なるため、国庫補助負担金の削減分を補えないところが出てきます。この不足分を補うために地方交付税の役割が重要になってきますが、国はその規模を縮小しようとしています。美濃市などでは、削減に見合った額がカバーされないことは明らかであります。地方交付税の総額確保や財源保障など、国に求めていくことが不可欠であります。市も、議会も、そのために力を尽くさなければなりません。

さて、議案についてですが、平成19年度一般会計の中で私たちが問題とするところは、道の駅建設に伴っての予算措置であります。全体の予算からすればわずかな予算ですが、道の駅にかかわることから、反対をするものです。

予算案の具体的な箇所は、7款 商工費、1項 商工費、2目 商工観光費、道の駅施設管理委託料 246万3,000円です。この予算は、道の駅にできるトイレ、駐車場、サイクルステーション、公園などの維持管理の委託料であります。この点について、昨年6月議会で私の質問に市長は、人件費や施設の維持管理費は手数料収入や売り上げ収入で賄うと答弁されており、今回の措置は議会答弁に責任を持たない措置であり、反対であります。

また、一般会計補正予算（第4号）、第2表繰越明許費中、7款 商工費、2項 商工費、農産物直売施設整備事業補助 5,008万8,000円、道の駅整備事業補助 2億6,477万8,000円、道の駅整備事業（単独）550万円は、18年度で予算の執行ができなかったための措置であり、道の駅に反対している私たちは当然反対であります。

道の駅の建設は、事業が進むにつれ市民の皆さんから批判の声が多く聞かれ、私たちが行っているアンケートでも、税金のむだ遣いだから今からでもやめてほしい、市の財政が心配だ、夕張市のようになりはしないかなどと、市政の大きな関心事になっています。これまで市民の皆さんの反対の声に従って道の駅を中止する機会は何度もあったにもかかわらず、あくまで自分のやりたいことはやるという姿勢を市長は貫いてきました。今後の市政運営に当たっては、このような姿勢でなく、地権者である市民の皆さんの声をしっかり受けとめ、市民の皆さんにとって必要不可欠な事業を優先させ予算化すべきであります。

今、高齢者は、わずかな年金での生活にもかかわらず、国の税制改正により、住民税の非課税限度額の廃止、高齢者控除の廃止、公的年金控除の縮小、ことし6月からの住民税の定率減税の廃止など、大きな負担がかぶさっています。これらの増税は国保、介護保険にも影響し、年金だけでは生活できないと悲鳴を上げておられます。アンケートでも、月々5万円から10万円での年金生活の方々が最も多くいらっしゃいます。そうした皆さんにこそ手厚い施策を講じていくことや、子育てしやすい環境をきめ細かくつくっていくことが市政のやるべき仕事ではないでしょうか。

また、反対まではしませんが、2款 総務費、1項 総務管理費、3目 広報費中、ケーブルテレビ番組制作経費 460万円が予算化されておりますが、本当にそこまで必要でしょうか。460万円あれば、例えば夏休みの学童保育の始業時間8時30分をせめて1時間繰り上げてほしいという要望がありますが、そのための対策に充てることなど、テレビ番組制作より優先させてほしいことがほかにもあると思います。

なお、新年度予算には、子供の医療費の無料化が入院も通院も小学校6年生まで無料になっていること、古くなった中有知小学校のプール建設に着手されること、軽度発達障害児の早期発見療育のための措置、安毛、口野々、富野の関係者の長い間要求しておられた児童の安全確保のためのスクールバスの運行など、市民要求に沿った予算措置がされていることは認めるものであります。

次に、要望を申し上げます。

旧美濃病院は、解体し、当面は観光駐車場としての活用ということですが、将来どう利用するかについては、パブリックコメント方式を取り入れ、市民の皆さんの意見を十分聞き、進められるよう要望しておきます。

また、武藤家の取得については、活用目的、維持費、文化遺産としての価値の科学的検証等が明確になっていないまま、市で取得するというような結論を出すべきではないと考えます。伝建地区の文化的、景観的遺産として、住民の皆さんの手で守り、後世に残していただけるように市として心血を注ぐことこそ市及び教育委員会の責任であると考え、申し添えます。

最後に、請第1号 美濃インター前区画整理事業の推進に対する適正な対応を求める請願についてであります。

請願の要旨は、バローの出店の動きに対して反対している地権者は少人数であるため、賛成に同意するようにとバローからの交渉や、美濃インター前区画整理組合からの説得に対し、大変苦痛な思いをしているので、市は指導してほしいというものです。しかし、本当に区画整理組合からの説得があるのか判断しかねるところであります。また、請願項目では、美濃インター前区画整理事業の推進に対し、地権者全員が納得できる同意が得られるよう市は組合を指導してほしいと言われておりますが、利害関係がある土地の問題で、市が全員が納得できる同意をとることは困難に思います。付託された委員会でも申し上げましたが、事実を確認するためには、請願者と区画整理組合の役員の両者の意見を聞かなければ判断しがたいと思います。こうした問題はそれぞれの利害関係があり、慎重に審査する必要があることから、継続審査を主張します。

他の議案については、一々申し上げませんが、すべて賛成をするものです。

以上、討論といたします。

○議長（児山廣茂君） 次に、10番 平田雄三君。

○10番（平田雄三君） 私は、請第1号 美濃インター前区画整理事業の推進に対する適正な対応を求める請願につきまして、賛成の立場で討論いたします。

インター前区画整理事業は、市にとって最も重要な施策であり、市の玄関口としてその発展が大いに期待をされているところでございます。また、我が国の人口も減少傾向にありまして、当市におきましても人口増対策は避けては通れない最重要課題でございます。そんな中で、当区画整理地内で大型店の出店計画があり、現在、当大型店により、区画整理地内の地権者に対し、積極的に賃借交渉が行われていることを聞いております。貸したい人、借りたい人、あるいは貸したくない人、換地の欲しい人、地権者の方々の中にはいろんな考え方の人がいるのも事実でございます。

こういうせっかくの事業推進で、地域の発展策が逆に地域の方々の争い事の火種となり、将来に禍根を残すことは最も避けなければならないことであります。大型店の出店の是非につきましてはいろんな立場で議論はあろうと思いますが、それ以前に、地権者間、あるいは地域間にわだかまりがないように、互いに理解し合えるよう十分話し合いをされて、区画整理組合の方向を決定できるように市御当局の御指導が大切であり、善処方を求める請願であると私は受けとめまして、その請願項目に賛成するものでございます。

○議長（児山廣茂君） 次に、6番 市原鶴枝君。

○6番（市原鶴枝君） 市政クラブを代表して、本定例会に付議されました全議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

今、大多数の地方都市が、かつてない厳しい財政運営を余儀なくされております。三位一体の改革が一段落したものの、歳出・歳入一体の改革による地方交付税の減額はまことに大きな影響を及ぼしております。しかしながら、厳しい財政状況とはいえ、少子化問題や健康などの市民福祉の向上対策や教育問題など、市民の暮らしに直結した課題に対する市民の関心は高く、一層の充実が求められております。

美濃市が持続していくためには、人口対策や産業の振興など、将来の安定した発展を期するための諸施策をおろそかにすることもできません。限られた財源の中で、投資効果が高く、市民福祉の向上に結びつく施策をいかに選択するかがより重要になってきたものと存じます。単独の道の選択に加えて、「夕張ショック」により、地方交付税の行き方や市債残高などの財政運営に対しても大いに市民の関心と注目が深まっているところでございます。従来からの議会の役割であるチェック機能に加えて、地方自治法の改正により、議会の政策立案機能が強化されました。市民の皆様、行政、議会が一丸となった協働のまちづくりをより一層推進し、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に邁進しなければと意を新たにしているところでございます。

こうした状況の中で、新年度予算の規模は、対前年比で一般会計が 9.4%の減、総額で 2.2%の減となっております。前年度予算では道の駅整備事業などの大型プロジェクトによる積極型の予算でしたが、新年度予算は、厳しい財政状況に即応した堅実かつ現実型の予算と考えております。減額予算にもかかわらず、施策的には多くの新規事業が盛り込まれ、めり張りのきいた予算内容となっておりますことを大いに評価するものでございます。

特に三つの重点事業は、いずれも時代に即応し、あるいは美濃市の将来のために必要な事業ばかりでございます。

重点事業一つ目のツアー・オブ・ジャパンとサイクルシティ美濃の推進は、スローライフの時代にふさわしい事業でございます。自転車を媒体としたユニークな施策の展開は、キラリと光るオンリーワンのまちづくりの施策の一つとして、市内外から注目が寄せられております。日本最高峰の自転車レースと言われるツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催は、競技関係者はもちろん、多数の観客が美濃市を訪れ、マスコミにも大きく取り上げられることとなります。世界レベルの自転車のスピードとテクニックを目の当たりにすることにより、美濃市民に自転車の魅力を余すことなく伝えてくれるでしょう。サイクルシティ美濃の実現に向けて、まことにインパクトの強い事業となります。近い将来、市民生活や美濃市の風情に自転車が溶け込む日々が実現する足がかりとして申し分のない事業でございます。

次に重点事業の二つ目、市民総参加の健康づくりについてでございます。健康で有意義な生活を営むことは、すべての市民の願いです。健診体制はもちろん、事後指導を含めた体制の充実、病の早期発見、あるいは医療費の抑制に結びつきます。わくわく元気推進事業などの各事業を最大限の効果が得られるよう、各部署が連携して推進することを願うものです。また、美濃病院における糖尿病センター設置をいち早く名乗りを上げたことは、ことしじゅうにも拠点病院が診療圏域ごとに選定されると言われている中で、まことに時期を得た施策でございます。メタボリックシンドロームなど、この地域の特性に対処する地域医療施設として大きな効果を発揮するものと存じます。

三つ目の人口対策とにぎわいづくりは、まさに美濃市の将来のために重要な事業でございます。少子化対策は、今さら申し上げるまでもなく、世界的な問題となっており、地域ぐるみの子育て支援や経済的支援が求められております。新年度では、私どもが要望いたしましたし

た児童医療費の無料化や療育システムの構築、留守家庭児童教室の拡大など、美濃市独自の施策が数多く盛り込まれ、きめ細かく対処していただきました。美濃市が持続し、発展を続けていくためには、安定した人口の確保が必要です。そのためには、産業の振興による雇用の場の確保や、安価で良好な宅地供給など、総合的な施策が求められます。高速道路の結節点に位置する美濃市の特性を生かしながら、笠神・池尻工業団地が一日も早く実現できるよう、執行部と一体となって促進に努めていきたいと存じます。また、「美しい日本の歴史的風土 100選」に選定された町並みを初め、恵まれた観光資源を生かした交流人口の増加を図る施策も、にぎわいづくりには重要です。「美濃ブランド」を高めることにより、観光産業を中心とした産業振興は、雇用機会の拡大や新たな民間活力の創出につながっていくものと存じます。

重点事業のみならず、新年度予算全般に新規・拡充事業が多数見受けられ、きめ細かな配慮がされております。教育については、少人数指導や基礎学力定着指導を初め、図書館教育の充実など学校教育の充実、また、生涯学習の推進や文化振興など、市政全般に人材を育てながら、健康で心豊かに生きがいのある生活を確保するための施策が盛り込まれております。上下水道事業、土地区画整理事業、生活道路整備、防災などの環境整備にも積極性がうかがわれ、バランスのとれた適正な予算内容となっております。

以上のように、第4次総「美濃市21世紀のグランドデザイン」に沿った小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくりの施策展開が図られ、着実に「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりが進められる予算となっております。評価をするものであります。しかしながら、歳出・歳入一体の改革は2011年を目標とされております。歳出抑制路線は当分の間継続されると思われますので、地方交付税の減額など、厳しい財政事情は好転する兆しはございません。今後とも、社会構造の変革に的確に対応した第2次平成まちづくり改革を確実に実施し、事務事業の見直し、経費の削減等に努め、健全財政を確立すべく徹底した行財政改革に取り組み、地方分権を推進し、市長の提唱される地域力と教育力、文化力の向上のための施策を推進されることを望むものでございます。

以上、市政クラブを代表した賛成討論といたします。

○議長（児山廣茂君） 通告による討論は終了しました。

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（児山廣茂君） 8番 古田信雄君。

○8番（古田信雄君） 私は、今期提案されました議案のうち、請第1号 美濃インター前区画整理事業の推進に対する適正な対応を求める請願について、反対の立場から意見を申し述べます。

今回上程されております請願の要旨を私なりにつぶさに整理をし、調査の過程では、美濃インター前区画整理組合の理事長を含む理事3名の方に面談をし、聞き取り調査をいたしました。その結果、要旨にありますような説得をする旨の会議を開催したこともなければ、過

去の理事会においても議案にした事実もないとのことでございました。したがって、この請願は憶測や思い込みで記述されており、現実認識に適正を欠いた要旨であると確信するものでございます。

一方、スーパーバローという進出企業との交渉事は、あくまでもこれは個人の商取引であり、議会が関与することは適切ではないと考えます。

以上の観点から、美濃インター前区画整理組合の擁護と美濃市議会の正義と秩序を守るためにも、請第1号を不採択とすることに御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げます。討論を終わります。

○議長（児山廣茂君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（児山廣茂君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第1号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手多数であります。よって、議第1号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第2号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第9号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手多数であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第29号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第30号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第33号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（児山廣茂君） 举手全員であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第34号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第35号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、議第35号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に請第1号について、委員長報告は原案を採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手多数であります。よって、請第1号は委員長報告のとおり採択いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（児山廣茂君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第2号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（児山廣茂君） 市議第2号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第2号について、5番 武井牧男君。

○5番（武井牧男君） ただいま追加上程されました市議第2号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案説明いたします。

なお、お手元に配付されております条例改正の概要をあわせて御参照ください。

今回の改正は、平成16年12月の美濃市議会議員定数条例の一部改正及び今定例会に上程・議決されました美濃市内部組織設置条例の一部改正等に伴い、条文を整備するものでございます。

第2条中「6人」を「5人」に改めますのは、美濃市議会議員定数条例の改正により、定数が18人から15人に減少したことによるものでございます。同条第3号中「経済建設常任委

員会」を「産業建設常任委員会」に、「経済建設部の所管に属する事項」を「産業振興部の所管に属する事項」「建設部の所管に属する事項」に改めますのは、美濃市内部組織設置条例の一部改正によるものでございます。

また、第3条第1項中「2年」を「1年」に改めますのは、常任委員の任期を改正するものでございます。

附則として、この条例は、平成19年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙の後に開かれる最初の議会の招集日から施行する。

なお、第2条第3号中「経済建設常任委員会」を「産業建設常任委員会」に、「経済建設部の所管に属する事項」を「産業振興部の所管に属する事項」「建設部の所管に属する事項」に改める改正規定は、平成19年4月1日から施行するものであります。

以上で市議第2号の説明を終わります。

○議長（児山廣茂君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（児山廣茂君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（児山廣茂君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児山廣茂君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（児山廣茂君） これをもって本日の会議を閉じ、第1回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時28分

市長あいさつ

○議長（児山廣茂君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、こんにちは。

平成19年第1回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成19年度予算を初め、多数の議案に対しまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございます。今会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、事業の実施や市政運営に反映するよう努力をする所存でございます。

本日議決をいただきました新年度予算の執行に当たりましては、極めて厳しい財政状況の中、平成まちづくり改革大綱に基づき、引き続き事務事業の見直しや経費の節減・合理化など、徹底した行財政改革を推進し、効率的、効果的に事業を行い、施政方針に掲げた、小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくりに取り組んでまいる所存であります。

さて、平成18年度事業につきましては順調に進展し、3月28日には、県道富加・美濃線の開通にあわせて、午後2時から、市道広岡町・松森線、県道富加・美濃線のどちらも開通式を予定しております。また、5月22日に開催されますツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの準備につきましても、地域の皆さん、関係者の御協力により順調に進展しておりまして、3月28日の午前9時から、市道の広岡町・松森線の開通式にあわせ、イベント「タイムトライアル&おもしろ自転車試乗会」を開催する予定でございます。中有知地区に建設しております留守家庭児童教室「中有知遊童館」も間もなく完成の運びとなり、4月より開設の予定であります。道の駅整備事業、その他の事業につきましても、いずれも順調に進展しているところであります。

なお、例年のおおり、今年も国会において地方税法の改正が審議されております。主な改

正内容は、市民税では上場企業の配当、譲渡益に対する権限税率の適用期限の延長、固定資産税では住宅のバリアフリー改修に係る特別措置の創設等でございますが、改正法が成立いたしますと、課税事務に対処するため、美濃市税条例の一部改正につきまして専決処分をすることになりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、4月に4年の任期満了を迎えられることになっております。議員の皆様とともに歩んでまいりました4年間を顧みますと、感慨無量のものがございます。その間、市町村合併につきましては、美濃市は住民投票により市民みずからが単独の道を選択いたしました。こうした中で、美濃市の豊かな自然を活用し、この地にはぐくまれた美濃和紙や歴史あるうだつの町並み、伝統文化を大切にしながら、市民の皆様が生きがいを感じ、将来に夢を抱いて生活できる、小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくりに、健全財政のもと、着実に議員の皆様とともに取り組んできたところでございます。

具体的には、都市環境整備では、電線の地中化や建物修復など町並みの整備、土地区画整理、幹線道路整備、上下水道整備を推進し、下水道普及率は85%以上になっており、コミュニティバス「わっちも乗るCar」の運行開始もできました。産業面では、全国の地域製品の知名度の調査では、県下の製品のうち、美濃和紙だけが全国1位にあります。こうした美濃和紙の振興、美濃和紙あかりアート館の整備事業、空き店舗活用事業の市街地活性化事業、民間活力創生基金「うだつ基金」の活用、道の駅整備事業の着手、あかりアート展、日本まんなか共和国等のイベントの開催、市民生活の向上では、健康づくり、少子・高齢化対策、介護保険の立ち上げ、新美濃病院の建設と開院、広域の流動床式ごみ焼却施設の完成など、教育文化の向上では、学校再編成、少人数学習指導、英語教育の充実、特色ある学校づくり、生涯学習、青少年健全育成、市民創作ミュージカルやあかりアート展、文化芸術などの事業を推進し、町並みは72戸の修景を行い、修復ができました。また、今日まで12の空き店舗で新しい営業が始まっております。市民参加では、市民と協働するまちづくり体制ができたほか、ボランティア活動の普及・促進、男女共同参画、広聴・広報、情報公開、市制施行50周年記念事業、愛知万博の参加事業、日本まんなか共和国文化首都・金森長近公まちづくり400年記念事業、ケーブルテレビ整備事業、高速インターネット普及事業など、数々の成果を上げることができました。おかげをもちまして、平成17年度には地域づくり総務大臣表彰の受賞、ことしはうだつの上がる歴史的な町並みが「美しい日本の歴史的風土100選」に選定されるなど、議会を初め、美濃市と市民との一体となった取り組みが大きく評価されたところでございます。

このように、美濃市行政が順調に進展いたしましたのも、議員各位の御指導と御協力のたまものと、ここに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

承るところによりますと、4月の統一地方選挙におきましては多くの議員の皆様が再び立候補されると聞いております。どうか御健闘され、当選の栄に浴されますよう心から祈念申し上げます。一方、今限りで御勇退されます議員の皆様には、長年にわたり市政発展と住民福祉の向上のために献身的に御尽力を賜り、また私自身につきましても格別の御指導を賜

り、重ねて心から深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。どうか今後とも健康で御活躍の上、豊かな経験を生かされまして、市政進展のためにも格別のお力添えと御指導を賜りますようお願い申し上げまして、感謝の言葉にかえたいと思います。

春分も過ぎ、日ごとに春めいてまいりました。議員各位におかれましては、健康には十分御留意されまして、くれぐれも御自愛くださいますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

○議長（児山廣茂君） 本市議会定例会には、平成19年度予算を初め、数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の極めて御熱心な御審議によりまして、ここにすべての案件を議了いたしました。議事運営に対する各位の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たっては議会の意向を十分尊重され、市政の伸展を図られますよう切望し、閉会の言葉といたします。どうも御苦労さまでございました。

お知らせします。直ちに全員協議会を開催しますので、合同委員会室にお集まりください。本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年3月22日

美濃市議会議長 児 山 廣 茂

署 名 議 員 野 倉 和 郎

署 名 議 員 塚 田 歳 春

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第1号	平成19年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第11号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管に関する事項	原案可決
議第21号	美濃市監査委員条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第22号	美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第23号	美濃市行政手続条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第24号	美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第25号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第33号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について	原案可決
議第34号	岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について	原案可決

平成19年3月15日

総務常任委員会委員長 武井牧男

美濃市議会議長 児山廣茂様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議第1号	平成19年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第2号	平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算	原案可決
議第3号	平成19年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議第4号	平成19年度美濃市老人保健特別会計予算	原案可決
議第8号	平成19年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議第9号	平成19年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議第11号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管に関する事項	原案可決
議第12号	平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第13号	平成18年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第14号	平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第18号	平成18年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議第19号	平成18年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議第26号	美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第27号	美濃市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第28号	美濃市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第29号	美濃市留守家庭児童教室施設の設置及び管理に関する条例について	原案可決

平成19年3月16日

総務常任委員会委員長 武井牧男

美濃市議会議長 児山廣茂様

経済建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議第1号	平成19年度美濃市一般会計予算中所管に関する事項	原案可決
議第5号	平成19年度美濃市簡易水道特別会計予算	原案可決
議第6号	平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議第7号	平成19年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議第10号	平成19年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議第11号	平成18年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管に関する事項	原案可決
議第15号	平成18年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第16号	平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第17号	平成18年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第20号	平成18年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議第32号	美濃市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第35号	中濃地域農業共済事務組合理約の変更に関する協議について	原案可決
請第1号	美濃インター前区画整理事業の推進に対する適正な対応を求める 請願	原案採択

平成19年3月19日

経済建設常任委員会委員長 古田 勇 夫

美濃市議会議長 児山 廣 茂 様